

第四次太宰府市地域福祉計画 (素案)

令和 4 年 3 月

太宰府市

(12 月 9 日 第 5 回委員会)

市長挨拶

目 次



第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の趣旨	2
第2節 計画の位置づけ	8
第3節 計画の期間	9
第4節 計画の策定体制と方法	10
第2章 地域福祉を取り巻く概況	11
第1節 人口・世帯の状況	12
第2節 支援が必要な人たちの状況	14
第3節 社会資源の状況	18
第4節 地域福祉計画の実施状況の評価	20
第3章 計画の考え方と取り組み	21
第1節 基本理念	23
第2節 基本目標	24
第3節 取り組みの体系	25
第4節 目標別の中核的取り組み内容	26
基本目標1 みんなで寄り添う	26
基本目標2 支援を届ける	36
基本目標3 日ごろからつながる	47
第4章 成年後見制度利用促進基本計画	59
第1節 計画策定の趣旨	60
第2節 現状と課題	60
第3節 基本方針	62
第4節 具体的な取り組み	62
第5章 計画の推進に向けて	65
第1節 協働による計画の推進	66
第2節 計画の進行管理	67
資料編	69

第1章

計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

1. 地域福祉計画の趣旨

(1) 計画策定の背景

太宰府市（以下、「本市」という。）では、平成17年に「第一次太宰府市地域福祉計画」を策定して以降、平成29年策定の「第三次太宰府市地域福祉計画」まで、適宜見直しを行いながら地域福祉を推進してきました。

近年の地域社会においては、少子高齢化や単身世帯の増加、人間関係の希薄化の進行などから、社会的孤立やひきこもり、虐待、生活困窮等の複雑で複合的な課題を抱える人が増加しています。さらに、新型コロナウイルス感染症の流行によって人とのつながりが断たれるなど、感染症対策に起因する今までにない社会生活の困難さが問題となり、今後の地域福祉推進においても切り離すことのできない新たな視点となっています。

国においては、平成28年6月に「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、高齢者・障がい者・子どもなど全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会の実現」が掲げされました。「地域共生社会」とは、制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創って行く社会を目指すものです。

公的支援においては、複合的課題や制度の狭間などへの包括的な支援や分野をまたがる総合的サービス提供への転換や、地域においては、住民の主体的な支え合いによる地域づくりを育む仕組みへの転換が方向づけられています。住民相互の支え合いと公的支援の協働による地域課題の解決力の強化や、地域包括ケアの理念を高齢者だけでなく生活上の困難を抱える人へ普遍化した包括的支援体制の構築など、地域を基盤とした包括的支援の強化が求められています。

本市では、「太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標の一つに「太宰府型全世代居場所と出番構想」を掲げ、まちづくりをすすめています。この構想のもと、第三次地域福祉計画の基本理念や成果、課題を継承しつつ、国の動向や新たな課題を踏まえ、今後更に変化する社会情勢への対応が可能となるような「第四次太宰府市地域福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定しています。

(2) 「地域福祉の推進」とは

「地域福祉」とは、地域住民や社会福祉に携わる団体、機関等が互いに協力し、助け合いながら、性別や年齢、障がいの有無、経済的な格差などに関わらず、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるような地域社会を築いていく取り組みのことです。

昨今、家族や地域での支え合う力の低下や、福祉ニーズの複雑多様化に伴う制度の狭間といったさまざまな課題が散見するなか、人と人とのつながりを基本として社会参加を促す「ともに支え合う地域社会づくり」のために、「地域福祉の推進」が求められています（社会福祉法第4条）。

また、平成28年に改正された社会福祉法第6条に「国及び地方公共団体の責務」が明記され、住民、社会福祉事業者、社会福祉活動を行う人、行政の連携による推進が位置づけられました。

社会福祉法（抜粋）

第4条（地域福祉の推進）

地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

第6条（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。
- 3 国及び都道府県は、市町村において第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

(3) 「地域福祉計画」とは

「地域福祉計画」とは、地域福祉を推進するための「理念」と「仕組み」についての行動指針となるものです。社会福祉法第107条の規定に基づき、「地域福祉」（地域での支え合い、助け合いによる福祉）に関する取り組みを示します。

社会福祉法（抜粋）

第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

(4) 「自助」「互助」「共助」「公助」の考え方

地域福祉を推進するためには、行政や社会福祉施設等による福祉サービスの提供だけでなく、支援の必要に応じた見守り、手助けのような、地域住民による支え合い・助け合いが重要です。

そのため、以下の「自助」・「互助」・「共助」・「公助」の考え方を踏まえ、住民、社会福祉事業者、社会福祉活動を行う人、行政等がそれぞれの役割を果たし、お互いに力を合わせる関係を築くことが重要です。

自助	個人や最も身近な家族による支え合い・助け合い
互助	地域で暮らす人や地域活動・地域福祉活動を行う人、地域の施設・事業所などの協働による支え合い・助け合い
共助	介護保険に代表される社会保険制度・サービスによる支え合い・助け合い
公助	行政機関による保健・福祉・医療などの施策に基づいた公的な福祉サービスの提供や、地域の福祉活動への支援による支え合い・助け合い

(5) 地域福祉推進のための圏域の考え方

本市の地域福祉を推進していくためには、本計画の基本理念と、その実現に向けた基本目標の達成のために掲げる取り組みについて、住民一人ひとりのレベルから、隣近所や隣組、自治会、校区の範囲、さらに市内全域まで、それぞれの圏域が担う役割を重層的にすすめていくことが大切です。

本市においては、多様化する地域における福祉の課題に対応していくため、「自分や家族」のレベルから、市全体まで、6つの圏域を設定し、相互の役割を確認し合いながら、重層的に地域福祉推進のための取り組みをすすめていきます。

<地域福祉推進のための圏域の考え方>



(6) 地域福祉をめぐる国の動向

国においては、複雑化している地域課題の解決に向け、多様な主体が地域づくりに参加し、世代や分野を超えてつながることで包括的な支援体制を構築する「地域共生社会」の実現を平成29年に掲げ、その具体化に向け、平成30年4月に社会福祉法の一部改正を行うなど改革がすすめられています。

更に、令和3年4月施行の改正社会福祉法により、市町村が住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業の創設などについて規定されました。

また、平成27年の国連総会において、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、17項目の目標達成に向けて国内においてもさまざまな取り組みがすすめられています。

高齢者福祉・介護分野

認知症の人の増加に対する取り組みの方針として、令和元年に「認知症施策推進大綱」がまとめられ、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、共生と予防の両輪で認知症に関する施策を推進していくことが示されました。

また、令和2年の介護保険法、老人福祉法等の一部改正により、認知症施策の総合的な推進および認知症の人と地域住民の地域社会における共生や地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保などが追加されています。

児童福祉・子育て・若者分野

令和元年の国民基礎調査によると、平成30年時点の子どもの貧困率は13.5%となっており、7人に1人の子どもが相対的な貧困状態にあると発表されています。令和元年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の一部改正や「子供の貧困対策に関する大綱」の見直しが行われ、子どもが将来にわたって夢や希望を持つことができる社会の構築を目指して、さまざまな子どもの貧困対策が講じられています。

また、令和3年内閣府より公表された、第3次の「子供・若者育成支援推進大綱」では、子ども・若者が誰一人取り残されず、家庭・学校・地域等において安心できる居場所を多く持ちながら成長・活躍できる社会の実現の必要性が示されています。

障がい福祉分野

平成 28 年に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」によって、合理的配慮の促進が義務づけられるなど、国内外問わず差別解消のための強力な取り組みがすすめられています。

また、近年では、障がいのある人が社会に参画し、活躍できる社会をつくるため、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正が行われ、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されました。

生活困窮者分野

平成 27 年に施行された「生活困窮者自立支援法」では、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対する自立相談支援事業の実施や住居確保給付金の支給等の措置が規定されました。生活困窮の問題は、複合的な要因が関わる場合も多いことから、平成 30 年 10 月施行の改正生活困窮者自立支援法では、包括的・早期的な支援の強化等が示されました。

災害時支援分野

近年、気候変動に伴う記録的な大雨や大型台風等により、全国各地で甚大な被害が発生しています。令和 3 年に改正された「災害対策基本法」では、頻発する自然災害に対して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保および災害対策の実施体制の強化を図ることが示されました。この改正に伴い、市町村においては、避難行動要支援者の個別避難計画の作成が努力義務化されました。

就職氷河期支援・孤立対策

就職氷河期世代への支援の方針として、「経済財政運営と改革の基本方針 2019」において「就職氷河期世代支援プログラム」がとりまとめられました。就業に関する課題のみならず、社会とのつながり方などのさまざまな課題に直面している人への対応は、本人や家族だけではなく国の将来に関わる重要な課題とされています。

また、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」では、誰一人として取り残さない包括的な社会の構築が示され、孤独・孤立対策として居場所の確保やひきこもり支援などが求められています。

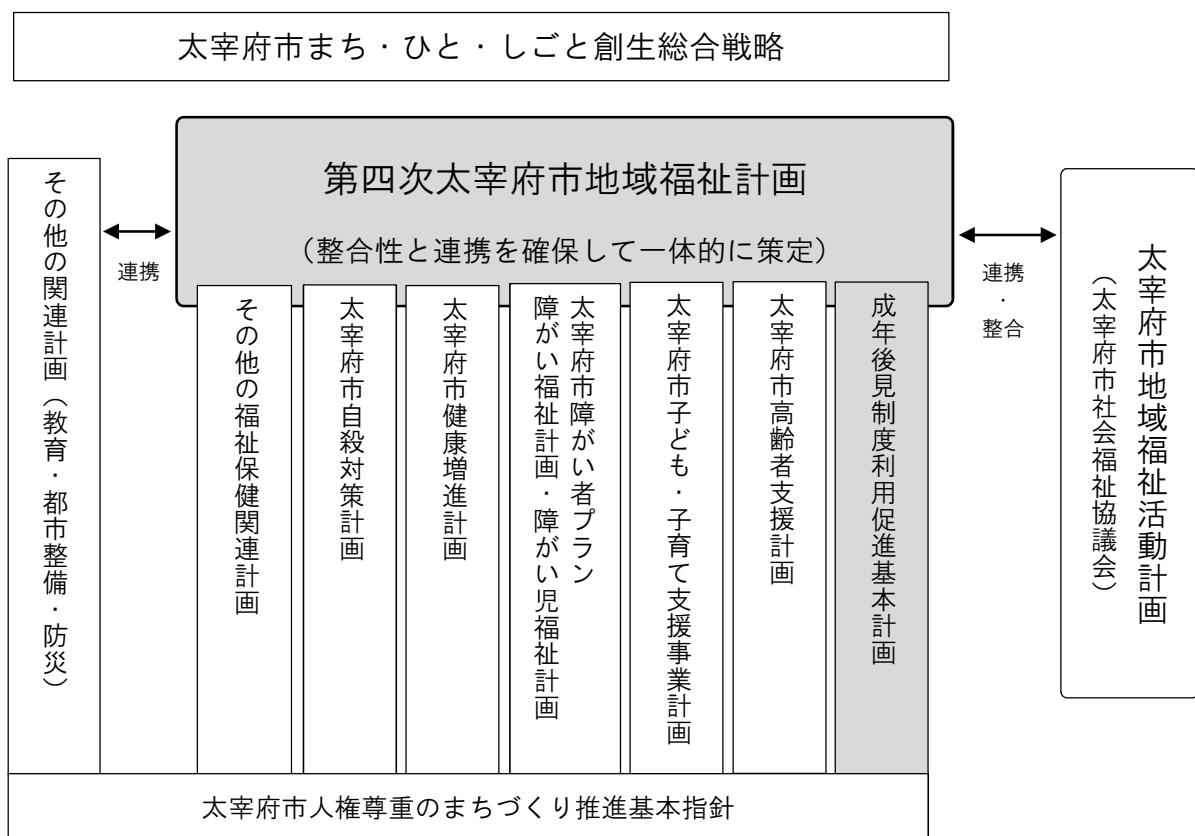
第2節 計画の位置づけ

本市では、「太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略」をまちづくり・ひとづくりの目標として掲げています。

本計画は、社会福祉法第107条に基づき策定するもので、高齢者、障がい者、児童、その他各福祉分野で策定する関連計画において共通して取り組むべき事項を定める上位計画としての位置づけであり、総合的な視点で地域福祉の推進を図るための計画となります。また、太宰府市社会福祉協議会が策定する太宰府市地域福祉活動計画との連携・整合を図ります。

なお、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に定める、成年後見制度利用促進基本計画を内包しています。

＜第四次太宰府市地域福祉計画の位置づけ＞



第3節 計画の期間

本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。また、社会状況の変化や関連計画との整合性を図るため、必要に応じて見直しを行います。

	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度
まち・ひと・しごと 創生総合戦略			第2次				
地域福祉計画			第四次（本計画）				
地域福祉活動計画 (社会福祉協議会)			第四次				
高齢者支援計画	第8期		第9期				
子ども・子育て 支援事業計画		第2期					
障がい者プラン		第5次					
障がい福祉計画 障がい児福祉計画	第6期 第2期						
健康増進計画		第7次					
自殺対策計画							
成年後見制度 利用促進基本計画		第一次（本計画）					

第4節 計画の策定体制と方法

①既存資料調査

既存の統計資料や関連する計画などを整理し、計画策定作業における基礎資料としました。

②市民アンケート

市民2,000名に対し、地域福祉に関する意識やニーズなどについて、選択肢式および自由記入欄を設けた調査票の配布・回収による調査を行いました。

③自治会アンケート

自治会長、民生委員・児童委員、福祉委員を対象に、活動を行うまでの課題や今後の地域活動のあり方について、選択肢式および自由記述欄を設けた調査票の配布・回収による調査を行いました。

④関係団体アンケート

地域で福祉に関する活動やボランティア活動を行う団体に対し、地域における課題や困りごと、既存のサービスでは対応困難な問題に対する支援などについて、選択肢式および自由記述欄を設けた調査票の配布・回収による調査を行いました。

⑤分野別課題調査

高齢者福祉・介護分野、児童福祉・子育て支援分野、生活困窮者支援分野の専門職に対し、それぞれの分野で感じる福祉課題やその改善のために必要なことなどについて、記述式の調査票の配布・回収による調査を行いました。（障がい福祉分野は第5次障がい者プラン策定時のデータを活用）

↓
現状・課題の抽出、整理

地域福祉計画推進協議会

健康福祉部長・関係課長
による庁内組織

- 調査結果の検討・整理
- 計画素案の検討

地域福祉計画推進協議会部会

福祉課長・関係課実務者
による庁内組織

⑥関係課ヒアリング

第三次太宰府市地域福祉計画の進捗状況把握、各施策の検証および第四次太宰府市地域福祉計画策定に向けた状況把握のため、関係課のヒアリングを行いました。

→
市長より
計画素案の
諮問

地域福祉計画推進委員会

住民公募委員、地域の組織・団体、事業所等からの選出委員などによる第三者組織

- 計画素案の調査審議
- 地域福祉推進に関する事項の調査審議

↓
パブリックコメントの実施

↓
市長へ答申

第三次太宰府市地域福祉計画の策定・公表

第2章

地域福祉を取り巻く概況

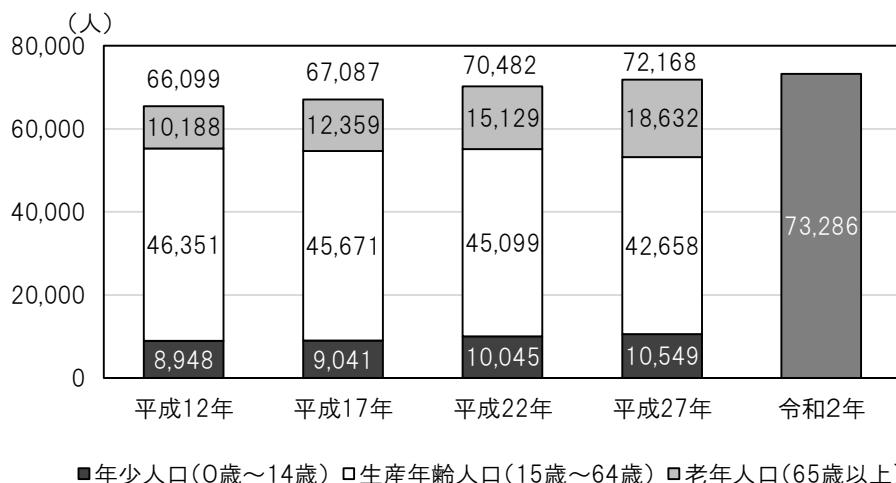
第1節 人口・世帯の状況

1. 人口構成の状況

※R2 国調確報値と入れ替え整理（11月30日予定）

本市の人口構成の推移をみると、総人口は増加傾向にあり、令和2年で73,286人となっています。年齢3区分別人口構成比の推移では、15～64歳の生産年齢人口が減少傾向にある一方、65歳以上の老人人口の割合は年々増加しており、平成27年時点で25.8%を占めています。

<年齢3区分別人口構成の推移>

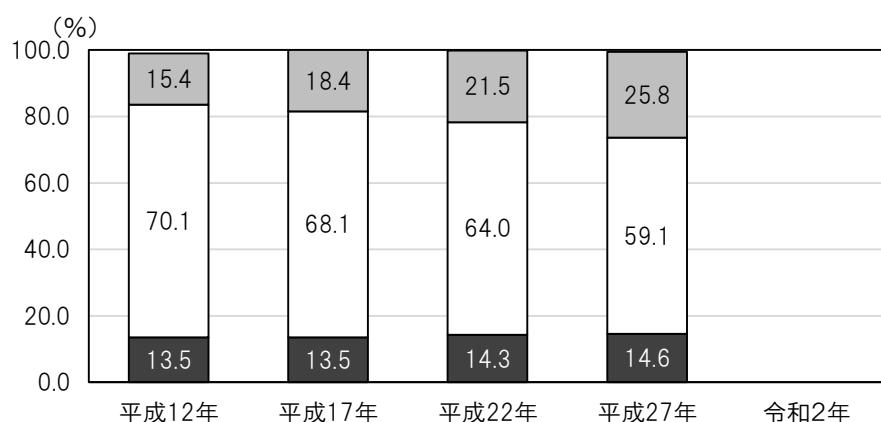


■年少人口(0歳～14歳) □生産年齢人口(15歳～64歳) ▨老人人口(65歳以上)

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

※合計値は年齢不詳を含む

<年齢3区分別人口構成比の推移>



■年少人口(0歳～14歳) □生産年齢人口(15歳～64歳) ▨老人人口(65歳以上)

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

※各割合は小数点以下第2位で四捨五入しているため、合計値が100.0%にならない場合があります。

2. 世帯構成の推移

※R2 国調確報値と入れ替え整理（11月30日予定）

世帯数の推移をみると、平成12年から令和2年にかけて、24,007世帯から31,001世帯へと6,994世帯増加しています。なかでも核家族世帯数の増加が顕著であり、平成12年から平成27年にかけて3,214世帯増加しています。また、単独世帯に占める高齢者ひとり暮らしの割合も年々増加しており、平成27年には単独世帯の32.7%を占めています。

しかし、世帯数が増加する一方で1世帯あたり人員は減少傾向となっており、令和2年で2.36人となっています。

また、ひとり親世帯数は増加傾向にあり、特に母子世帯の増加は顕著です。

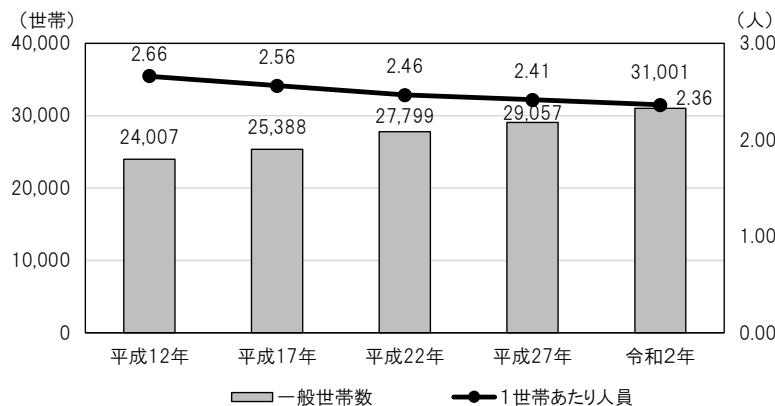
＜世帯構成の推移＞

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数	24,007	25,388	27,799	29,057	31,001
親族のみの世帯数	17,783	18,603	19,741	20,330	
核家族世帯数	15,363	16,247	17,617	18,577	
夫婦のみ	4,773	5,370	6,165	6,561	
うち、高齢夫婦のみ	2,068	2,513	3,160	3,962	
夫婦と子ども	8,675	8,746	9,024	9,346	
男親と子ども	274	275	313	347	
女親と子ども	1,641	1,856	2,115	2,323	
その他の親族世帯数	2,420	2,356	2,124	1,753	
非親族を含む世帯数	156	192	263	226	
単独世帯数	6,068	6,593	7,785	8,493	
うち、高齢者ひとり暮らし	1,175	1,555	2,163	2,775	

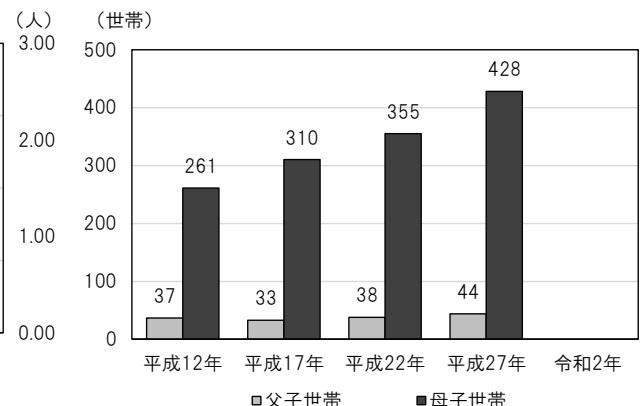
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

※平成22年と平成27年の一般世帯総数は、世帯の家族類型「不詳」を含む

＜世帯数と1世帯あたり人員の推移＞



＜ひとり親世帯数の推移＞



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

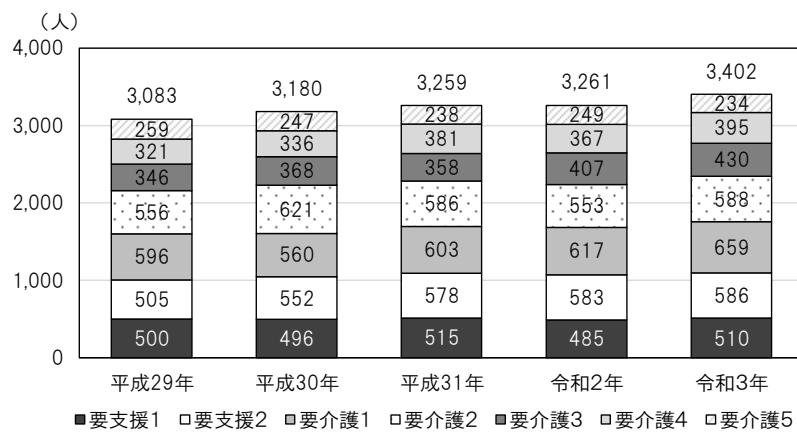
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

第2節 支援が必要な人たちの状況

1. 要介護（支援）認定者の状況

要介護（支援）認定者数の推移をみると、平成29年から令和3年にかけて319人増加しています。令和3年の内訳をみると、要介護1が659人と最も多く、次いで要介護2が588人、要支援2が586人となっています。

<要介護（支援）認定者数の推移【2号認定者含む】>



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（各年3月31日現在）

（令和3年のみ「介護保険事業状況報告」月報（令和3年3月31日現在）

2. 障害者手帳所持者の状況

【身体障害者手帳所持者の状況】

身体障害者手帳所持者数の推移をみると、令和3年で3,047人となっています。障がい程度別では、最も重度を示す1級が935人と最も多く、次いで4級が778人、3級が457人となっています。障がい種別では、肢体不自由が1,453人と最も多く、次いで内部障がいが1,074人、聴覚・平衡機能障がいが304人となっています。

<身体障害者手帳所持者数の推移>

単位：人

		平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
計		3,104	3,117	3,181	3,058	3,047
年代別	18歳未満	75	76	77	74	67
	18歳以上	3,029	3,041	3,104	2,984	2,980
障がい程度別	1級	1,030	1,036	1,014	957	935
	2級	417	409	390	386	391
	3級	438	438	459	453	457
	4級	743	752	801	770	778
	5級	219	216	233	226	221
	6級	257	266	284	266	265
障がい種別	視覚障がい	196	190	190	187	182
	聴覚・平衡機能障がい	270	278	302	283	304
	音声・言語・そしゃく機能障がい	27	28	30	30	34
	肢体不自由	1,557	1,543	1,542	1,481	1,453
	内部障がい	1,054	1,078	1,117	1,077	1,074

資料：太宰府市（各年3月31日現在）

【療育手帳所持者の状況】

療育手帳所持者数の推移をみると、平成29年から令和3年にかけて106人増加しています。障がい程度別では、中・軽度を示すBの増加が顕著にみられます。

<療育手帳所持者数の推移>

単位：人

		平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
計		424	453	475	504	530
年代別	18歳未満	177	157	175	182	188
	18歳以上	247	296	300	322	342
障がい程度別	A(重度)	203	206	207	220	221
	B(中・軽度)	221	247	268	284	309

資料：太宰府市（各年3月31日現在）

【精神障害者保健福祉手帳所持者数の状況】

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると年々増加しており、令和3年で663人となっています。障がい程度別に平成29年と令和3年を比較すると、2級は122人、最も軽度を示す3級は105人増加しています。

また、自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移をみると、平成29年から令和3年にかけて245人増加しています。

<精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移>

単位：人

		平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
計		434	486	547	617	663
年代別	20歳未満	22	25	32	38	46
	20～64歳	342	391	445	495	530
	65歳以上	70	70	70	84	87
障がい程度別	1級	32	33	33	37	34
	2級	271	305	334	360	393
	3級	131	148	180	220	236

資料：太宰府市（各年3月31日現在）

<自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移>

単位：人

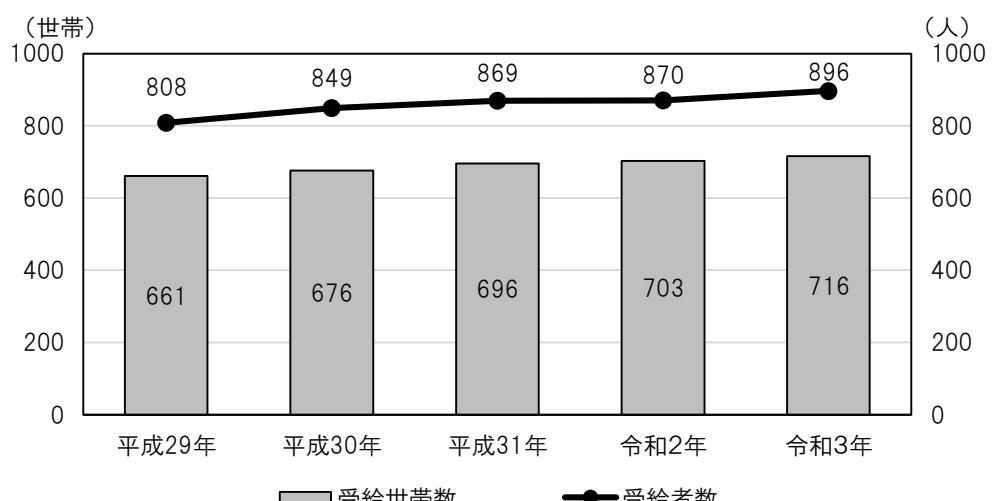
	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
自立支援医療（精神通院医療）受給者数	1,054	1,024	1,078	1,227	1,299

資料：太宰府市（各年3月31日現在）

3. 生活保護世帯の状況

生活保護受給世帯数・受給者数の推移をみると、受給世帯数、受給者数ともに年々増加しています。

<生活保護受給世帯数・受給者数の推移>



資料：太宰府市（各年3月31日現在）

4. 児童扶養手当受給者の状況

児童扶養手当受給者数の推移をみると、平成29年から平成31年にかけて14人減少したものの、その後増加に転じ、令和3年で552人となっています。

＜児童扶養手当受給者数の推移＞

単位：人

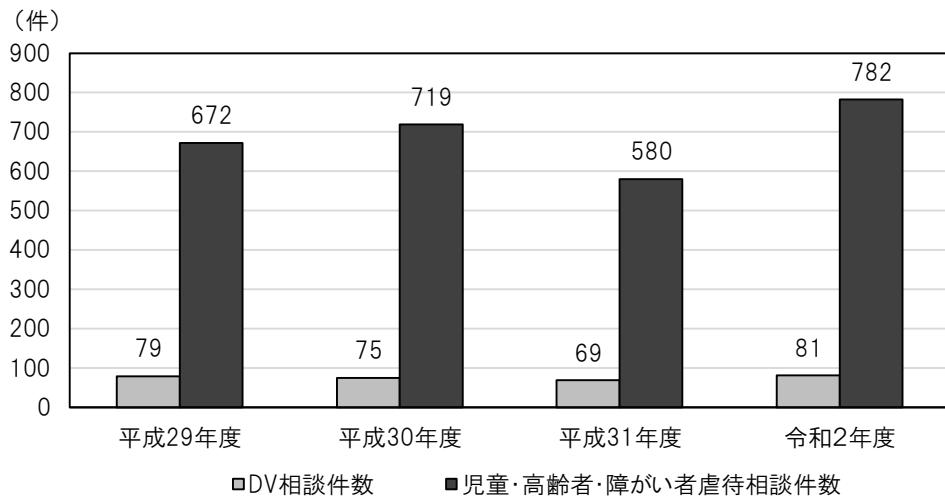
	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
受給者数	530	529	516	537	552

資料：太宰府市（各年3月31日現在）

5. DV・虐待に関する支援を必要とする人の状況

DV相談件数、児童・高齢者・障がい者の虐待相談件数の推移をみると、いずれも平成30年度から平成31年度にかけて減少したものの、令和2年度に再び増加に転じています。

＜DV相談件数、児童・高齢者・障がい者虐待相談件数の推移＞



資料：太宰府市（各年度合計件数）

＜DV相談件数、児童・高齢者・障がい者虐待相談件数の内訳＞

単位：件

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
DV相談件数	79	75	69	81
虐待相談件数	672	719	580	782
児童	660	706	570	763
高齢者	10	10	10	18
障がい者	2	3	0	1

資料：太宰府市（各年度合計件数）

第3節 社会資源の状況

本市の主な社会資源の状況として、地域の人的資源・活動団体や施設・事業所、専門職・会議を、高齢、障がい、子育てなどの分野ごとに整理します。

高齢者福祉・介護分野

【地域】

- ・長寿クラブ
- ・高齢者サロン
- ・老人憩いの場
- ・認知症サポーター

【施設・事業所】

- ・地域包括支援センター
- ・居宅介護支援
- ・訪問看護
- ・[地域密着型含む] 通所介護（デイサービス）
- ・短期入所生活介護・療養介護（ショートステイ）
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・軽費老人ホーム（ケアハウス）
- ・サービス付き高齢者向け住宅
- ・住宅型有料老人ホーム
- ・老人福祉センター
- ・訪問介護（ホームヘルプ）
- ・訪問入浴介護
- ・通所リハビリテーション（デイケア）
- ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等の入所施設
- ・特定施設入居者生活介護

【専門職・会議】

- ・認知症支援推進員
- ・地域ケア会議
- ・生活支援コーディネーター

子ども・子育て分野

【地域】

- ・子ども会
- ・子育てサロン
- ・主任児童委員

【施設・事業所】

- ・認可保育所（園）
- ・小中学校
- ・子ども発達相談室
- ・教育支援センター
- ・幼稚園
- ・子育て世代包括支援センター
- ・学童保育所
- ・届出保育施設
- ・地域子育て支援センター
- ・病児保育施設

【専門職・会議】

- ・家庭児童相談員
- ・不登校対策専任教員
- ・スクールソーシャルワーカー
- ・要保護児童対策地域協議会
- ・スクールカウンセラー

障がい福祉分野

【施設・事業所】

- ・各学校の通級指導教室
- ・障がい者基幹相談支援センター
- ・共同生活援助（グループホーム）
- ・地域活動支援センター
- ・生活介護、居宅介護
- ・就労継続支援A型
- ・相談支援
- ・保育所等訪問支援
- ・児童発達支援
- ・特別支援学校
- ・障がい者支援施設
- ・重度訪問介護
- ・行動援護、同行援護
- ・短期入所
- ・就労継続支援B型
- ・放課後等デイサービス

【専門職・会議】

- ・身体障がい者相談員
- ・筑紫地区地域自立支援協議会
- ・知的障がい者相談員
- ・太宰府市障がい福祉ネットワーク会議

地域の資源・その他の分野

【地域】

- ・自治会
- ・福祉委員
- ・スポーツ推進委員
- ・消防団
- ・ボランティア団体、NPO法人
- ・大学
- ・民生委員・児童委員
- ・健康推進員
- ・保護司
- ・自主防災組織
- ・太宰府市NPO・ボランティア支援センター

【施設・事業所】

- ・病院、診療所
- ・共同利用施設
- ・中央公民館
- ・生涯学習センター
- ・総合体育館
- ・歯科医院
- ・地区公民館
- ・総合福祉センター（社会福祉協議会）
- ・人権センター

【専門職】

- ・自立相談支援員

第4節 地域福祉計画の実施状況の評価

第三次地域福祉計画の施策の実施状況については、次のように評価できます。
5年間の総括や市民アンケート等の結果により、さまざまな課題も残されています。

1. 支援につながる仕組みづくり

成 果	<ul style="list-style-type: none">・生活困窮者に対応する生活支援課を設置（平成29年度）・地域包括支援サブセンター開設（令和2年度）・子育て世代包括支援センター開設（令和2年度）・障がい者基幹相談支援センター開設（令和3年度）・スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、不登校対策専任教員など相談体制強化・大学と連携したキャンパス・スマイル事業開始、第2つばさ学級開設、学習支援のためのタブレット端末導入など不登校児童生徒支援事業の充実
課 題	<ul style="list-style-type: none">・福祉サービスの情報を得る方法がわからない人の割合が高い・支援機関の連携・コーディネート力の強化・複合的な課題を支援につなぐための仕組みづくり

2. 安全安心に暮らすための基盤づくり

成 果	<ul style="list-style-type: none">・生活支援体制整備事業 第1層協議体(全市)に生活支援コーディネーター配置（平成30年度）・第2層協議体モデル地区（太宰府東中学校区）の設置、運営・自治会や大学で防災の講座・学習会の開催・福祉避難所運営マニュアル策定（令和2年度）・避難行動要支援者名簿 再整備（令和3年度）
課 題	<ul style="list-style-type: none">・地域の担い手や福祉の専門的な人材の確保（ファミリー・サポート・センターのお助け会員、介護人材）・地域活動や地域福祉活動に積極的に参加しようと考える人の割合に地域差がみられる・災害に備えた支援、避難行動要支援者名簿・個別避難計画の整備

3. 気軽に参加できる環境づくり

成 果	<ul style="list-style-type: none">・福祉関係の行政出前講座を継続的に実施・認知症サポーター養成講座を実施・ゲートキーパー養成の体制整備・自治会加入率93%を維持・長期計画によるバリアフリー整備（教育施設、道路）
課 題	<ul style="list-style-type: none">・子ども会、長寿クラブ加入率の減少・困りごとを抱える人や認知症と思われる人への声かけについて、正しい対応方法がわからないことを理由に、避けたいと考える人が多い・地域活動やボランティア活動に参加したいと思わない理由として、60歳代で「参加するきっかけがないから」の割合が増加・公共施設や街なかのバリアフリーの促進

第3章

計画の考え方と取り組み

第1節 基本理念

太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略（計画期間：令和2年度～令和6年度）の基本目標のひとつである「太宰府型全世代居場所と出番構想」では、全世代が居場所と出番のあるまちを目指し、市民一人ひとりが生きがいを持って活躍できる地域社会の実現に向けて施策をすすめることとしています。

このような地域社会を実現するためには、行政はもちろんのこと、住民、自治会、ボランティア団体、NPO法人、事業者、関係機関などの多様な主体が積極的につながり、お互いに協力して地域の課題を解決していくことが重要です。

本計画では、太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略の考え方を踏まえながら、社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画と連携し、基本理念を「みんなで支え合い、居場所と出番のある福祉のまちづくり」とし、基本理念を表すキャッチフレーズを第三次地域福祉計画に引き続き、「支え合う一人ひとりが主人公」とします。

また、本計画においては、従来から地域福祉計画に盛り込むべきとされていた事項に加え、地域共生社会の実現に向けた改正社会福祉法で加えられた、「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取組むべき事項」と「包括的な支援体制の整備に関する事項」を加えた5つの事項（P3 社会福祉法第107条）の趣旨を踏まえ、一体的に策定します。

みんなで支え合い、居場所と出番のある

福祉のまちづくり

～ 支え合う一人ひとりが主人公 ～

第2節 基本目標

基本理念の実現に向けた本計画の基本目標として、以下の3つを設定します。

基本目標は、地域共生社会を実現するために地域福祉計画で共通して取り組むべき事項と目指す概念をわかりやすく表したものであり、3つの目標は相互に関連して地域住民を支える基本的な考え方となります。

取り組みにおいては、重層的支援体制整備事業における社会福祉法第106条の4第2項に規定される3つの支援（①相談支援 ②参加支援 ③地域づくりに向けた支援）の一体的な展開を視野に入れながらすすめることが重要です。

1 みんなで寄り添う

困りごとや課題が発生したときに、多くの人や機関が支え合うことで解決できる地域を目指します。そのために、地域、事業所や社協、行政等、誰もが日ごろから福祉や人権について理解を深め、行政や地域の関係機関で連携した「相談支援」体制づくりをすすめます。

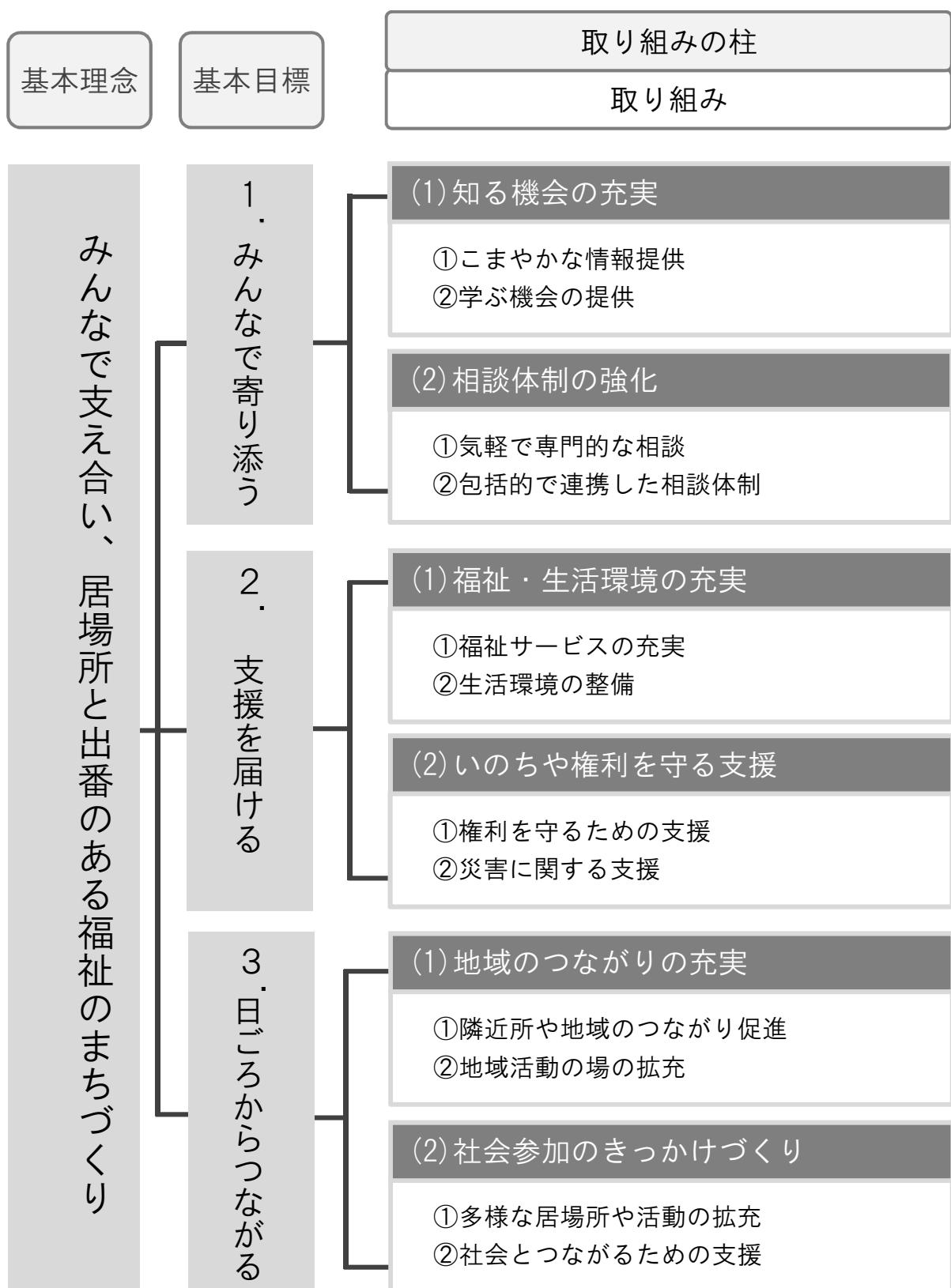
2 支援を届ける

支援を必要とする人に適切な支援を届けて、誰もがいきいきと暮らせる地域社会を目指します。そのために、行政、地域、事業所等が連携して地域に必要な支援を考え、福祉サービスや生活環境を充実させていくとともに、防災や権利擁護などの観点から、いのちや権利を守るための環境づくりをすすめます。

3 日ごろからつながる

誰もが地域や社会とつながりを持てる、温かいまちを目指します。そのために、行政、地域、事業所等が連携してより多くの人が社会とつながるための「参加支援」を行うとともに、隣近所や地域でのつながりや活動の場を活性化させる「地域づくりに向けた支援」をすすめます。

第3節 取り組みの体系



第4節 目標別の取り組み内容

基本目標1 みんなで寄り添う



(1) 知る機会の充実

① こまやかな情報提供

現状と課題

●市民アンケート

- ・福祉サービスの情報入手について、「情報を得る方法が分からぬ」(27.5%) が最も高い。
- ・前回調査と比較して、「市役所」「社会福祉協議会」から情報を入手する人の割合はそれぞれ 17.9 ポイント、8.3 ポイント減少し、「情報を得る方法がわからぬ」は 6.9 ポイント増加した。
- ・安心して福祉サービスを選択・利用するために必要なこととして、「福祉サービスに関する情報提供を充実する」(62.1%) が最も高い。
- ・70 歳以上の困りごとでは「自分や家族が認知症になったときの対応」(35.0%) が最も高い。

●分野別課題調査

- ・【生活困窮者・高齢者分野】さまざまな支援制度の利用に抵抗を感じ、利用を控える人がいる。
- ・【生活困窮者・子ども分野】制度や相談窓口を知らない人でも適切にサービスが利用できるよう、情報発信を図るとともに活用方法の周知が必要である。

●第三次計画の課題

- ・福祉サービスの情報を得る方法がわからぬ人の割合が高い。

取り組みの方針

- 地域住民が福祉に関する情報をいつでも利用できるよう、効果的でわかりやすい情報発信を行います。
- 誰もが福祉サービスについて理解でき、必要としている人が適切にサービスを利用することができるよう周知します。

達成に向けた成果目標

	現状	目標
福祉サービスに関する情報を得る方法がわからない市民の割合※1	17.9%	▶ 12%

出典：地域福祉市民アンケート調査（令和2年度）問19③

役割分担

地域が取り組むこと

- ア. 広報紙や回覧板、ホームページなどから、福祉に関する情報を積極的に取得します。
- イ. 福祉に関して必要としている情報がある場合は、積極的に関係機関の窓口に伝えます。
- ウ. 民生委員・児童委員、福祉委員など、地域で相談支援に携わる人は、支援を必要とする人へ情報提供を行います。

事業所や社協が取り組むこと

- ア. 利用者やその家族に対し、福祉に関する支援やサービスの情報提供や説明に努めるほか、支援の利用につながるよう十分に配慮します。
- イ. 地域の人たちにサービス内容を理解してもらうため、施設見学などを積極的に開催します。
- ウ. 広報紙やパンフレット、ホームページなどで、活動やサービスの内容、福祉に関する情報についてわかりやすく掲載します。
- エ. 福祉に関する情報の入手や理解が困難と思われる場合には、相手の状況に応じて、訪問相談支援などのきめ細かい情報提供を行います。
- オ. 社会福祉協議会は、自治会の小地域福祉活動などに参加し、福祉に関する支援や地域での福祉活動についての情報提供を行います。

本計画では、地域福祉を担う主体を以下のように表しています。

- 地域…住民、地域の組織や団体（自治会、校区自治協議会、ボランティア団体、N P O 法人など）
- 事業所や社協…福祉サービス事業者、社会福祉協議会など
- 行政…市役所などの行政機関

行政が取り組むこと

- ア. 「広報だざいふ」、ホームページ、パンフレット、SNSなどで、福祉に関する情報提供を充実させるとともに、わかりやすい文章や文字の大きさ、音訳など、情報の受け手の特性に合わせて情報提供を工夫します。
- イ. 福祉に関する支援の内容や利用の手続きなどの情報をわかりやすくまとめたチラシや冊子、ホームページなどを作成し、公的支援、地域支援の双方を周知します。
- ウ. 情報提供を行う相談窓口では、手話や筆談などによるコミュニケーション支援を行います。
- エ. 情報の入手や理解が困難な人には、訪問相談支援や家族への情報提供、出張窓口での情報提供を行います。
- オ. 情報を必要とする人に確実かつ効率よく情報提供を行うため、支援の提供や調整役となる福祉専門職や、個別福祉分野の協議会、ネットワークを活用します。

重点的に取り組むこと

重点施策	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
福祉サービスに関する情報の多角化		紙媒体、SNS、テレビdボタン、広告媒体等での広報を拡充			
SNSを活用した情報発信		太宰府市LINE公式アカウント等での情報発信 効果検証、改善			

② 学ぶ機会の提供

現状と課題

●市民アンケート

- ・福祉に「とても関心がある」「やや関心がある」人は合わせて78.9%である。
- ・認知症と思われる人や困っている人への声かけについて、正しい対応がわからないため避けたいと考える人が多い(44.7%)。
- ・「子どもへの虐待など、近年クローズアップされている福祉問題について学ぶ必要がある」と考える人の割合は7.5ポイント増加した。

●分野別課題調査

- ・【高齢者分野】認知症に対する理解が深まっていない。
- ・【障がい者分野】健常者との交流が少ない。障がい者に対する誤った理解がある。

●第三次計画の課題

- ・困りごとを抱える人や認知症と思われる人への声かけについて、正しい対応方法がわからないことを理由に、避けたいと考える人が多い。

取り組みの方針

- 誰一人取り残さず、一人ひとりが尊重される社会の実現に向けて、人権や福祉について学ぶ機会を継続的に設けます。
- 隣近所や地域でのちょっとした助け合いや支援を促進するための取り組みについて検討します。

達成に向けた成果目標

	現状	目標
「福祉」にとても関心がある市民の割合	28.8%	34%

出典：地域福祉市民アンケート調査（令和2年度）問1

役割分担

地域が取り組むこと

- ア. 人権や福祉についての講演会や、認知症や介護、子育てなどの支援する方法を学ぶ学習会などへ積極的に参加し、知識の習得や理解促進に努めます。
- イ. 地域の組織や団体は、地域の資源や人材を活かしながら、人権や福祉についての学習会などを周知し、開催します。
- ウ. 認知症サポーター、子育てを支援する人などの養成講座に誘い合って参加して、地域における助け合いの普及に努めます。
- エ. 地域の組織や団体は、地域の学習会などに子ども連れなど多くの人が参加できるように工夫します。

事業所や社協が取り組むこと

- ア. 専門分野に関連した福祉に関する学習会などの開催を検討します。
- イ. 社会福祉協議会は、学校や地域における福祉教育の充実や支援に取り組みます。
- ウ. 社会福祉協議会は、認知症や介護、子育てなどの支援する方法を学ぶ学習会や養成講座などを開催するほか、地域や行政による開催に協力します。

行政が取り組むこと

- ア. 人権や福祉をテーマとした講演会、学習会などを開催し、住民の理解促進につなげます。
- イ. 認知症や介護、子育てなどに関して、支援する方法を学ぶ学習会や養成講座などを実施します。
- ウ. 講座の周知を行うとともに、開催日時の工夫や会場での託児などを行い、より多くの人が参加できるようにします。
- エ. スマートフォンの操作方法について学ぶ講座など、誰もがデジタル情報から取り残されることなくアクセスできることを目指す取り組みをすすめます。

重点的に取り組むこと

重点施策	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
子育て支援サポーター講座 認知症サポーター養成講座 ゲートキーパー研修会			講座・研修会の実施 サポーターへの継続的支援		
デジタル・デバイド対策の取り組み	検討			実施・改善	

(2) 相談体制の強化

① 気軽で専門的な相談

現状と課題

●市民アンケート

- ・住み慣れた地域で安心して暮らしていくために大切なことでは、「身近なところでの相談窓口の充実」(38.5%)が2番目に高い。

●分野別課題調査

- ・【高齢者分野】1人で抱え込むような環境をつくるない取り組みが必要である。介護に対して何か問題が起きたときに気軽に相談できる相手を地域内につくれると良い。
- ・【子ども分野】身近に相談できる人がおらず相談支援機関に来所している人が多い。より多くの人に気軽に立ち寄ってもらう場所となることが必要である。
- ・【子ども分野】子育てにおける孤立化を解消するため、気軽に相談できる場所の提供や案内等の周知が必要である。専門性をもった話しやすい相談員も必要である。
- ・【障がい者分野】重要な課題、問題を多く抱えており、相談体制の広がりと専門性の高い多様な視点からのサポートの充実が求められる。

●第三次計画の課題

- ・地域の担い手や福祉の専門的な人材の確保が必要である。(ファミリー・サポート・センターのお助け会員、介護人材)

取り組みの方針

- 行政をはじめ、身近な地域や各種相談支援機関において、気軽に相談しやすい雰囲気づくりを推進します。
- 福祉課題を抱えている人に対して速やかに適切な支援ができるよう、各分野の専門職を活用し、きめ細かな相談支援を展開します。

達成に向けた成果目標

	現状	目標
家族以外に相談相手・場所がある市民の割合※1	84.8%	90%

出典：地域福祉市民アンケート調査（令和2年度）問20

（「相談するところがない」「相談はしない」「その他」と不明・無回答以外のいずれかを一つでも選択した人の割合〔左記4項目の合計÷全数〕）

役割分担

地域が取り組むこと

- ア. 悩みをひとりで抱え込まず、地域で相談支援に携わる人たちや相談支援機関などに相談します。
- イ. 隣近所の人が悩んでいたら、地域で相談支援に携わる人たちや相談支援機関に話してみるよう声をかけ合います。
- ウ. 相談活動に携わる人や団体は、自らの役割について周知し、相談しやすい雰囲気づくりや体制づくりに取り組みます。

事業所や社協が取り組むこと

- ア. 利用者やその家族がより身近に相談できるよう、専門性の向上や相談機能の充実に努めます。
- イ. 利用者本人の利益を最優先に考え、本人の自己選択・自己決定を促すていねいな支援を実践します。
- ウ. 社会福祉協議会は、福祉委員などへの研修を行い、地域の支援者のスキルアップを図ります。
- エ. 社会福祉協議会は、積極的に地域へ出向くなど、アウトリーチ型の相談事業をすすめます。
- オ. 社会福祉協議会は、福祉に関する情報収集を行い、各種相談事業の充実を図るとともに、相談員の専門性の向上に努め、相談者の利便性の向上につなげます。

行政が取り組むこと

- ア. 相談窓口の職員や、地域で相談支援に携わる人たちに対して研修を行い、知識向上やスキルアップを図ります。
- イ. 専門性の高い相談に対応するため、福祉制度に精通した専門職の配置や福祉サービス事業所への業務委託などを行います。
- ウ. 誰もが必要なときに気軽に相談できるよう、地域で相談支援を行う人たちや地域の相談支援機関の充実を図ります。
- エ. 相談窓口を訪れることが難しい人に対応するため、アウトリーチ型の訪問相談支援やデジタルツールの活用など、相談方法の充実を図ります。

重点的に取り組むこと

重点施策	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
相談支援や福祉に関する職員研修		各分野で実施			福祉全般で実施
民生委員など地域の相談支援に携わる人との連携・研修			連携・研修の実施 役割の周知		

② 包括的で連携した相談体制

現状と課題

●市民アンケート

- ・相談支援の充実について、「福祉の総合相談窓口の設置」(44.8%) を求める人の割合が2番目に高い。
- ・地域の支え合いを促進するために重要なこととして「困っている人と支援できる人をつなぐ人材を育成する」(23.3%) が2番目に高い。

●分野別課題調査

- ・【高齢者・生活困窮者分野】障がい等を理由に生活に困っている場合もあれば、自立が可能な状態にありながら困窮している場合もあり、複雑な課題の見極めが難しい。
- ・【子ども分野】児童虐待防止にあたり、早期に発見・対応することができるよう、児童を見守る支援者による顔の見えるネットワークづくりを推進することが大切である。

●第三次計画の課題

- ・支援機関の連携・コーディネート力の強化が必要である。
- ・複合的な課題を支援につなぐための仕組みづくりが必要である。

取り組みの方針

- 支援機関の連携とコーディネート力の強化により包括的に相談・支援を行う体制づくりをすすめます。
- 地域、事業所や社協、行政が連携して、複合的な課題を支援につなぐための仕組みづくりをすすめます。

達成に向けた成果目標



役割分担

地域が取り組むこと

- ア. 生活上での困りごとについて、支援の必要性が確認できた場合には、行政機関などの専門の相談窓口へつなぎます。
- イ. 地域の組織や団体は、相談活動に携わる人たち同士の情報交換や意見交換の場を設けるなど、連携を強化する仕組みづくりをすすめます。

事業所や社協が取り組むこと

- ア. 関係機関や行政と情報共有や連携を行い、相談者の課題解決に努めます。
- イ. 社会福祉協議会は、地域における相談支援の拠点として、相談者の包括的な支援のための機能充実に努めます。

行政が取り組むこと

- ア. 地域包括支援センターや子育て世代包括支援センター、障がい者基幹相談支援センターについて、活動拠点としての定着や相談支援機能の充実を図ります。
- イ. 子ども家庭総合支援拠点を設置し、子どもとその家庭、妊産婦等を対象とした支援を行います。
- ウ. 地域で相談活動に携わる人たち同士の意見交換会などを実施します。
- エ. 複雑化する相談や専門性の高い相談に包括的に対応するため、関係機関や団体との連携体制を構築し、情報交換や連携を強化します。
- オ. 複合的な課題に対応するため、地域包括ケアシステムやワンストップ相談窓口の検討を含めた庁内の部署間の連携を図ります。

重点的に取り組むこと

重点施策	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
相談支援の拠点の周知・強化		各拠点の対象を踏まえた周知・活用方法を検討・実施 (相談支援の拠点：地域包括支援センター、子育て世代包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター)			
包括的な相談支援のための 庁内連携強化	検討		庁内体制の整備		包括的な相談支援体制の構築

基本目標2 支援を届ける



(1) 福祉・生活環境の充実

① 福祉サービスの充実

現状と課題

●市民アンケート

- ・子どもたちやその家族が住みよいまちづくりで重要なことについて、「育児に関する手当や子どもの医療費助成など、経済的な支援の充実」(35.3%)、「男女ともに家事・育児に参加する意識づくり」(32.7%)、「安心して出産や育児ができる母子保健や医療サービスの充実」(32.0%)が高い。
- ・高齢者が住みよいまちづくりで重要なことについて、「健康づくりや医療体制の充実」(38.9%)、「在宅福祉サービス（ホームヘルプ・デイサービスなど）の充実」(37.1%)、「入所施設（特別養護老人ホームなど）の充実」(32.9%)が高い。
- ・障がいのある人が住みよいまちづくりで重要なことについて、「職業訓練や働く場の充実」(35.4%)、「自立した生活を送るための教育や生活訓練の充実」(34.2%)が高い。

●分野別課題調査

- ・【生活困窮者分野】生活保護や貸付制度、他の困窮者支援制度の対象に該当しないものの、生活に困難をきたす制度の狭間にある人への支援が課題である。

取り組みの方針

- 支援を必要としている人が適切にサービスを利用できるよう、事業所や社協、行政が連携して、各種サービスの提供に努めます。
- 社会福祉法人と行政が連携して、既存の制度では十分に対応できないサービス等の確保に努めます。

達成に向けた成果目標

	現状	目標
高齢者福祉サービスの充実度	12.5%	► 18%
障がい福祉サービスの充実度	14.4%	► 20%
子育てがしやすいと思う市民の割合	72.4%	► 78%

出典：太宰府まちづくり市民意識調査（令和2年度）問10・12・13

役割分担

地域が取り組むこと

- ア. 福祉サービスを利用する際、わからないことは問い合わせ、理解したうえで利用します。
- イ. 福祉サービスに関する意見がある場合は、相談窓口や苦情解決制度などを活用します。

事業所や社協が取り組むこと

- ア. 利用者を最優先に考えたサービスを適切に提供し、その質を向上させます。
- イ. 家族介護者や保護者を支援します。
- ウ. 社会福祉協議会は、公的制度の対象にならない人に対する独自サービスの検討、実施に努めるとともに、住民が抱える福祉課題に的確に対応していくため、新しいサービスを開発していきます。
- エ. 社会福祉協議会は、福祉サービスの利用についての苦情相談があった場合には、苦情相談窓口や第三者委員などの苦情解決制度を紹介するとともに、福岡県運営適正化委員会につなぐなど、解決に向けて適切に対応します。
- オ. 市内の事業所間で情報交換などを行い、福祉サービス提供者間のネットワークを構築します。

行政が取り組むこと

- ア. 住民ニーズに対応していくため、近隣市との連携を深めながら、福祉サービスの提供を充実させます。
- イ. 支援を必要とする人やその家族へのきめ細かい対応のため、地域ケア会議、要保護児童対策地域協議会、自立支援協議会などの機能をさらに充実させます。
- ウ. 各福祉分野で、内容に応じた適切な圏域を設定して計画を推進することにより、サービスの量や質を充実させます。
- エ. 福祉サービス事業者に対し、福祉サービスの質の向上の必要性や取り組みについて啓発します。
- オ. 家族や介護者の負担軽減を目的とした支援の充実を図ります。
- カ. 福祉に関する情報収集に努め、事業所や社会福祉協議会等と連携しながら新しい福祉サービスを創出し、既存サービスでは対応できないニーズに対応していきます。
- キ. 福祉サービス利用者に対し、第三者評価制度や苦情解決制度の周知を図ります。

重点的に取り組むこと

重点施策	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
ニーズの情報収集	第四次計画 進捗体制整備		進捗管理・ニーズの収集		第五次計画 策定 新たなニーズの反映
福祉サービスの充実		会議の充実、事業所等との連携強化			

② 生活環境の整備

現状と課題

●市民アンケート

- ・普段の買い物の方法について70歳代では「自分で自動車・バイクを運転」、80歳以上では、「徒歩」が50%以上で最も高い。また、「家族や親戚の協力」も20%台である。
- ・福祉に関する地域活動やボランティア活動への参加意向について、「高齢者福祉（声かけ・見守り活動、ごみ出しなどの生活支援、サロンの支援など）」は2番目に高く、前回調査と比較して7.2ポイント減少した。

●分野別課題調査

- ・【高齢者分野】ひとり暮らしの高齢者や車の運転が困難な高齢者の買い物や通院などの外出移動が課題となっている。
- ・【高齢者分野】地域での見守りを兼ねて、ごみ出しや草取り、簡単な家事などの定期的な声かけがあると良い。
- ・【子ども分野】子育て中の妊娠婦や出産後の家庭の買い物や外出時のサポートが求められる。
- ・【障がい者分野】活動を通してよく聞く困りごとでは、「買い物へ行くのに不便を感じている」（41.5%）が最も高い。

●第三次計画の課題

- ・公共施設や街なかのバリアフリーの促進が必要である。

取り組みの方針

- 地域、事業所や社協、行政が連携して、買い物や移動支援などの生活に関する取り組みについて検討します。
- 施設や街なかの当事者目線のバリアフリー化を行い、誰もが暮らしやすいまちづくりをすすめます。

達成に向けた成果目標

		現状	目標
各種施設が高齢者や障がい者などに配慮されていると思う市民の割合	公共施設	30.0%	► 35%
	民間施設	19.8%	► 25%
交通弱者にとって必要な移動手段が確保されていると思う市民の割合		23.8%	► 29%

出典：太宰府まちづくり市民意識調査（令和2年度）問14～16

役割分担

地域が取り組むこと

- ア. 地域活動の拠点となる自治会の公民館について、バリアフリー化に向けた改修などの検討をすすめます。
- イ. 買い物や移動、ごみ出しなどに関して困っている人がいたら、できる範囲で声かけや情報提供をします。
- ウ. 交通事故から高齢者や子どもを守るため、地域や学校で連携した見守り活動を推進します。

事業所や社協が取り組むこと

- ア. 買い物支援について、商工会や販売店、地域などと協力関係を築きながら充実させます。
- イ. 社会福祉協議会は、福祉バスの運行など、外出や移動の支援を実施します。

行政が取り組むこと

- ア. 高齢者や障がい者、妊産婦など、屋外への移動が困難な人を対象とした多様な移動支援やごみ出し支援などを行うほか、買い物支援のための環境整備を行います。
- イ. コミュニティバス「まほろば号」などの公共交通について、地域公共交通活性化協議会と連携し、利用者の声を反映しながら利便性の向上を図ります。
- ウ. 地域活動の拠点となる公民館のバリアフリー化を支援します。
- エ. 住民や太宰府市を訪れる人の利便性・安全性向上のため、公共施設や道路などのバリアフリー化やユニバーサルデザイン化をすすめます。
- オ. 民間企業などにバリアフリーやユニバーサルデザインの啓発を行います。

重点的に取り組むこと

重点施策	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
バリアフリーな まちづくり			バリアフリー基本構想の策定 バリアフリーの拡充		
屋外への移動が 困難な人に対す る支援			実施・拡充 (移動支援、ごみ出し支援、買い物支援等)		

(2) いのちや権利を守る支援

① 権利を守るための支援

現状と課題

●市民アンケート

- ・成年後見制度の認知度については、「名前は聞いたことがある」(44.1%) が最も高い。「名前も内容も知っている」は 24.2%で、「まったく知らない」は 26.4%となっている。
- ・成年後見制度を利用したいかについては、「わからない」「利用するつもりはない」が多く、「制度をよく知らないから」が主な理由となっている。

●分野別課題調査

- ・【高齢者分野】家族同居・近居だからこそ、「自分たちで何とかしなければ」という思いから家族介護者が精神的に追い詰められ、虐待につながるケース等もある。
- ・【子ども分野】児童虐待防止のための大切な取り組みとして、「地域の見守り体制」(約 20 件)、「保護者の身体的、精神的負担の軽減」(約 8 件)、「早期の通報・通告につながる取り組み」(約 8 件)への意見が多い。

取り組みの方針

- 子どもや高齢者、障がいのある人等に対する虐待やDV（ドメスティック・バイオレンス）の未然防止、早期発見など、いのちや権利を守るための支援の充実を図ります。
- 住民一人ひとりの権利が尊重される社会の実現に向けて、成年後見制度の周知や権利擁護のための取り組みを推進します。

達成に向けた成果目標

	現状	目標
成年後見制度について、名前も内容も知っている市民の割合※1	24.2%	► 30%
虐待・DVの啓発・相談窓口の周知回数※2	17回	► 20回

出典：※1 地域福祉市民アンケート調査（令和2年度）問33

※2 令和2年度実績

役割分担

地域が取り組むこと

- ア. 高齢者や子ども、障がいのある人に対する虐待問題やDV問題についての理解を深めます。
- イ. 虐待と思われる様子に気がついたときには、警察や児童相談所、市役所へ速やかに連絡します。
- ウ. 虐待やDVを防止するため、気にかかる家庭については、相談活動に携わる人たちや隣近所で協力しながら、声かけや見守りをすすめます。
- エ. 成年後見制度について理解し、必要に応じて活用します。

事業所や社協が取り組むこと

- ア. 関係機関との連携を強化し、虐待の早期発見と困難事例への対応を図ります。
- イ. 社会福祉協議会は、虐待問題について学習する場や機会を充実させます。
- ウ. 社会福祉協議会は、成年後見制度やほのぼのサービスについて周知・啓発するとともに、その充実・利用促進を図ります。
- エ. 社会福祉協議会は、成年後見制度における市民後見人の育成や支援のための取り組みをすすめます。

行政が取り組むこと

- ア. 高齢者や子ども、障がいのある人に対する虐待問題やDV問題について、地域や学校で学ぶ機会を充実させます。
- イ. 虐待やDVに対応する相談や通告の窓口を周知し、また、その機能を充実させます。
- ウ. 虐待やDVの早期発見ときめ細かい対応のため、関係機関との連携を強化します。
- エ. 虐待やDVの被害者に関して、関係機関と連携しながら、一時的に保護する施設の確保に努めるほか、安全安心な生活に向けた支援を充実させます。
- オ. 虐待やDVの加害者に対し、関係機関と連携しながら、心理的なケアを含めた支援に取り組みます。
- カ. 成年後見制度やほのぼのサービスについて、わかりやすく周知・啓発するとともに、その利用促進を図ります。

重点的に取り組むこと

重点施策	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
虐待・DV相談窓口の充実や相談体制整備			周知・連携・体制強化		
成年後見制度の周知・活用		成年後見制度の周知 地域連携ネットワークの構築			

② 災害に関する支援

現状と課題

●市民アンケート

- ・災害への備えとして重要だと思うことについて、「自分や同居する家族の避難方法や避難場所の確認」(59.9%)、「災害に備え緊急の連絡方法を家族や知り合い同士で話しておくこと」(43.3%)が高い。
- ・災害発生時の不安について、20歳代では「安全な避難経路がわからないこと」(28.4%)、80歳以上では、「素早く避難できること」(41.2%)が他の年代に比べ高い。
- ・70歳以上の困りごととして、「避難や安否確認など災害への備えが不安」(23.9%)が2番目に高い。

●分野別課題調査

- ・【高齢者分野】災害時の円滑な避難、支援活動のために大切なことについては、「日ごろの防災活動、避難訓練や避難体制」(33件程度)への意見が多い。
- ・【障がい者分野】見た目ではわからない障がいの場合、災害時、気付かれずに遅れてしまう可能性が高い。

●自治会アンケート

- ・「避難行動要支援者避難支援制度」の活用を呼びかけているが、なかなか希望者がいない。
- ・災害への備えについては、定期的な防災訓練の開催と併せて日常的に地域内で声かけをするなど、日ごろからのコミュニケーションが必要である。

●第三次計画の課題

- ・災害時に備えた支援、避難行動要支援者名簿の整備が必要である。

取り組みの方針

- 災害時に支援を必要とする人たちが円滑に避難行動をとれるよう、地域、事業所や社協、行政が連携して取り組みをすすめます。
- 日常的な見守り活動と防災活動の連携を図ります。

達成に向けた成果目標

	現状	目標
安全な避難経路がわからない市民の割合※1	17.4%	► 12%
自主防災組織の設置自治会数	35 自治会	► 44 自治会

出典：※1 地域福祉市民アンケート調査（令和2年度）問9

役割分担

地域が取り組むこと

- ア. 日ごろから災害情報に注意を払い、非常持出品、避難経路、避難場所、連絡方法などを確認しておきます。
- イ. 市が実施する避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成や活用などにかかわる取り組みについて理解し、可能な限り協力します。
- ウ. 災害時には、隣近所の助け合いが重要になるため、日頃から声をかけ合える関係を築きます。
- エ. 防災や減災のための学習会や防災訓練を開催し、積極的に参加して、地域での防災意識を高めます。
- オ. 自治会などは、自主防災組織の設置に努めるとともに、組織の活動を活性化して、災害に備えて支援し合える体制を整えます。
- カ. 避難行動に支援が必要な人の情報について、個人情報保護に配慮しながら、地域で可能な範囲で共有し、地域全体で対応できる体制を築きます。

事業所や社協が取り組むこと

- ア. 施設等での避難訓練を実施します。
- イ. 福祉避難所に指定されている施設では、その機能を十分に発揮するための環境整備をすすめます。
- ウ. 災害ボランティアセンターについて、マニュアルを準備し、設置に向けた訓練を行うなど、機能を充実させます。
- エ. 社会福祉協議会は、市内のボランティア団体と連携しながら、災害ボランティアの育成や災害ボランティアセンターとしての体制の整備を行います。
- オ. 社会福祉協議会は、ボランティア団体などと協力しながら、災害時の情報収集や支援を求めることが困難な人などに対する支援をすすめます。
- カ. 社会福祉協議会は、近隣の社会福祉協議会と災害に備えた連携強化の検討をすすめます。

行政が取り組むこと

- ア. 住民の防災意識を高めるよう、防災講座や広報紙などを通じて防災や減災についての情報提供や啓発を充実させます。
- イ. 災害時に活躍できる災害ボランティアの育成の支援を行います。
- ウ. 自主防災組織について、組織の運営や避難訓練の実施等を支援し、地域のつながりの構築につなげます。また、未設立の自治会に対し、設立に向けた支援を行います。
- エ. 避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成体制を確立し、制度についての理解と協力を求める取り組みをすすめます。
- オ. さまざまな対象者や状況に対応した防災訓練や避難所運営を行います。
- カ. 福祉避難所について、受入対象者の検討や周知などを行い、円滑な避難ができる体制を整えます。
- キ. 市内の大学をはじめ、災害時に連携可能な組織や団体との協力関係を築きます。

重点的に取り組むこと

重点施策	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
防災意識向上のための取り組み			講座等の開催 (防災講座、防災訓練)		
避難行動要支援者名簿、個別避難計画の整備		避難行動要支援者名簿の整備・更新 個別避難計画の体制整備・実施			

基本目標3 日ごろからつながる



(1) 地域のつながりの充実

① 隣近所や地域のつながり促進

現状と課題

●市民アンケート

- ・近所づきあいの程度について、「親しくおつきあいしているお宅がある」割合は、20～60歳代で2割未満、70歳以上で3割台と差がある。
- ・近所づきあいが希薄な理由として、「かかわる機会や時間がないから」(42.2%)が最も高い。
- ・困りごとを抱えた人から助けを求められたとき、「対応したい」「できるだけ対応したい」人は合わせて7割以上である。

●分野別課題調査

- ・【高齢者分野】地域での取り組みとして、「日ごろからの声かけ、見守りについて」(約24件)、「地域の高齢者や障がいのある人の把握について」(約20件)への意見が多い。

●自治会アンケート

- ・地域活動を活性化するには、日ごろからの見守り、声かけ、気にかけあう雰囲気が大切である。

●第三次計画の課題

- ・子ども会、長寿クラブ加入率が減少した。

取り組みの方針

- 隣近所や地域の人たち同士でののかかわりを深め、孤立する人をつくらない地域づくりをすすめます。
- 地域とのつながりを広げるために、地域、事業所や社協、行政がそれぞれの役割のもと、地域活動や地域福祉活動の場への参加を促す取り組みを行います。

達成に向けた成果目標

	現状	目標
自治会活動・校区自治協議会活動に参加している市民の割合※1	29.0%	► 50%
手助けを求められたとき「対応したい」と考える市民の割合※2	72.3%	► 78%

出典：※1 太宰府まちづくり市民意識調査（令和2年度）問59

※2 地域福祉市民アンケート調査（令和2年度）問6

役割分担

地域が取り組むこと

- ア. 隣近所の人に積極的にあいさつや声かけをする、地域の活動や行事に参加するなど、普段から近所づきあいや地域でのコミュニケーションを大切にします。
- イ. 困りごとがある人や気にかかる人に対して、隣近所でお互いに声をかけ合いながら、支え合い、助け合います。
- ウ. 支援が必要な人に対して見守りを行い、住民や地域活動を行う団体、行政などの間で情報を共有します。また、地域住民は見守り活動に理解を示し、可能な限り協力します。
- エ. 認知症と思われる人がまちなかで戸惑っている様子を発見したときの声かけや情報伝達など、実際の場面を想定した模擬訓練の実施をすすめます。
- オ. 自治会、子ども会、長寿クラブなどの活動に関心を持ち、参加するよう心がけます。
- カ. 地域の組織や団体は、自らの活動や行事について周知し、参加を促します。

事業所や社協が取り組むこと

- ア. 事業活動を行いながら、訪問時の声かけや異常を感じたときの通報など、見守り活動に努めます。
- イ. 社会福祉協議会は、自治会内の小地域福祉活動などに参加し、隣近所や地域の人たち同士のかかわりを深め、支え合い・助け合いの大切さを啓発します。

行政が取り組むこと

- ア. 地域でのつながりや活動を促進するため、地域や自治会、校区自治協議会の活動や支援合い、助け合いに関する周知・啓発を行います。
- イ. 地域の組織や団体、事業所による見守り活動を支援します。
- ウ. 実際の場面を想定した認知症高齢者への対応に係る模擬訓練を、地域と協力しながら実施します。
- エ. 自治会、子ども会、長寿クラブなどの各種団体への加入の呼びかけや継続的な活動を支援します。

重点的に取り組むこと

重点施策	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
見守り活動に対する支援			地域・事業所との連携 高齢者等の見守りに関する協定先の増加		
地域福祉活動を担う人材の育成		学校や地域での福祉教育の実施 大学との連携			

② 地域活動の場の拡充

現状と課題

●市民アンケート

- ・住民が福祉について理解を深めるために必要なこととして、「住民が地域の福祉についての課題を話し合える場をつくること」(33.4%)が前回調査より10.3ポイント減少した。

●分野別課題調査

- ・【高齢者分野】高齢者の孤立化解消に大切なこととして、「趣味活動、サロン活動など居場所づくり」(約24件)への意見が多い。

●関係団体アンケート

- ・地域で課題に感じることとして「世代間の交流が少ない」(63.4%)が最も高い。
- ・団体として市に望む支援として、「活動上必要な情報の提供」(43.9%)、「活動資金支援」(22.0%)などが高い。
- ・団体として市に望む支援として、「リーダーの養成支援」(39.0%)が2番目に高い。

●自治会アンケート

- ・自主的な地域活動の活性化のためには、地域での交流の場を開設するなど、活動内容や人との交流の楽しさを知ってもらうことが大切である。
- ・活動上の課題として「管理者・役員のなり手がない」(45.1%)、「新規メンバーの加入が少ない」(38.6%)などが高い。
- ・自治会の担う役割も増えており、支援体制構築などにあたり、人材確保が必要である。

●第三次計画の課題

- ・地域活動や地域福祉活動に積極的に参加しようと考える人の割合に地域差がみられる。

取り組みの方針

- 身近な地域の中での支え合いの促進のため、地域の実情に応じて、地域の交流の場や居場所づくりを推進します。
- 地域の担い手やリーダー役となる人材の育成の取り組みを検討します。

達成に向けた成果目標

	現状	目標
地域の福祉活動が活発に行われていると感じる市民の割合※1	39.6%	► 50%
生活支援体制整備事業の推進	設置	► 運営

出典：※1 太宰府まちづくり市民意識調査（令和2年度）問17

役割分担

地域が取り組むこと

- ア. 自治会や校区自治協議会で、福祉課題解決に向けて活動する組織の設置をすすめます。
- イ. 民生委員・児童委員、福祉委員などの限られた人たちに過度な負担が強いられない福祉活動のあり方について検討をすすめます。
- ウ. 地域や福祉サービス事業所の行事や活動に関心を持ち、家族や周囲にも声をかけながら、積極的に参加するよう心がけます。
- エ. 地域の組織や団体は、世代や障がいの有無、自治会の加入状況に関わらず、誰もが参加しやすい活動や行事を企画し、交流の機会を充実させます。

事業所や社協が取り組むこと

- ア. 地域に開かれた事業活動を目指し、地域の福祉活動に積極的に協力します。
- イ. 地域との交流を深められる行事などを開き、信頼関係を築きます。
- ウ. 社会福祉協議会は、自治会での福祉課題の解決に向けた話し合いの場や、支援が必要な人に対する見守り活動の充実など、小地域福祉活動をすすめていくうえで必要となる支援を行います。
- エ. 社会福祉協議会は、福祉委員制度について住民に周知するとともに、福祉委員の活動を支援します。
- オ. 社会福祉協議会は、地域で交流の場を運営するグループの組織化や、グループ間の情報交換や研修の機会の提供など、支援を行います。

行政が取り組むこと

- ア. 自治会や校区自治協議会での福祉課題に関する話し合いを行う組織の設置を支援します。
- イ. 生活支援体制整備事業について、社会福祉協議会や生活支援コーディネーターと連携しながら、地域の実情に応じて協議体を推進します。
- ウ. 地域活動やサロン活動に取り組む自治会・団体を支援し、地域における多様な居場所づくりをすすめます。
- エ. 地域活動のリーダー役となる人たちに向けた学習会や研修などの充実を図ります。
- オ. 共通点のある人同士やさまざまな世代の人が交流を深めることができる場や機会を充実させます。

重点的に取り組むこと

重点施策	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
生活支援体制整備事業の推進・運営			推進・運営		
サロン活動、子育てサークルの活動支援		団体の活動支援、団体間交流、リーダー育成			

(2) 社会参加のきっかけづくり

① 多様な居場所や活動の拡充

現状と課題

●市民アンケート

- ・地域活動への参加状況は「活動したことがない」(49.2%)が最も高く、参加したくない理由として、60歳代では、「参加するきっかけがないから」の割合が増加した。
- ・地域活動への参加状況について「現在活動している」は15.8%。活動分野は「自治会の活動」「子ども会・PTAの活動」「長寿クラブ（老人クラブ）の活動」が大半を占める。

●分野別課題調査

- ・【子ども分野】子どもや子育て中の家族を取り巻く地域の現状について、地域や子育て家庭同士のつながりが課題であるという意見が多い（20件）。

●第三次計画の課題

- ・地域活動やボランティア活動に参加したいと思わない理由として、60歳代で「参加するきっかけがないから」の割合が増加した。

取り組みの方針

- 関係機関と連携して、さまざまな立場の人が安心して過ごせる場所の拡充を図ります。
- 誰もが役割や生きがいを感じられるように、興味や関心、関連のある活動に参加する機会の充実を図ります。

達成に向けた成果目標

	現状	目標
ボランティア活動に参加している市民の割合※1	11.5%	17%

出典：太宰府まちづくり市民意識調査（令和2年度）問60

役割分担

地域が取り組むこと

- ア. ボランティア活動やボランティア養成講座に積極的に参加します。
- イ. ボランティア団体は、活動内容の周知に努めるとともに、新規のメンバーを増やすための取り組みをすすめます。
- ウ. 地域での活動や行事で、ボランティア団体を活用します。ボランティア団体は、ボランティアの派遣要請に積極的に応じます。
- エ. 自分や家族が興味のある交流や活動に参加します。
- オ. 地域の組織や団体は、高齢者をはじめ、参加者の経験や能力、特技や趣味を活かせるような交流の場や機会をつくります。
- カ. 地域の組織や団体は、サークルを工夫して運営し、理解と協力を求めながら、担い手やボランティアを確保します。

事業所や社協が取り組むこと

- ア. 実施する事業について、ボランティア団体の活用をすすめます。
- イ. 社会福祉協議会は、当事者団体や自治会に対する情報提供や連絡調整の充実、研修会の実施に努め、活動を支援します。
- ウ. 社会福祉協議会は、市内の福祉関係のボランティア団体と連携して、ボランティアセンターとしての体制を整備するほか、ボランティア団体相互の交流や情報交換を図ります。
- エ. 社会福祉協議会は、福祉ボランティアに関する情報発信やボランティア養成講座の開催、福祉ボランティアの個人登録など、ボランティアをする人の活動を支援します。
- オ. 社会福祉協議会は、福祉ボランティアをしたい人とボランティアを求める人をつなぐコーディネート機能をさらに充実させます。

行政が取り組むこと

- ア. ボランティアや市民活動などの非営利活動に関する広報を充実させます。
- イ. ボランティア支援センターの利便性の向上に努めるほか、福祉ボランティアに取り組む社会福祉協議会と連携を図ります。
- ウ. ボランティア活動や市民活動を担う人材の育成と活動の支援を行います。
- エ. 支援を必要とする人とボランティアをしたい人をつなぐコーディネート機能を強化することで、適切に支援につなげます。
- オ. 貧困や不登校などの課題に対応するため、地域の人や資源を活用して、子どもの多様な居場所を確保します。
- カ. 趣味の講座やスポーツのような生きがい、健康づくりにつながる居場所の提供に努めます。
- キ. 地域での活躍の場を求める高齢者ため、シルバー人材センターの組織強化に向けた指導・助言を行います。

重点的に取り組むこと

重点施策	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
全世代交流型の居場所の検討	市民意識調査	全世代交流の方針決定	事業実施方針策定 事業化決定		事業着手
N P O 法人やボランティア団体の支援	当事者団体等との協議、団体整理、団体交流 団体間をつなぐためのボランティアネットワーク会議の開催				

② 社会とつながるための支援

現状と課題

●市民アンケート

- ・生活困窮の問題に対する支援について、「職業相談・相談」(55.0%)、「就労のための訓練」(44.5%)が必要だと思う人が多い。

●分野別課題調査

- ・【生活困窮者分野】生活困窮者に対して、地域でのつながりづくりや孤立防止が大切である。

●関係団体アンケート

- ・地域とのつながり、かかわり合いを好まない人への支援の在り方が難しい。

●自治会アンケート

- ・孤独死やひきこもりの人への対策として、地域住民の交流やレクリエーションなどお互いに知り合いになれるような取り組みがあればよいと思う。

取り組みの方針

- 就職氷河期世代など就労を希望する人に対して支援を行い、社会とつながるきっかけをつくります。
- ひきこもりの状態にある人や社会とのかかわりが希薄な人の孤立を防ぐ取り組みを行います。

達成に向けた成果目標



役割分担

地域が取り組むこと

- ア. 地域のなかで、孤立化による支援が必要な人が確認できた場合には、行政機関などの専門の相談窓口へつなぎます。

事業所や社協が取り組むこと

- ア. 地域から孤立化・無縁化している人やひきこもりの問題を抱えた家庭に対して、積極的に地域へ出向いて相談につなげるとともに、関係機関と連携しながら支援をすすめます。
- イ. 社会福祉協議会は、家族介護者や子育て家庭、障がいのある人同士などが、悩みを語り合い、交流を深められるよう、当事者グループの組織化や活動の充実に向けた支援を行います。
- ウ. 社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度の相談者に対して、必要に応じて関係機関と連携しながら、包括的な生活困窮者支援をすすめます。

行政が取り組むこと

- ア. 就労を希望する人に対し、県や関係課と連携しながら、自立につながる就労支援を実施します。
- イ. ひきこもりの状態にある若い世代への支援について、関係機関と連携を図りながら、復帰支援や就学・就職支援など、本人や家族に寄り添った相談・支援を行います。
- ウ. ソーシャルメディアの活用など、多様なつながる手段について取り組みます。
- エ. ひきこもり支援につなげるための拠点（居場所）づくりに向けて協議します。
- オ. 孤立・孤独化対策に取り組む団体について情報収集を行い、対象団体に対し情報発信や支援を行います。
- カ. 不登校やひきこもり、ひとり暮らしの高齢者など社会とのつながりが希薄な状況にある人に対して、社会参加のための支援体制を構築し、継続的に支援します。

重点的に取り組むこと

重点施策	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
ICTを活用した 新たな「つながる仕組み」の構築	事例収集		「つながる仕組み」構築に向けた検討 (見守り支援、買い物支援、就業支援等)		
「制度のはざま」に ある人への支援		ニーズの収集、関係機関との連携、就労支援等			

第4章

成年後見制度利用促進基本計画

第1節 計画策定の趣旨

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人について、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、身の回りに配慮しながら財産の管理や福祉サービス等の契約を行い、本人の権利を守り生活を支援する制度です。

国では、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を施行しました。この法律では、これまでの取り組みに加え、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視に向けた制度理念の尊重を図ることが明記されたほか、市町村の講じる措置として、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされています。

本市においては、生活に密接に関わる成年後見制度についての施策をすすめるため、本計画と太宰府市成年後見利用促進基本計画を一体的に策定し、成年後見制度の利用促進に取り組みます。

第2節 現状と課題

1. 本市における成年後見制度の利用実績

本市の成年後見制度利用者数は110人台で推移しています。そのうち、判断能力が不十分になった場合に備えてあらかじめ選んだ後見人との間で契約を結ぶ任意後見は令和元年、令和2年ともに0人となっています。

＜成年後見制度の利用実績＞				
	単位：人			
	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
成年後見制度利用者数	110	117	119	114
後見	109	116	119	114
任意後見	1	1	0	0

資料：福岡家庭裁判所（各年12月31日現在）の概数

※任意後見は、家庭裁判所で任意後見監督人が選任され、任意後見契約の効力が発生した利用者数。

制度の利用を希望する人のなかで、身寄りがいないなどの理由で申立が困難な場合には市長により家庭裁判所に申立て手続きが行われます。平成29年度以降の本市の市長申立件数の推移をみると、障がい者は0人となっており、高齢者も数人で推移しています。

＜成年後見制度市長申立事業実績＞

単位：件

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
市長による 申立件数	高齢者	1	2	4	0
	障がい者	0	0	0	0

資料：太宰府市（各年度合計件数）

2. 市民アンケートからわかる現状

成年後見制度について、「名前も内容も知っている」「名前は聞いたことがある」の割合の合計が68.3%であり、6割以上の人人が制度の名称を知っているという結果になりました。一方、そのうち「名前も内容も知っている」の割合は24.2%にとどまっています。

制度の利用については「制度をよく知らないから」「後見人であっても他人に財産など個人的なことに関わってほしくないから」等の理由により、制度の利用を忌避する意見もみられます。

3. 本市における課題

本市では、成年後見制度をはじめとするさまざまなサービスを掲載した高齢者支援パンフレットの配布や太宰府市社会福祉協議会による弁護士の無料相談等、制度や事業の普及・啓発に努めてきましたが、市民アンケートの結果から成年後見制度の内容を理解している人が少なく、住民の関心は低い状況であることが分かりました。

「第2章 第2節 支援が必要な人たちの状況」で示したとおり、要介護認定者や障害者手帳所持者は年々増加しており、今後、サービスの利用援助や財産管理、日常生活上の援助等権利擁護に関する支援や相談が増加していくと考えられます。健康状態や家族の高齢化などに応じ、必要とする人が成年後見制度を適切に安心して利用できるよう、相談窓口や利用促進のための体制整備に努めるとともに、住民への周知や啓発が重要となっています。

第3節 基本方針

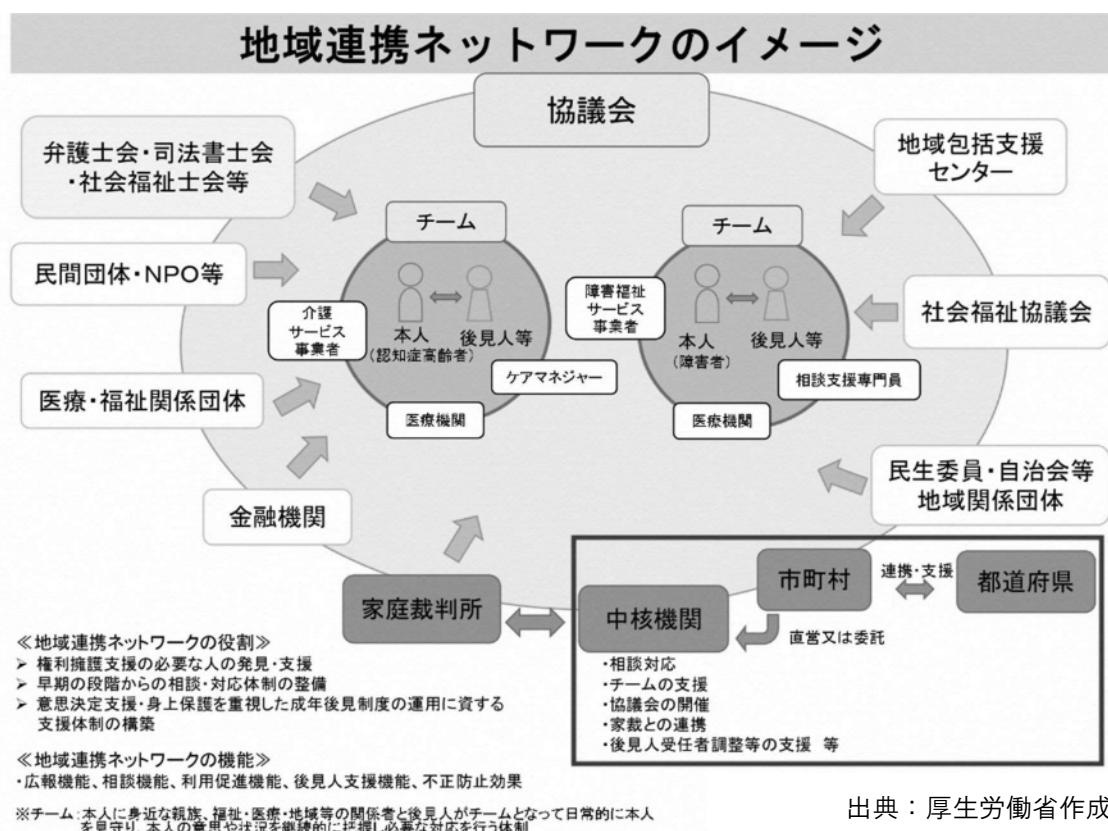
太宰府市成年後見制度利用促進基本計画を、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に定める計画として位置づけ、誰もが住みなれた地域で、地域の人々と支え合いながら、尊厳をもってその人らしい生活を継続することができることを目的として策定し、成年後見制度の円滑な利用を目指します。

第4節 具体的な取り組み

1. 地域連携ネットワークの構築

地域連携ネットワークとは、成年後見制度の利用が必要な方の状況に応じ、適切に支援につなげる地域連携の仕組みを指します。

地域において、権利擁護に関する支援が必要な人の発見に努め、速やかに相談・支援につなぐことができるよう、国のイメージする、チーム、協議会、中核機関を構成要素とした権利擁護支援の地域ネットワーク構築に向け検討を始めます。構築にあたっては既存のネットワークや地域資源の活用など、本市の現状に沿った有機的なネットワークとなるよう関係機関と協議・調整をすすめていきます。



出典：厚生労働省作成資料

2. 成年後見制度の利用促進

(1) 成年後見制度の周知と啓発

成年後見制度の理解と利用促進を図るために、広報や出前講座などさまざまな媒体を活用して積極的に制度の周知・啓発を行います。

(2) 後見人の育成と支援

地域で身近な権利擁護支援を受けるために、支援の担い手となる市民後見人の必要性が高まっています。育成に向けた制度の周知や、養成研修等の情報収集を行い受講を促すなど、市民後見人の育成を推進します。また、後見人が活動するうえでの継続的な相談・支援体制の構築に努めます。

(3) 成年後見制度の利用支援

関係機関等のネットワークを活用し、権利擁護支援を必要とする人の発見と早期の段階からの相談や支援に努めます。また、コーディネート役や事務局機能を担う「中核機関」を軸に相談体制を整備し、意思決定支援・身上保護を重視した支援が可能となるよう取り組みます。

成年後見制度の利用支援にあたっては、日常生活支援事業等から成年後見制度利用への円滑な移行や制度間の連携なども含め、必要とする人が適切な支援を受けるための検討をすすめます。

また、支援を要する例として、日常生活支援事業の対象とはならないものの、判断力に不安があり金銭管理が必要な場合や、身元保証人が存在していないために生活等に困難を抱えている場合などが考えられます。費用負担能力や身寄りのない人などでも成年後見制度を安心して利用できるように支援します。

○市長申立てと成年後見制度利用支援事業

申立てをする親族がいない場合、市長が審判の請求を行う市長申立制度を活用します。また、申立てに必要な費用を負担することが困難な場合、後見人等の活動に対する報酬の助成を行います。

第5章

計画の推進に向けて

第1節 協働による計画の推進

地域福祉活動の主役は地域に生活している住民一人ひとりです。住み慣れた地域で支え合い、助け合える地域社会を実現するためには、行政の取り組みだけでは不十分であり、住民との協働が不可欠です。また、地域には多様な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していくためには、地域で活動する関係組織・団体、ボランティア、福祉サービス事業者も地域福祉の担い手として重要です。

計画を推進していくにあたっては、地域福祉を担う主体がそれぞれの役割を果たしながら、連携・協働して計画を推進していくことが大切です。

1. 住民の役割

- 一人ひとりが地域社会に关心を持ち、福祉に対する意識や理解を深めることが大切です。
- 地域における福祉活動の担い手として、ボランティアなどの社会活動に積極的に参画することが期待されます。
- 特に高齢者の人たちには、現役時代に培った知識や経験を活かしながら、地域における福祉活動の大切な担い手として積極的に参画することが期待されます。

2. 地域の組織・団体の役割

- 自治会や校区自治協議会、長寿クラブ、民生委員児童委員協議会などは、これまでの活動実績からみても、地域における福祉活動を推進していくリーダー的な組織・団体です。
- 地域における福祉課題に対しては、それぞれの組織・団体の特徴を活かし、互いに連携を深めながら、解決や改善に向けた活動をすすめていくことが期待されます。
- ボランティア団体やNPO法人は、地域住民の福祉ニーズに柔軟に対応しながら活動するとともに、活動内容の広報や、行政への施策提言などを行うことが期待されます。

3. 福祉サービス事業者の役割

- 福祉や介護サービスの提供者として、その専門性を十分に発揮し、住民の福祉ニーズに応じたサービスの提供、利用者の視点に立った自立支援、サービスの質の確保、専門的知識を活かした情報提供などに積極的に取り組んでいくことが大切です。
- 今後ますます多様化する福祉ニーズに対応するため、すでに実施している事業のさらなる充実や新たなサービスの創出、さらに、その人的、物的資源を活かしながら、住民が福祉活動へ参加するための支援などに取り組んでいくことが期待されます。

4. 社会福祉協議会の役割

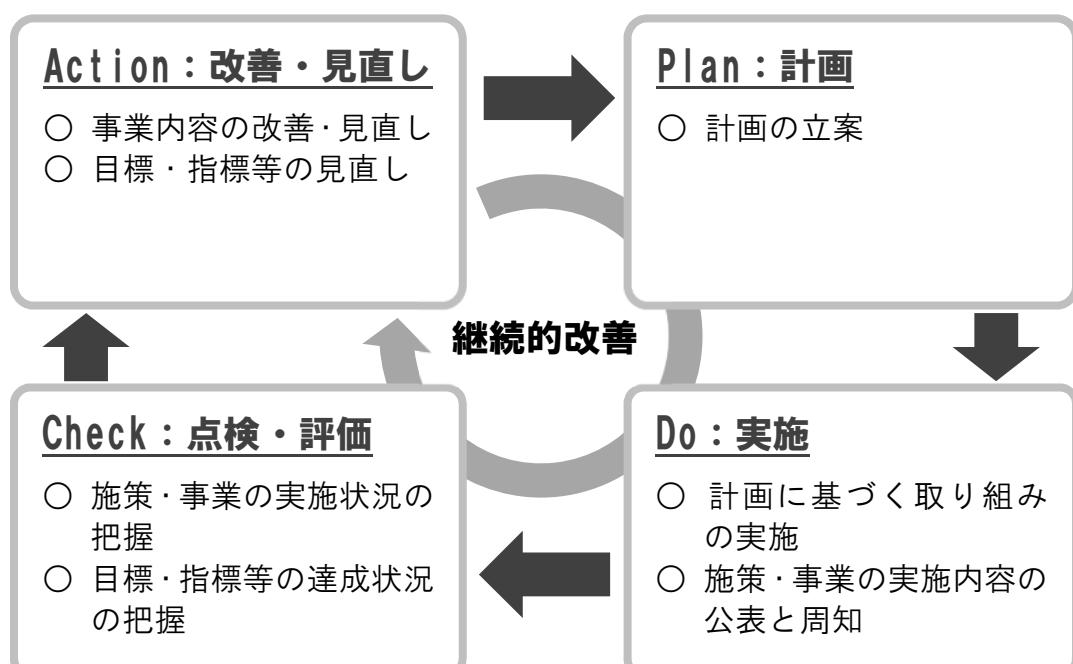
- 地域福祉の推進を担う団体として、法令制度に定める福祉サービスの提供にとどまらない住民の立場に立ったサービスの提供や、地域福祉活動の情報発信、地域における福祉活動の活性化を推進する役割を担っています。
- その役割を果たすために、本計画や地域福祉活動計画に基づき、地域における福祉活動を担う組織・団体との連携のもと、地域の特性に応じた福祉活動を推進していくことが期待されます。

5. 行政の役割

- 地域福祉の推進にあたり、住民の福祉向上を目指して、各福祉施策を総合的に推進していく責務があります。
- その役割を果たすために、本計画に基づき、地域福祉を推進する関係組織・団体などの役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図るとともに、住民の福祉ニーズの把握と、地域の特性に配慮した福祉施策の推進に努める必要があります。

第2節 計画の進行管理

本計画に基づく地域福祉の取り組みを効果的かつ継続的に推進していくため、住民からの公募委員、地域の組織・団体、福祉サービス事業所などからの選出委員、学識経験者、関係行政機関職員などにより構成する地域福祉推進委員会を設置します。この委員会で地域福祉の進捗状況を評価し、必要に応じて取り組みの見直しを行いながら、本計画の推進を図ります。



資料編

1. 計画策定の経緯

	時期	調査名・会議名など	内容
令和2年度	2月～3月	各種調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・市民アンケート ・自治会アンケート ・関係団体アンケート ・分野別課題調査
令和3年度	4月13日～14日	関係課ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・第三次太宰府市地域福祉計画実績報告、取り組み計画を基にヒアリングを実施
	4月27日	第1回 太宰府市地域福祉推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・各種調査結果について ・策定スケジュールについて
	6月2日～25日	第2回 太宰府市地域福祉推進委員会 (書面審議)	<ul style="list-style-type: none"> ・第三次太宰府市地域福祉計画実績報告、取り組み計画および総括について
	8月25日	諮詢	<ul style="list-style-type: none"> ・市長より地域福祉推進委員会会長へ計画（素案）の諮詢
	8月25日～9月8日	第3回 太宰府市地域福祉推進委員会 (書面審議)	<ul style="list-style-type: none"> ・計画（骨子案）の協議
	11月1日	第4回 太宰府市地域福祉推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画（素案）の協議 ・指標の検討
	12月9日 ※以降予定	第5回 太宰府市地域福祉推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画（素案）の協議 ・指標の検討
	1月18日	第6回 太宰府市地域福祉推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画（素案）の協議 ・指標の検討
		パブリックコメント	
		第7回 太宰府市地域福祉推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画案の最終承認
		答申	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉推進委員会会長より市長へ答申

2. 太宰府市地域福祉推進委員会規則

平成21年3月23日
規則第7号
改正 平成25年3月28日規則第16号
(題名改称)
平成26年3月31日規則第14号
平成29年3月31日規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、太宰府市附属機関設置に関する条例（昭和60年条例第17号）の規定に基づき、太宰府市地域福祉推進委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（平25規則16・一部改正）

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 地域福祉計画の策定及び地域福祉の推進に関する事項について、調査審議すること。

(2) その他必要な事項

（平25規則16・一部改正）

(組織)

第3条 委員会は、15人以内の委員をもって組織し、次の各号に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

(1) 民生委員・児童委員

(2) 識見を有する者

(3) 福祉ボランティア活動を行っている者

(4) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

（平25規則16・全改）

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1人を置き委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会議を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

（平26規則14・平29規則20・一部改正）

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年規則第16号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第14号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年規則第20号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

3. 太宰府市地域福祉推進委員会委員名簿

(敬称略)

任 期：令和2年10月1日～令和4年9月30日

選出区分	規則 第3条	氏名	所属団体など	備考
民生委員・児童委員	第1号	佐伯 幸昭	太宰府市民生委員児童委員連合協議会	
識見を有する者	第2号	山崎 安則	筑紫女学園大学	
		住吉 順	福岡県筑紫保健福祉環境事務所	R3.4.1～
福祉ボランティア活動を行っている者	第3号	樋口 軍時	社会福祉法人太宰府市社会福祉協議会	
		安部 啓治	太宰府市自治協議会	副会長 R3.4.1～
		松本 芳生	社会福祉法人太宰府市社会福祉協議会	
		藤本 史子	NPO 法人子育てサポート ぽっぴんず	
		森口 忠彦	NPO 法人太宰府障害者団体協議会	会長
その他市長が適当と認める者	第4号	森田 真佐江	部落解放同盟筑紫地区協議会	
		大内田 美津子	社会福祉法人宰府福祉会	
		大西 良	筑紫女学園大学	
		大鶴 由美	社会福祉法人梅香福祉会	

4. 太宰府市地域福祉推進委員会への諮問書

3 太 福 第 877 号
令和 3 年 8 月 25 日

太宰府市地域福祉推進委員会
会長 森 口 忠 彦 様

太宰府市長 楠 田 大 蔵
(健康福祉部福祉課)

第四次太宰府市地域福祉計画について（諮問）

太宰府市地域福祉推進委員会規則（平成 21 年規則第 7 号）第 2 条の規定により、別紙「第四次太宰府市地域福祉計画（素案）」を添えて諮問します。

5. 太宰府市地域福祉推進委員会からの答申書

答申作成次第挿入

6. 太宰府市地域福祉計画推進協議会規程

平成23年5月13日
訓令第7号

改正 平成24年3月22日訓令第1号
平成25年3月28日訓令第4号
平成26年3月31日訓令第7号
平成28年6月29日訓令第5号
平成29年3月31日訓令第4号
平成29年11月10日訓令第14号
令和2年3月31日訓令第8号
令和2年9月30日訓令第10号
令和3年3月26日訓令第1号

(目的)

第1条 この訓令は、太宰府市地域福祉計画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置し、関係各課等の相互の密接な連携を確保することにより、地域福祉に関する総合的な施策の円滑かつ効果的な推進を図ることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 地域福祉に関する総合的な行政施策の企画調整及び推進に関すること。
- (2) 地域福祉計画の行政施策の企画調整及び推進に関すること。
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 協議会の組織は、別表第1に掲げる職にあるもので構成し、別に辞令を用いることなく委員に命じられたものとする。

(会長)

第4条 協議会に会長1人を置く。

- 2 会長は、健康福祉部長をもって充てる。
- 3 会長は、会議を総理し、協議会を代表する。

（平26訓令7・平29訓令4・一部改正）

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し協議会に出席を求め、その意見を聞くことができる。

(部会)

第6条 協議会に必要がある場合は、部会を置くことができる。

- 2 部会に部会長を置き、福祉課長をもって充てる。
- 3 部会は、部会長が招集し、会議の議長となる。
- 4 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し部会に出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 5 部会において検討協議された事項は、部会長が協議会に報告するものとする。

（平29訓令14・一部改正）

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

（平26訓令7・平29訓令4・一部改正）

(委任)

第8条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年訓令第1号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年訓令第4号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年訓令第7号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年訓令第5号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年訓令第4号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年訓令第14号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年訓令第8号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年訓令第10号）

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の太宰府市地域福祉計画推進協議会規程の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和3年訓令第1号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

（平29訓令4・全改、平29訓令14・令2訓令8・令2訓令10・令3訓令1・一部改正）

委員名簿

総務部	防災安全課長、地域コミュニティ課長
市民生活部	人権政策課長
健康福祉部	健康福祉部長（福祉事務所長）、福祉課長、生活支援課長、介護保険課長、高齢者支援課長、保育児童課長、元気づくり課長、子育て支援課長
都市整備部	都市計画課長
教育部	社会教育課長、学校教育課長、文化学習課長、スポーツ課長

7. 地域の状況

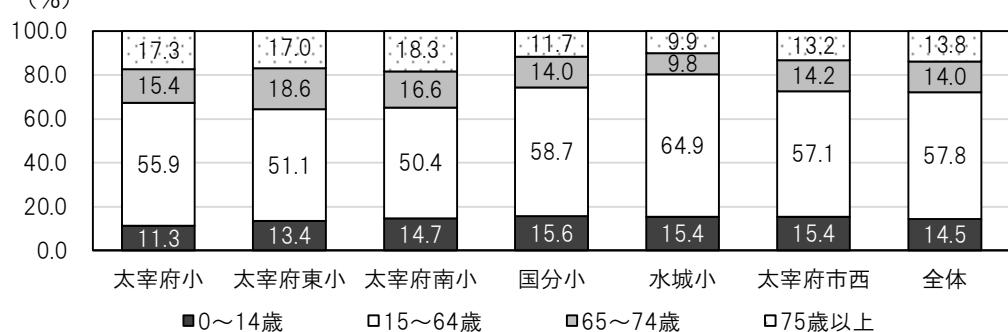
(1) 校区別年齢人口構成比

資料：住民基本台帳（令和2年10月1日現在）

■校区自治協議会別

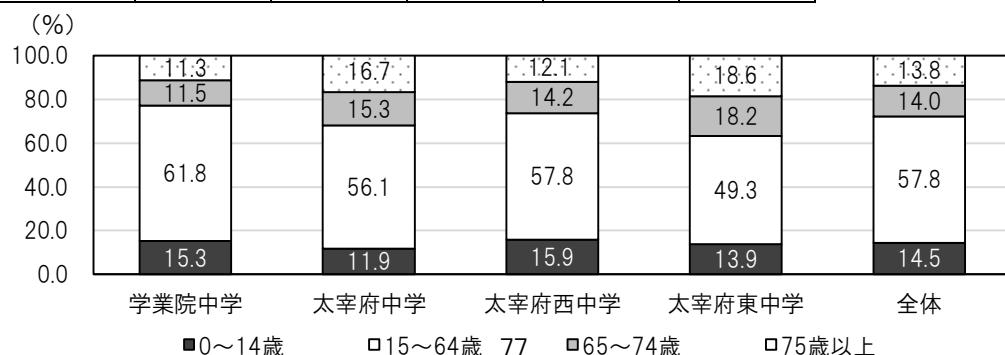
校区自治協議会名	太宰府小校区	太宰府東小校区	太宰府南小校区	国分小校区	水城小校区	太宰府市西校区（※）	全体	
人口（人）	0～14歳	1,528	855	1,036	1,618	2,619	2,750	10,406
	15～64歳	7,534	3,258	3,547	6,077	11,002	10,172	41,590
	65～74歳	2,078	1,185	1,168	1,450	1,656	2,534	10,071
	75歳以上	2,326	1,083	1,290	1,211	1,684	2,345	9,939
	合計	13,466	6,381	7,041	10,356	16,961	17,801	72,006
構成比	0～14歳	11.3%	13.4%	14.7%	15.6%	15.4%	15.4%	14.5%
	15～64歳	55.9%	51.1%	50.4%	58.7%	64.9%	57.1%	57.8%
	65～74歳	15.4%	18.6%	16.6%	14.0%	9.8%	14.2%	14.0%
	75歳以上	17.3%	17.0%	18.3%	11.7%	9.9%	13.8%	13.8%

※：水城西小学校区域および太宰府西小学校区域を単位としている。



■中学校区別

中学校区名	学業院中学校区	太宰府中学校区	太宰府西中学校区	太宰府東中学校区	全体
人口（人）	0～14歳	1,898	2,544	1,521	10,406
	15～64歳	8,941	9,275	5,398	41,590
	65～74歳	2,443	2,285	1,988	10,071
	75歳以上	2,665	1,944	2,034	9,939
	合計	29,070	15,947	10,941	72,006
構成比	0～14歳	15.3%	11.9%	15.9%	14.5%
	15～64歳	61.8%	56.1%	57.8%	57.8%
	65～74歳	11.5%	15.3%	14.2%	14.0%
	75歳以上	15.3%	16.7%	12.1%	13.8%



(2) 地域の主な施設・事業所

■高齢者福祉・介護分野

資料：太宰府市（令和3年5月1日現在）

種 別	太宰府小 校区	太宰府東小 校区	太宰府南小 校区	国分小 校区	水城小 校区	太宰府市西 校区	合計
老人福祉センター	1	-	-	-	-	-	1
地域包括支援センター	1	-	-	-	-	1	2
軽費老人ホーム	-	-	2	1	-	-	3
介護老人福祉施設	1	-	3	-	-	2	6
介護老人保健施設	-	-	-	-	-	1	1
介護療養型医療施設	-	-	-	-	1	-	1
居宅介護支援事業所	5	2	1	4	3	4	19
訪問介護事業所	6	-	1	-	7	3	17
訪問看護事業所	3	-	1	1	5	-	10
通所介護事業所	6	1	1	2	6	4	20
通所リハビリテーション事業所	2	1	-	1	2	-	6
短期入所生活介護・療養介護事業所	-	1	2	-	-	2	5
地域密着型通所介護事業所	-	-	-	1	-	3	4
認知症対応型共同生活介護事業所	1	-	2	2	-	1	6
小規模多機能型居宅介護事業所	1	-	-	1	-	1	3
認知症対応型通所介護事業所	-	-	-	-	-	-	0
特定施設入居者生活介護事業所	2	-	-	-	1	1	4
住宅型有料老人ホーム	3	-	-	-	3	1	7
訪問入浴介護	-	-	-	-	-	1	1
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	-	-	-	-	-	1
サービス付き高齢者向け住宅	-	-	-	-	2	2	4

■児童福祉・子育て支援分野

資料：太宰府市（令和3年3月31日現在）

種 別	太宰府小 校区	太宰府東小 校区	太宰府南小 校区	国分小 校区	水城小 校区	太宰府市西 校区	合計
認可保育所（園）	1	2	2	1	3	5	14
幼稚園	1	-	1	-	2	1	5
届出保育施設	1	1	-	1	5	2	10
子育て世代包括支援センター	1	-	-	-	-	-	1
地域子育て支援センター	1	-	-	-	-	2	3
学童保育所	2	2	3	2	3	5	17
病児保育施設	-	-	-	-	1	1	2
小学校	1	2	1	1	1	2	8
中学校	1	1	1	-	2	1	6
教育支援センター	-	-	-	-	1	-	1
子ども発達相談室	1	-	-	-	-	-	1

■障がい福祉分野

資料：太宰府市（令和3年3月31日現在）

種 別	太宰府小 校区	太宰府東小 校区	太宰府南小 校区	国分小 校区	水城小 校区	太宰府市西 校区	合計
障がい者基幹相談支援センター	-	-	-	-	1	-	1
障がい者支援施設	1	-	-	-	-	1	2
共同生活援助事業所	-	3	-	2	4	-	9
居宅介護事業所	4	-	-	-	4	2	10
重度訪問介護事業所	3	-	-	-	4	1	8
地域活動支援センター（Ⅲ型）	-	-	-	-	-	1	1
行動援護事業所	-	-	-	-	1	-	1
同行援護事業所	1	-	-	-	1	2	4
生活介護事業所	1	-	1	-	1	1	4
短期入所事業所	-	-	1	-	1	1	3
就労移行支援事業所	-	-	-	-	-	-	0
就労継続支援（A型・B型）事業所	1	-	-	2	3	1	7
相談支援事業所	2	1	1	-	1	3	8
特別支援学校	-	-	-	-	-	1	1
児童発達支援事業所	-	1	1	-	2	5	9
放課後等デイサービス事業所	1	1	2	2	3	8	17
保育所等訪問支援事業所	-	-	1	-	-	1	2

(3) 地域の主な人的資源・団体

資料：太宰府市（令和3年3月31日現在）

	太宰府小 校区	太宰府東小 校区	太宰府南小 校区	国分小 校区	水城小 校区	太宰府市西 校区	合計
自治会数	14	5	5	4	7	9	44
長寿クラブ連合会加入団体数	5	3	4	3	3	5	23
子ども会団体数	10	4	5	8	7	6	40
自主防災組織団体数	11	3	5	4	5	7	35
民生委員・児童委員（人） (主任児童委員は含まない)	23	9	8	11	15	21	87
主任児童委員	中学校区ごとに2名						8
福祉委員（人）	20	6	9	6	8	14	63
健康推進員（人）	27	5	10	7	13	14	76
スポーツ推進委員（人）	4	4	2	2	1	2	15
消防団組織数（部）	5	1	1	2	3	3	15
保護司	市全域を担当						15
ボランティア団体数	-	-	-	-	-	-	97
NPO法人数	-	-	-	-	-	-	37
子育てサロン設置自治会数	1	2	3	2	2	1	11
高齢者サロン設置自治会数	12	5	5	4	7	8	41
老人憩いの場	5	2	2	3	4	5	21

(4) その他の分野の施設・事業所

資料：太宰府市（令和3年3月31日現在）

	合計		合計
NPO・ボランティア支援センター	1	大学	5
病院・診療所	48	歯科医院	32
共同利用施設	9	地区公民館	35
中央公民館	1	総合福祉センター	1
生涯学習センター	1	人権センター	1
総合体育館	1		

8. 各種調査の結果概要

■ 調査の実施概要

■市民アンケート

調査対象者： 太宰府市在住の 20 歳以上 2,000 名（無作為抽出）

調査期間： 令和 3 年 2 月 17 日（水）～ 3 月 3 日（水）

調査方法： 郵送配布・郵送回収による本人記入方式

配布数（A）	回収票数（B）	回収率（B ÷ A）
2,000	1,009	50.5%

■自治会アンケート

調査対象者： 自治会長、民生委員、福祉委員

調査期間： 令和 3 年 2 月～ 3 月

調査方法： 郵送または直接配布・回収による本人記入方式

配布数（A）	回収票数（B）	回収率（B ÷ A）
197	153	77.7%

■関係団体アンケート

調査対象者： 地域活動団体、NPO 法人等

調査期間： 令和 3 年 2 月～ 3 月

調査方法： 郵送または直接配布・回収による本人記入方式

配布数（A）	回収票数（B）	回収率（B ÷ A）
53	41	77.4%

■分野別課題調査

調査対象者： 各分野に関わる専門機関、専門職等

調査期間： 令和 3 年 2 月～ 3 月

調査方法： 郵送または直接配布・回収による本人記入方式

分野	配布数（A）	回収票数（B）	回収率（B ÷ A）
高齢者福祉・介護分野	203	124	61.1%
児童福祉・子育て支援分野	65	44	67.7%
生活困窮者支援分野	7	7	100.0%

※障がい福祉分野については、令和 2 年度に実施した団体調査結果を活用。

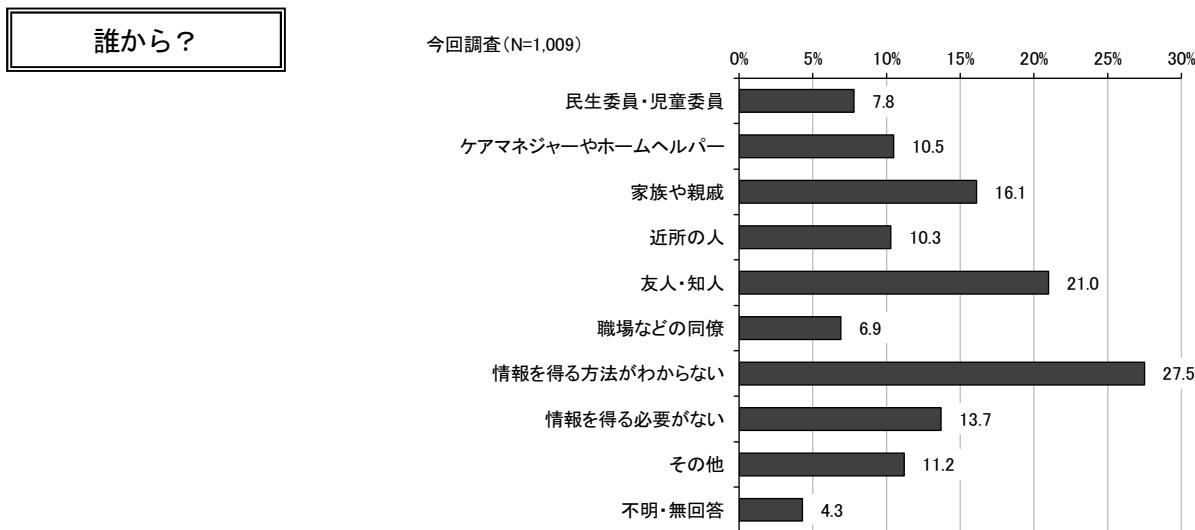
■ 市民アンケート調査結果

基本目標1 みんなで寄り添う

(1) 知る機会の充実

① こまやかな情報提供

<問19 福祉サービスに関する情報源について>

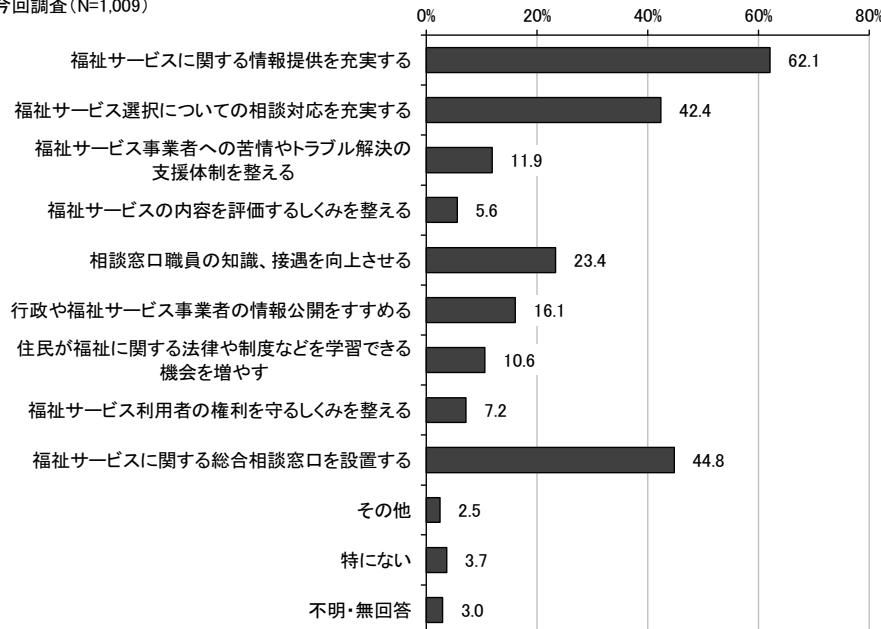


どこで？

No.	カテゴリ	今回調査		前回調査		割合の差
		件数	(全体)%	件数	(全体)%	
1	市役所	295	29.2	219	47.1	-17.9
2	社会福祉協議会	29	2.9	52	11.2	-8.3
3	いきいき情報センター	88	8.7	63	13.5	-4.8
4	保健センター	8	0.8	9	1.9	-1.1
5	地域包括支援センター	35	3.5	25	5.4	-1.9
6	子育て支援センター	13	1.3	10	2.2	-0.9
7	地域活動支援センター（あす・ラック工房、つくしひあ）	4	0.4	3	0.6	-0.2
8	地域の公民館	90	8.9	41	8.8	0.1
9	プラム・カルコア太宰府（中央公民館）	9	0.9	3	0.6	0.3
10	市民図書館	28	2.8	12	2.6	0.2
11	病院や施設	109	10.8	45	9.7	1.1
12	保育所（園）、幼稚園、小中学校	35	3.5	10	2.2	1.3
13	情報を得る方法がわからない	181	17.9	51	11	6.9
14	情報を得る必要がない	119	11.8	32	6.9	4.9
15	その他	116	11.5	6	1.3	10.2
	不明・無回答	112	11.1	55	11.8	-0.7
	N (%^ -s)	1,009	100.0	465	100.0	0.0

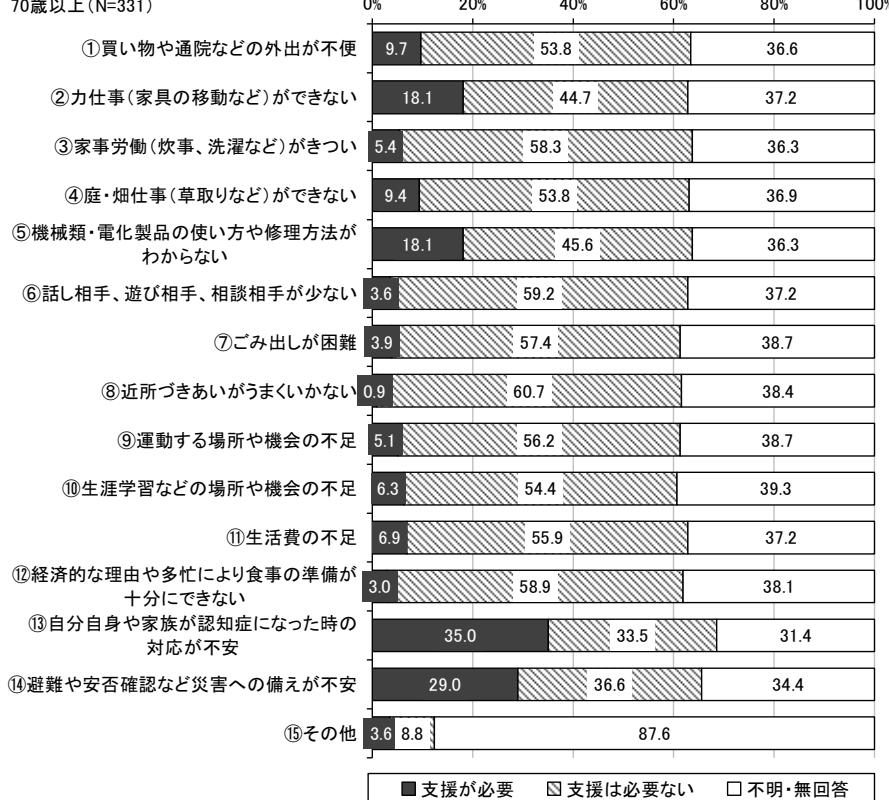
<問21 安心して福祉サービスを利用するため市役所で必要な取り組みについて>

今回調査(N=1,009)

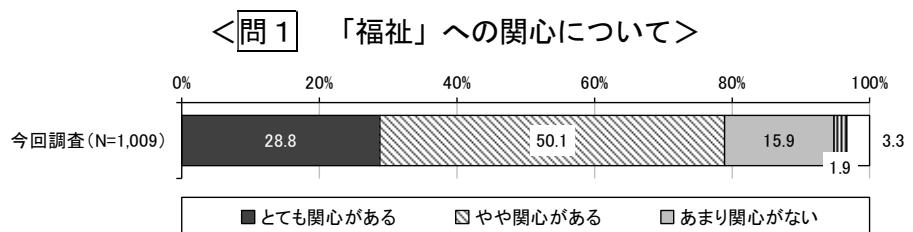


<問5B 暮らしのなかでの困りごとにおける支援の必要性について>

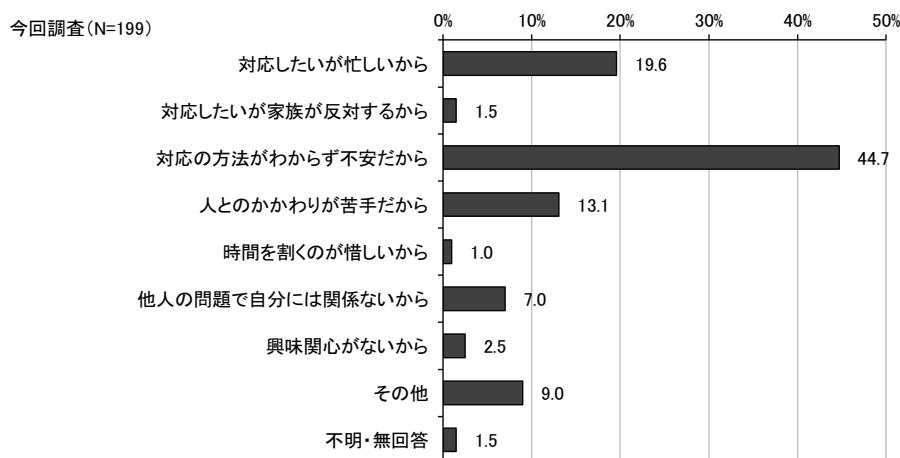
70歳以上(N=331)



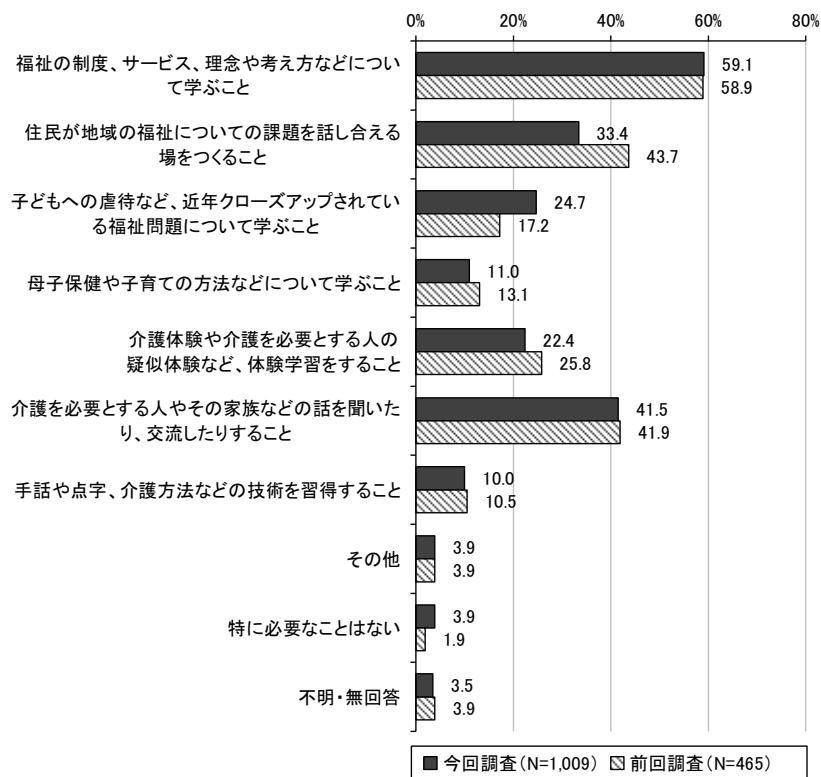
② 学ぶ機会の提供



<問6-1 困りごとを抱える人への対応で避けたいと思う理由について>



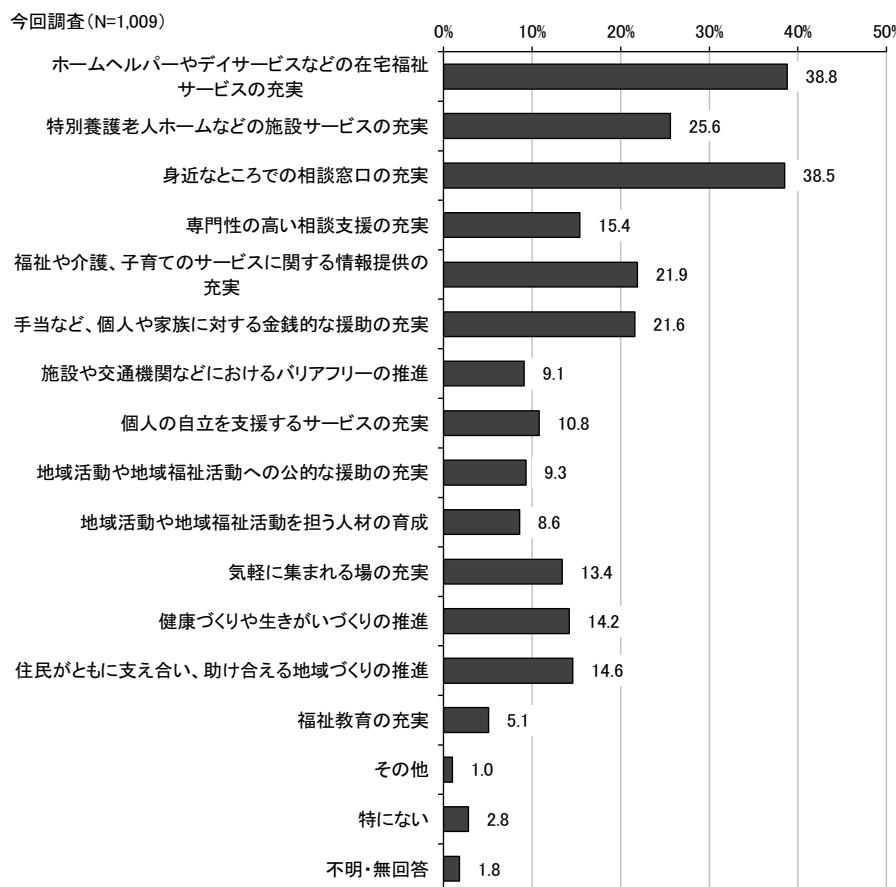
<問3 福祉への理解を深めるために必要なことについて>



(2) 相談体制の強化

① 気軽で専門的な相談

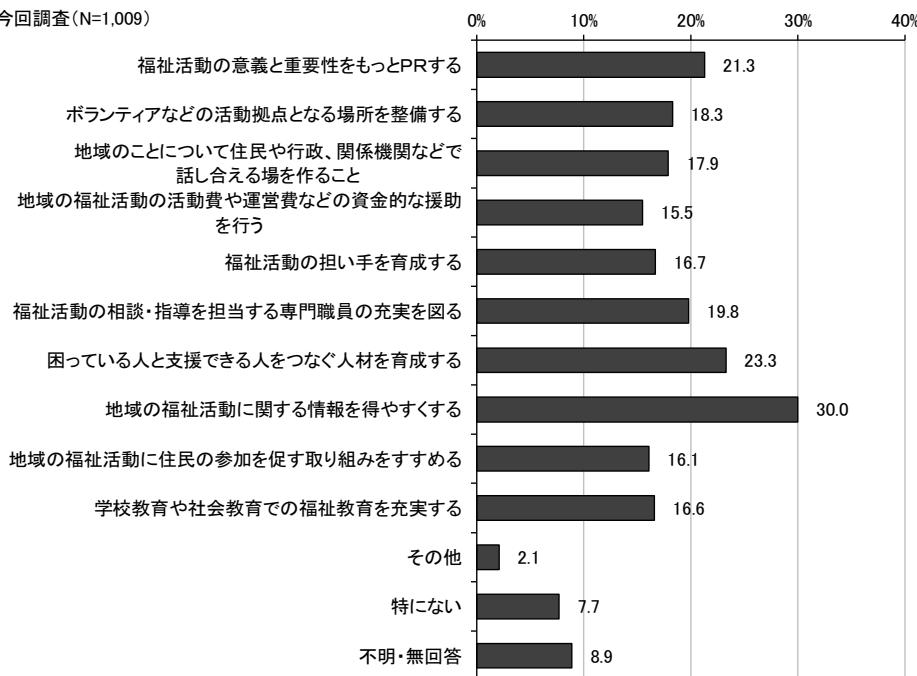
<問22 住み慣れた地域で安心して暮らしていくために大切なことについて>



② 包括的で連携した相談体制

<問18 地域の支え合いを促進するために重要なことについて>

今回調査(N=1,009)



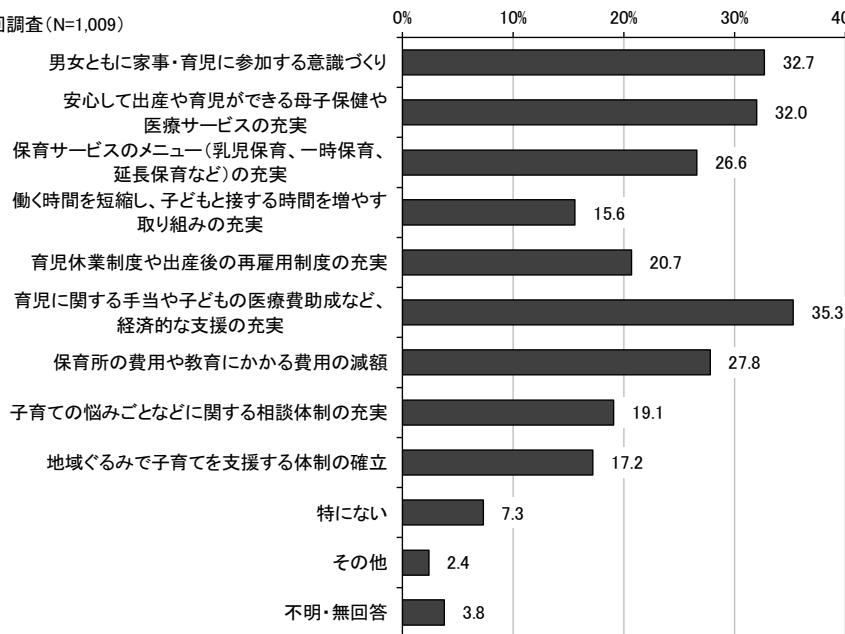
基本目標2 支援を届ける

(1) 福祉・生活環境の充実

① 福祉サービスの充実

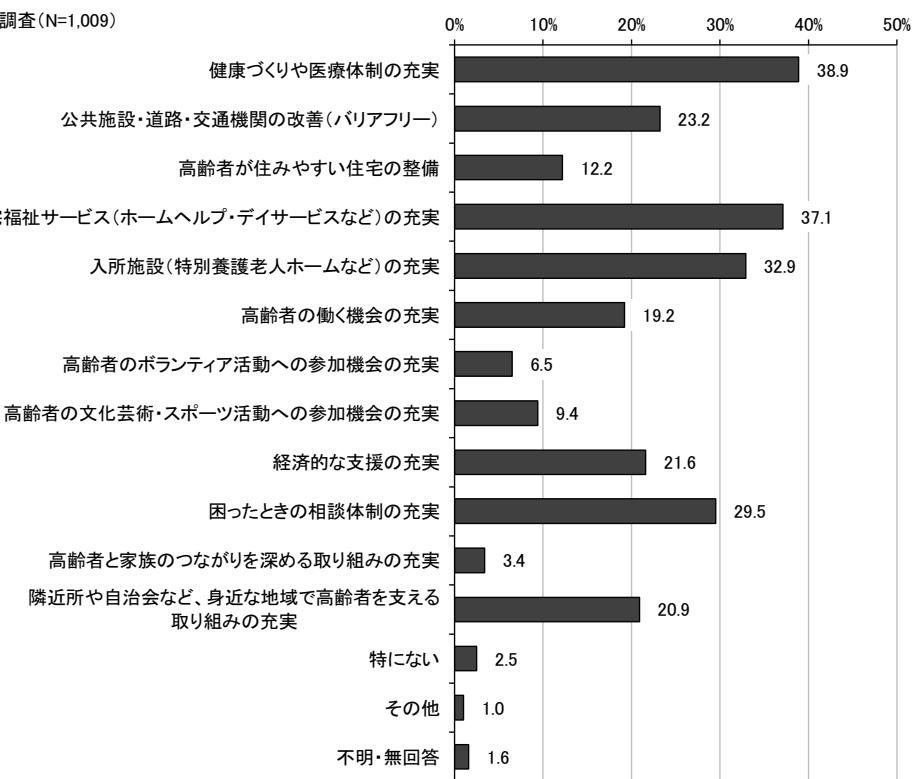
<問27 子どもやその家族が住みよいまちをつくるために重要なことについて>

今回調査(N=1,009)



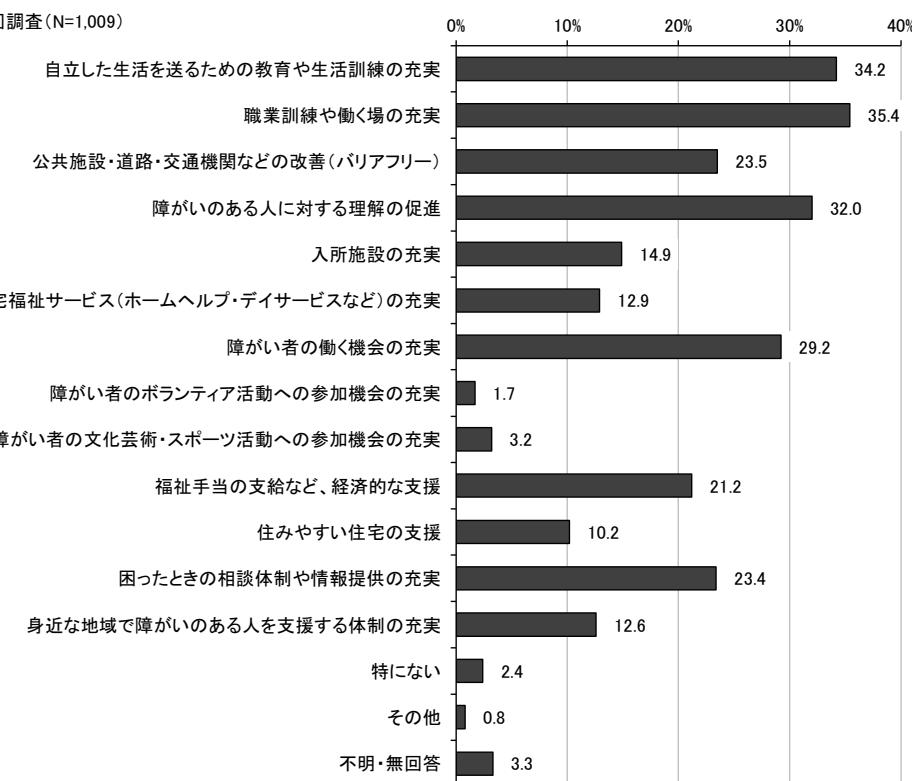
<問28 高齢者が住みよいまちをつくるために重要なことについて>

今回調査(N=1,009)



<問29 障がいのある人が住みよいまちをつくるために重要なことについて>

今回調査(N=1,009)

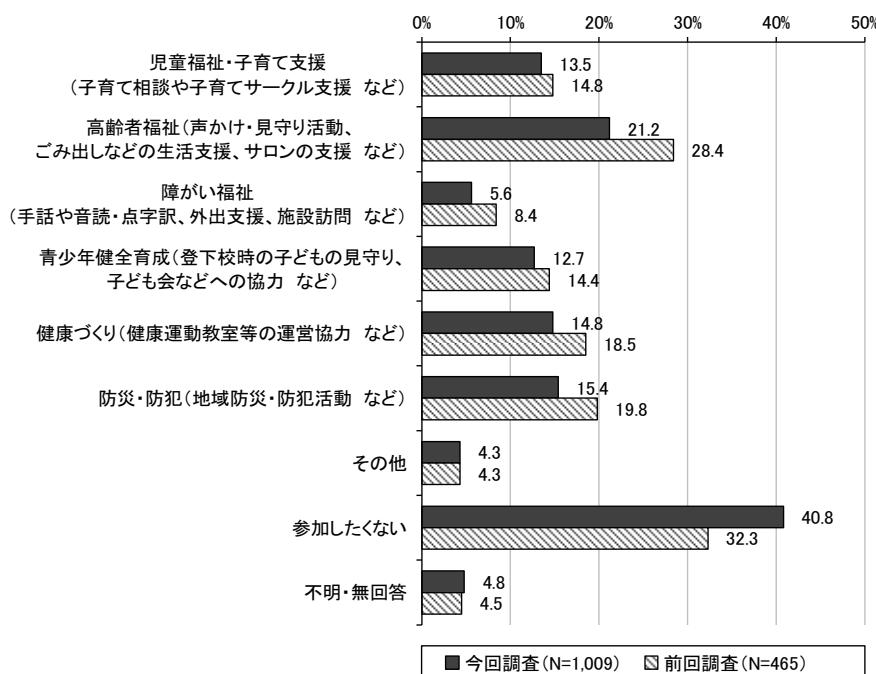


② 生活環境の整備

<問25 普段の買い物の方法について>

単位: %		徒歩	自転車	自分で自動車・バイクを運転	鉄道・バス	タクシー	家族や親戚の協力	近所の人の協力	お店への送迎サービス	介護ヘルパーなどの支援	移動販売・移動スーパー	電話による宅配や配食	おでこで買った商品の配達サービス	その他	不明・無回答
年代別	20歳代(N=67)	55.2	23.9	68.7	13.4	1.5	13.4	0.0	0.0	1.5	0.0	7.5	1.5	1.5	0.0
	30歳代(N=125)	44.0	13.6	81.6	16.8	0.0	6.4	0.0	0.0	0.0	0.8	16.8	1.6	0.8	0.8
	40歳代(N=168)	48.8	19.6	85.1	8.9	1.2	7.1	0.0	0.0	0.0	0.6	11.9	1.8	0.6	0.6
	50歳代(N=149)	34.9	12.8	86.6	12.1	2.0	4.0	0.0	0.0	0.0	0.0	10.7	0.7	0.7	0.7
	60歳代(N=165)	40.6	13.9	75.2	7.3	1.2	12.1	0.6	0.0	0.0	3.0	12.1	1.2	3.6	0.6
	70歳代(N=234)	51.3	13.7	55.6	20.1	2.6	24.4	0.4	0.0	0.4	3.8	7.3	3.4	2.6	2.1
	80歳以上(N=97)	52.6	11.3	32.0	17.5	12.4	28.9	6.2	0.0	1.0	10.3	9.3	5.2	3.1	3.1

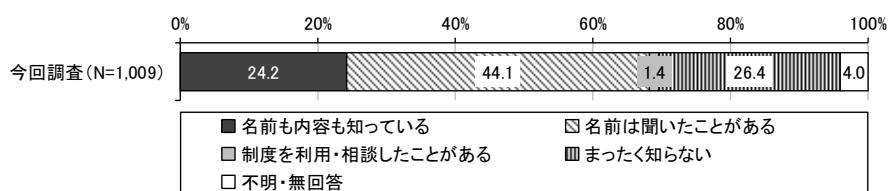
<問17 福祉にかかわる地域活動やボランティア活動への参加意向について>



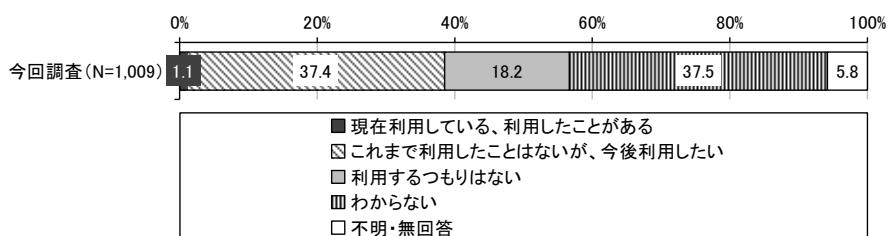
(2) いのちや権利を守る支援

① 権利を守るための支援

<問33 「成年後見制度」の認知度について>

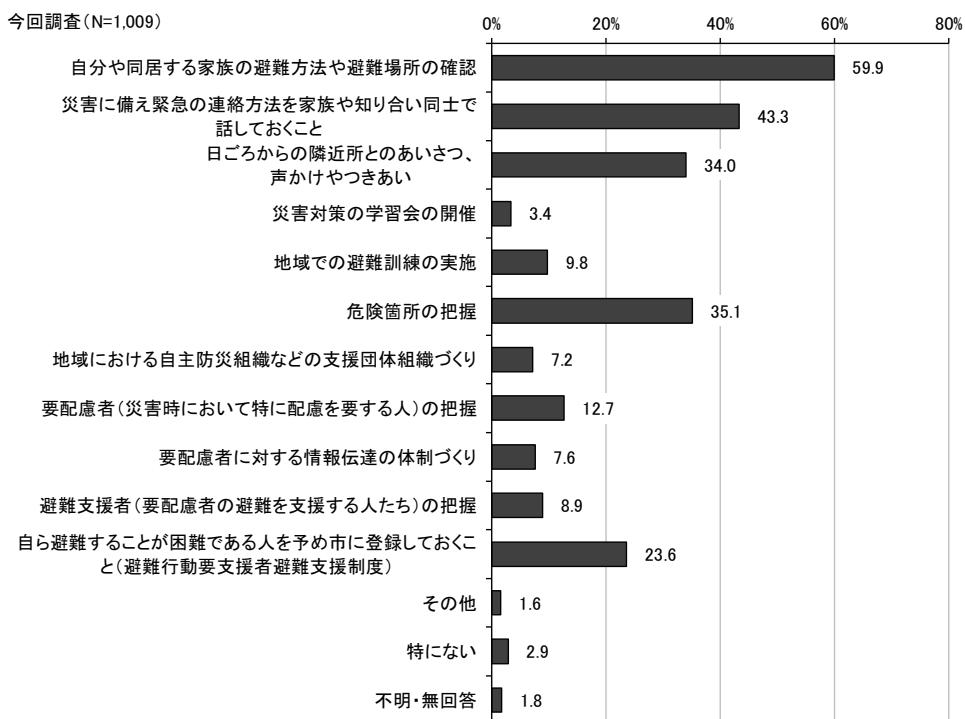


<問34 「成年後見制度」の利用意向について>



② 災害に関する支援

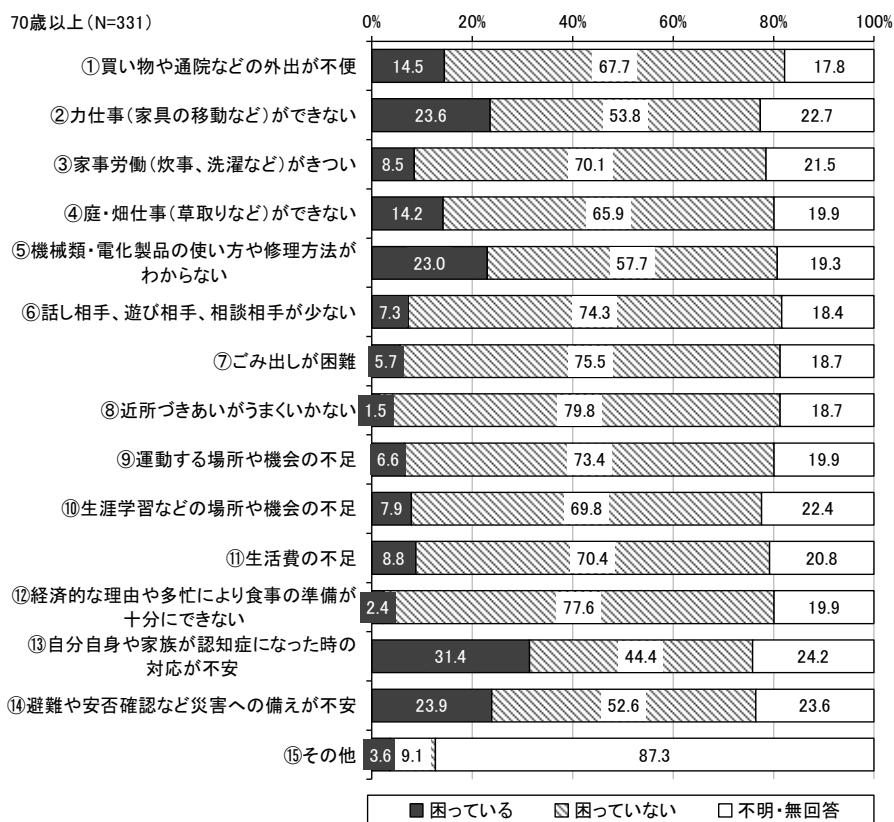
<問10 災害への備えとして重要なことについて>



<問9 大災害発生時の不安について>

単位: %		避難場所がわからぬこと	避難場所まで遠いこと	素早く避難できないこと	い近所に自力で避難できない人が	と安全な避難経路がわからぬこと	避難場所の生活が長引くこと	い災害の情報を正確に収集できな	住んでいる場所が孤立すること	住んでいる場所が危険区域にあ	食料や水を確保できないこと	特にな	その他	不明・無回答	
年代別		20歳代(N=67)	19.4	3.0	7.5	7.5	28.4	40.3	29.9	3.0	9.0	38.8	7.5	6.0	1.5
		30歳代(N=125)	20.8	5.6	17.6	4.8	22.4	53.6	24.0	8.0	7.2	51.2	5.6	9.6	0.0
		40歳代(N=168)	9.5	6.0	11.9	9.5	17.9	51.8	18.5	6.0	13.1	42.9	7.1	6.5	0.6
		50歳代(N=149)	12.8	10.1	13.4	10.1	14.8	64.4	26.8	9.4	8.7	46.3	8.1	2.0	1.3
		60歳代(N=165)	13.3	7.9	10.9	4.8	17.6	43.6	27.9	10.9	12.1	38.8	10.9	3.0	3.0
		70歳代(N=234)	11.5	14.5	17.1	7.7	13.2	44.0	27.4	6.8	5.6	38.5	10.7	2.1	3.8
		80歳以上(N=97)	9.3	15.5	41.2	6.2	16.5	36.1	17.5	4.1	5.2	39.2	14.4	2.1	3.1

<問5A 暮らしのなかでの困りごとについて>

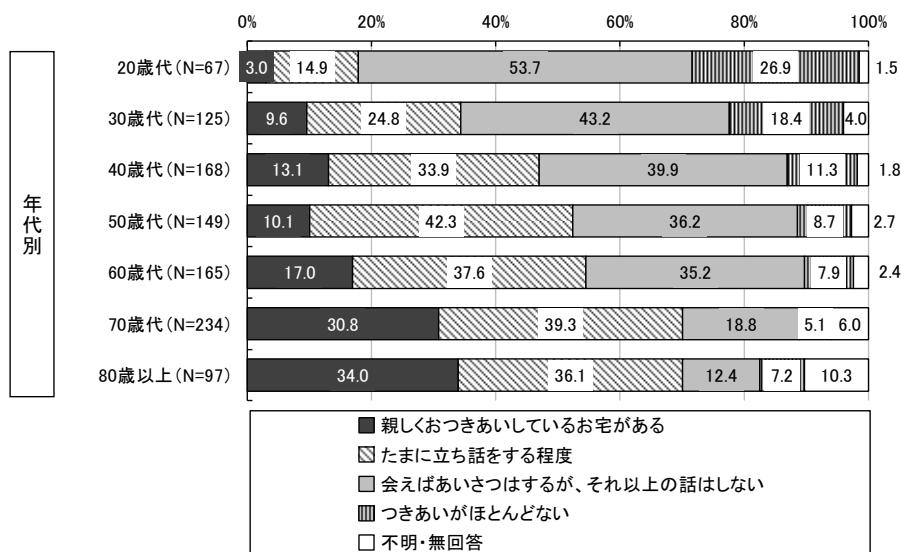


基本目標3 日ごろからつながる

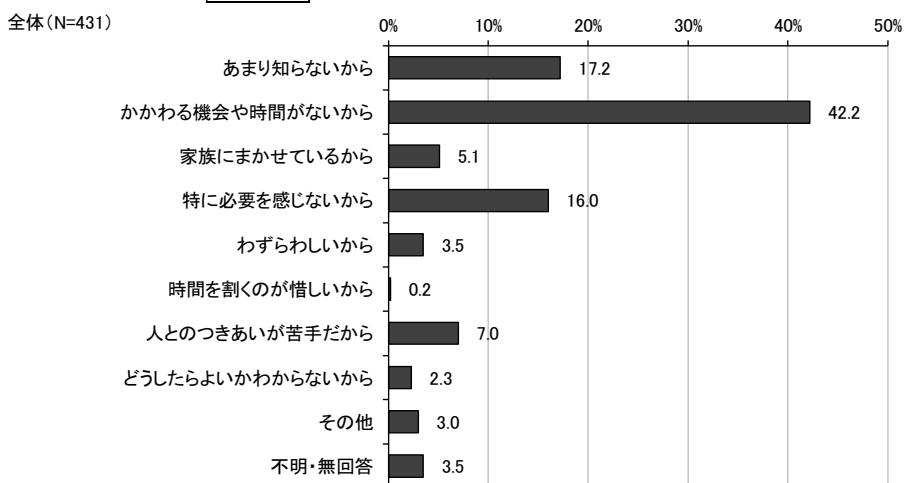
(1) 地域のつながりの充実

① 隣近所や地域のつながり促進

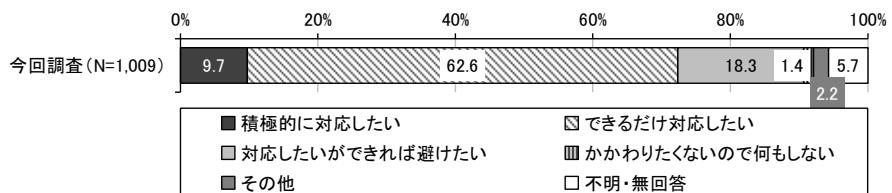
<問4> 近所の人とのつきあいの程度について>



<問4-1> つきあいが希薄な理由について>

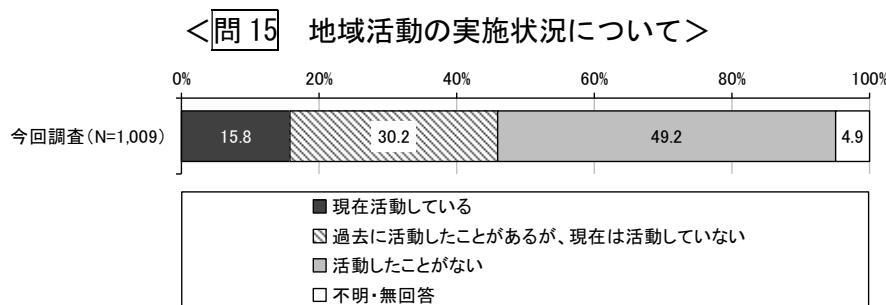


<問6> 困りごとを抱える人から助けを求められた時の対応について>



(2) 社会参加のきっかけづくり

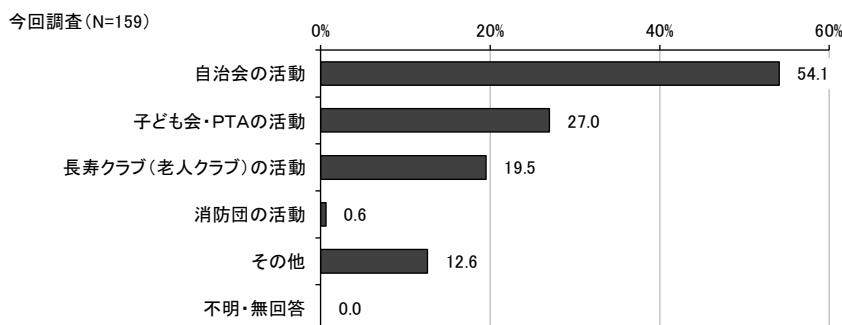
① 多様な居場所や活動の拡充



<問17-1 地域活動に参加したくない理由について>

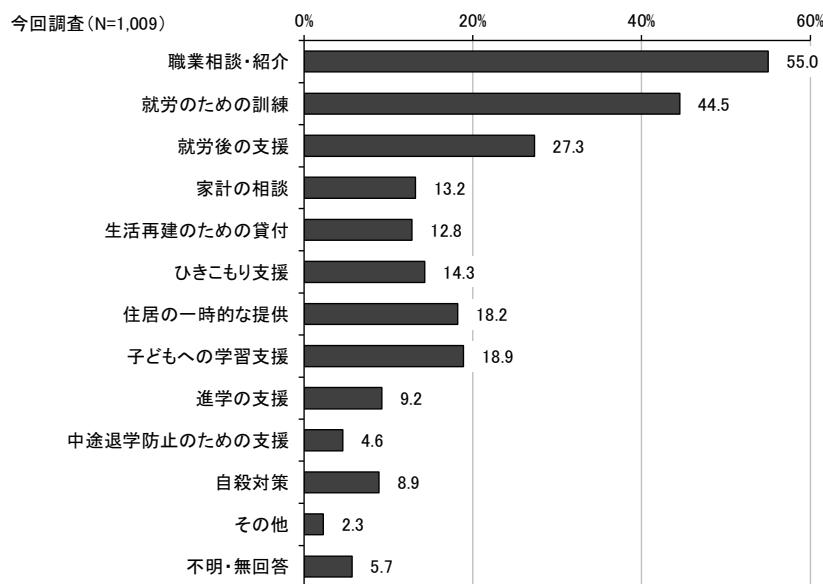
単位:%		福祉活動に関心がないから	時間的に余裕がないから	恥ずかしいから	活動に関する情報がないから	一緒に参加する仲間がないから	参加するきっかけがないから	家族の理解が得られないから	活動に活かせるものができないから	健康上の理由で難しいから	その他	不明・無回答
年代別	20歳代(N=67)	14.3	57.1	0.0	0.0	3.6	14.3	0.0	3.6	3.6	3.6	0.0
	30歳代(N=125)	7.5	64.2	1.9	0.0	5.7	11.3	0.0	3.8	1.9	3.8	0.0
	40歳代(N=168)	6.8	66.2	2.7	1.4	1.4	8.1	0.0	2.7	2.7	4.1	4.1
	50歳代(N=149)	7.4	53.7	1.9	0.0	0.0	11.1	0.0	1.9	18.5	3.7	1.9
	60歳代(N=165)	6.1	25.8	6.1	0.0	6.1	18.2	0.0	9.1	18.2	6.1	4.5
	70歳代(N=234)	5.7	15.9	2.3	3.4	5.7	3.4	0.0	6.8	48.9	6.8	1.1
	80歳以上(N=97)	2.0	3.0	1.0	0.0	1.0	2.0	0.0	1.0	31.0	7.0	0.0

<問15-1 地域活動の内容について>



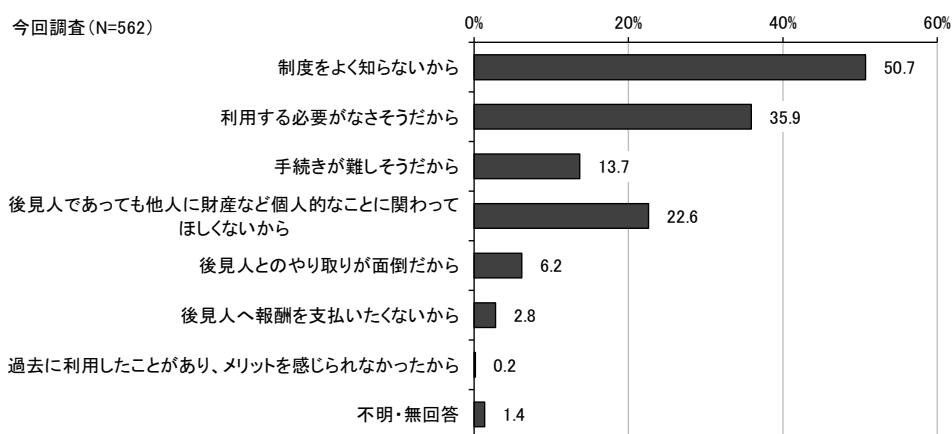
② 社会とつながるための支援

<問32 生活困窮の問題や支援制度で最も必要なことについて>



成年後見制度利用促進基本計画

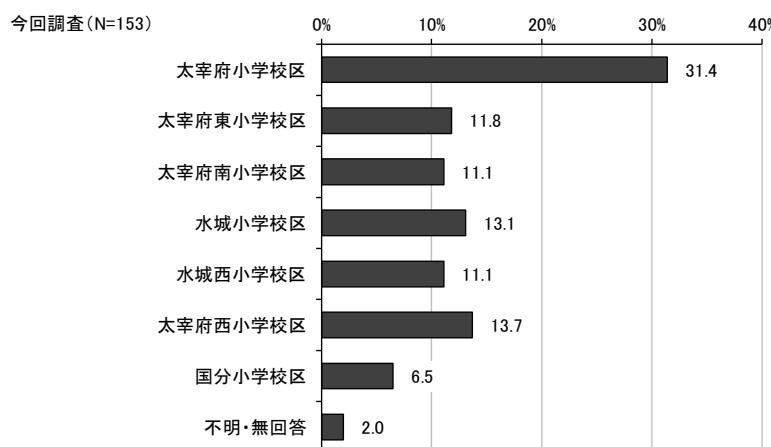
<問34-1 制度を利用したくない、わからないとする理由について>



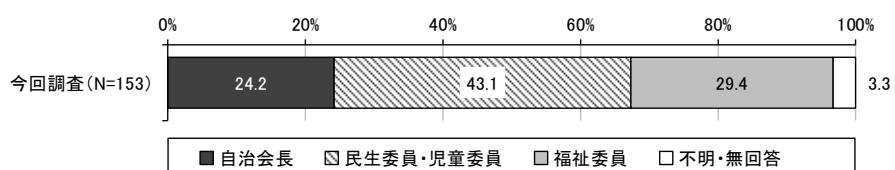
■ 自治会アンケート調査結果

I. あなた自身または貴団体のことについて

<お住まいの小学校区について>

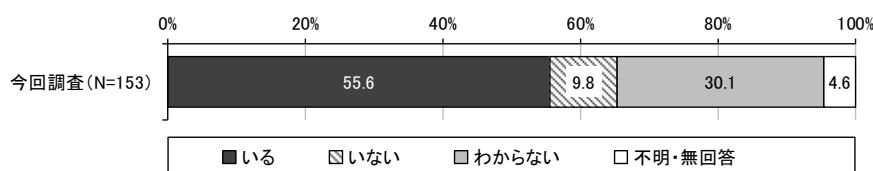


<役職や立場について>



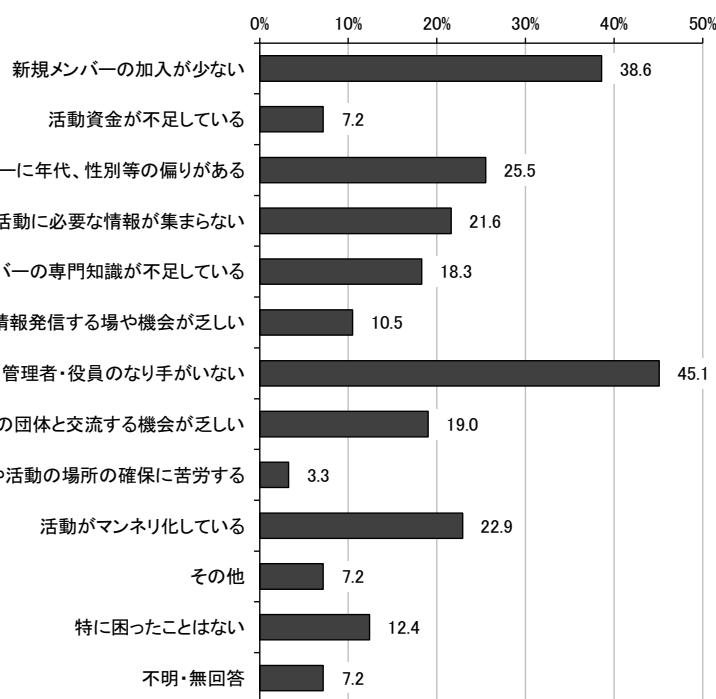
II. あなた自身または貴団体の活動について

<問1 支援を必要とする方があなたの自治会にはいるかについて>



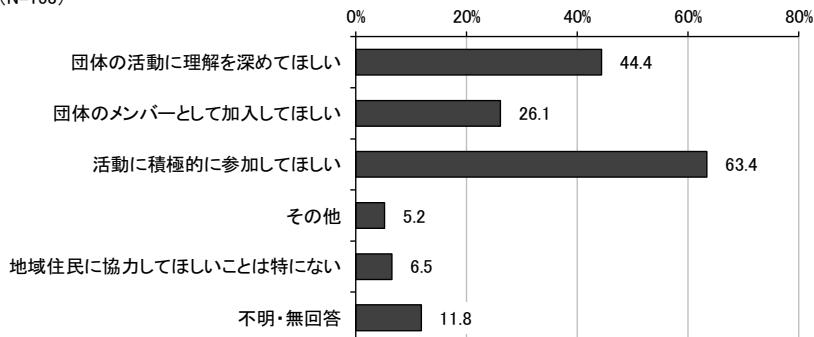
<問2 活動上の課題について>

今回調査(N=153)

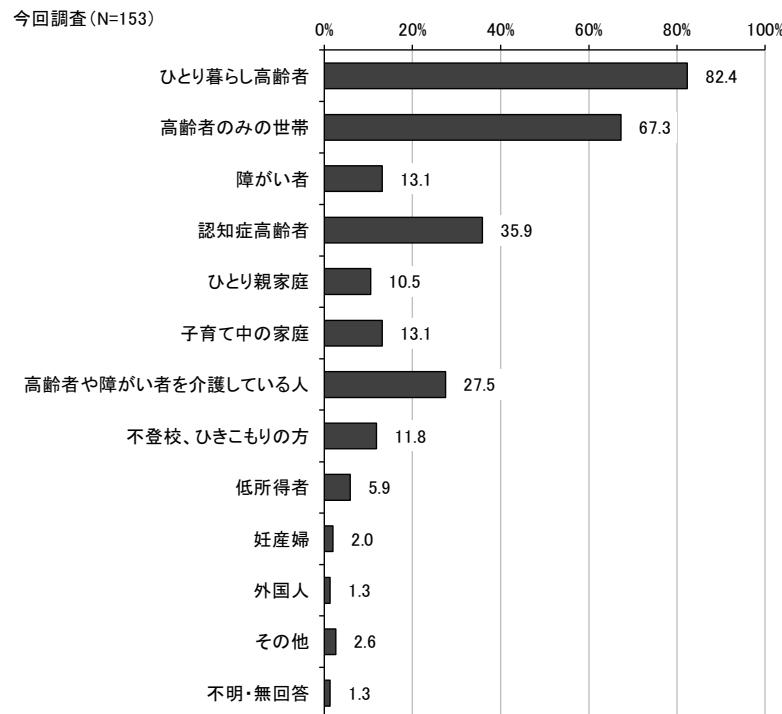


<問3 地域住民に対して協力してほしいことについて>

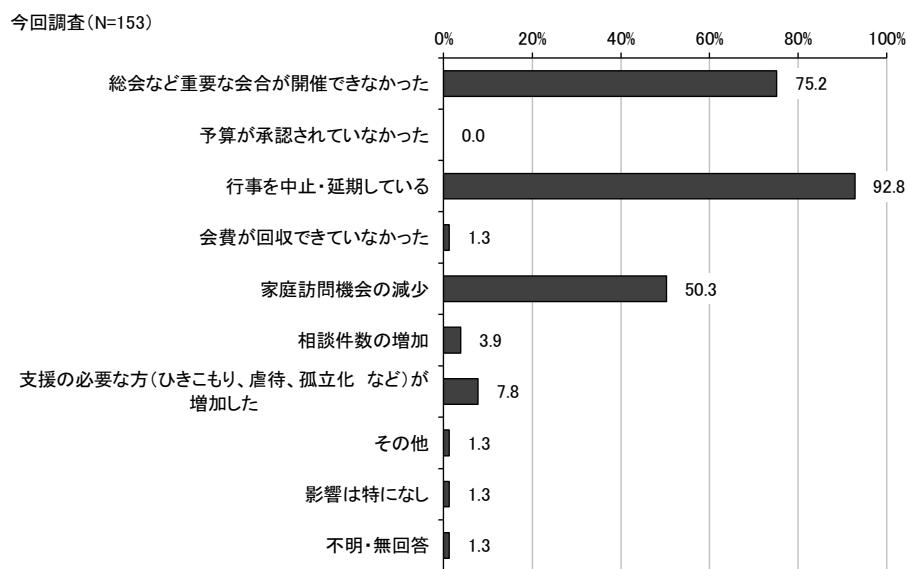
今回調査(N=153)



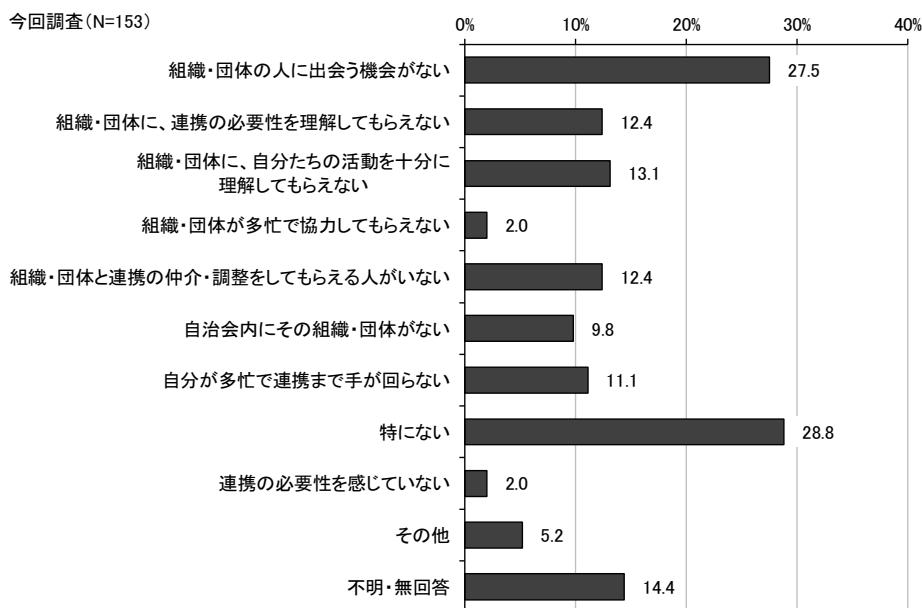
<問4 支援が必要だと思う対象について>



<問5 新型コロナウイルスが与えた影響について>



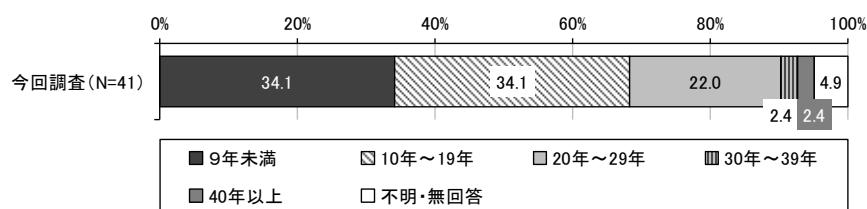
<問6 他の組織・団体と連携しようとする上で困っていることについて>



■ 関係団体アンケート調査結果

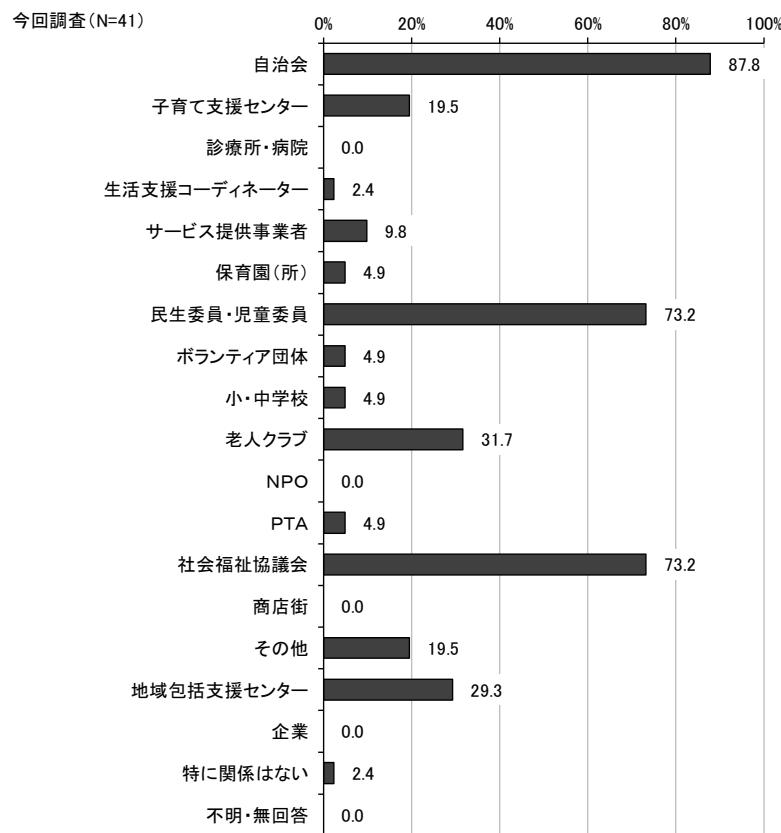
I. 貴団体のことについて

<活動年数について>

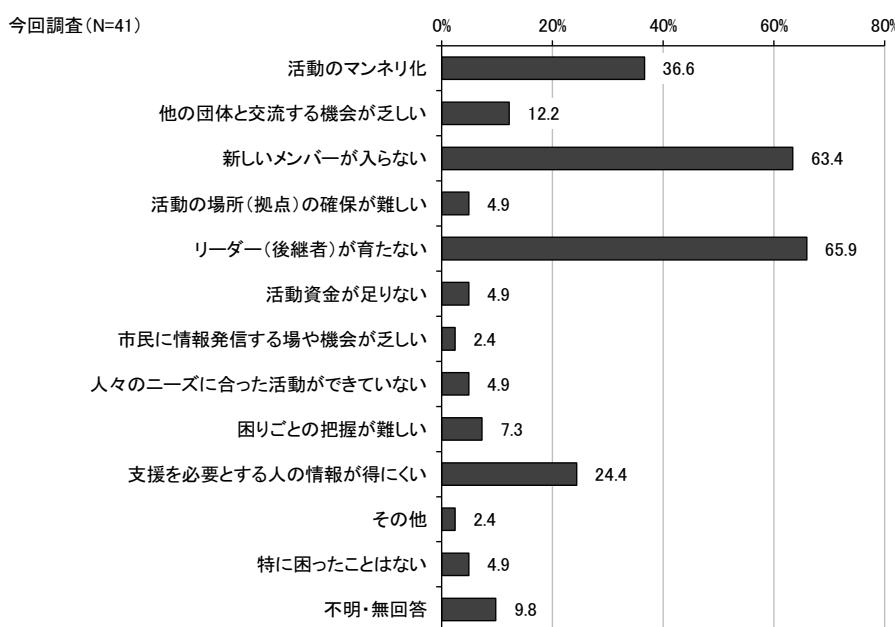


II. 貴団体の活動について

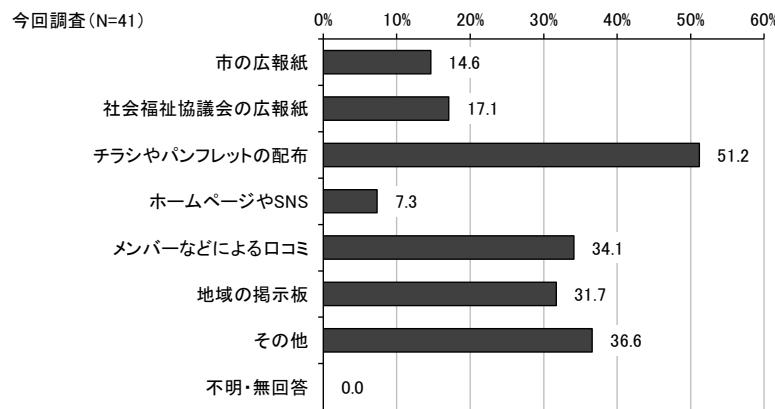
<問2 活動を行う上で他の団体や機関等との交流や連携、協力関係について>



<問3 貴団体等が活動を行う上で困っていることについて>

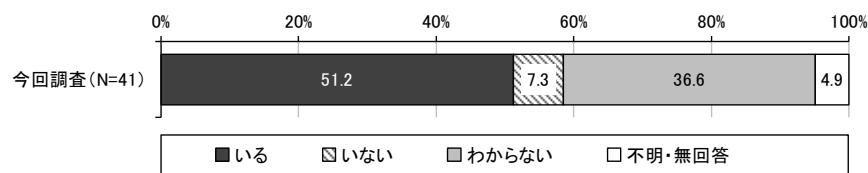


<問4 団体の活動の内容や情報の発信方法について>

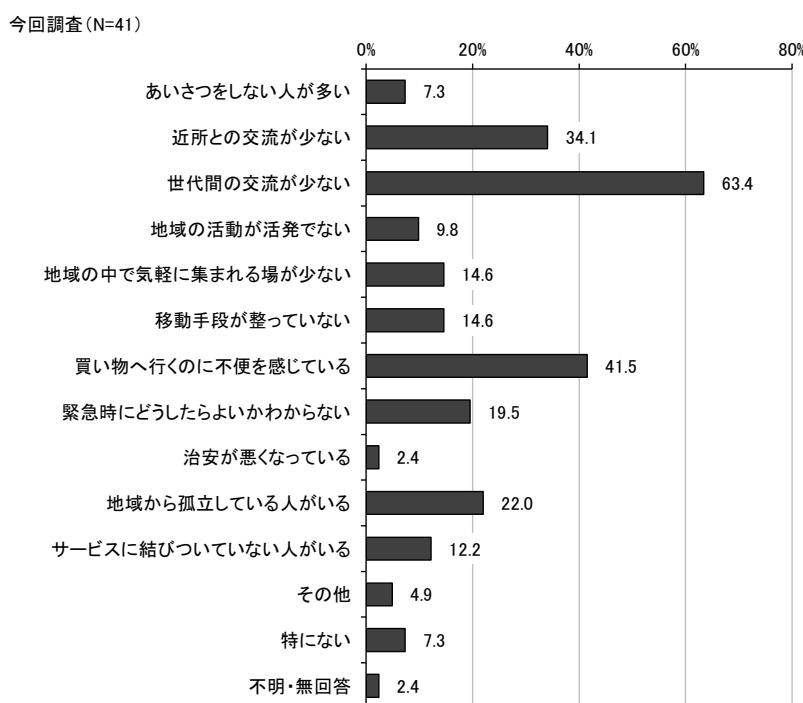


III. 活動を通して見える地域の状況について

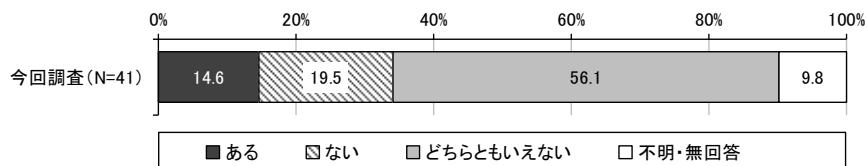
<問5 地域の中で支援を必要とする方について>



<問6 地域の中で課題に感じることや、活動を通してよく聞く困りごとについて>

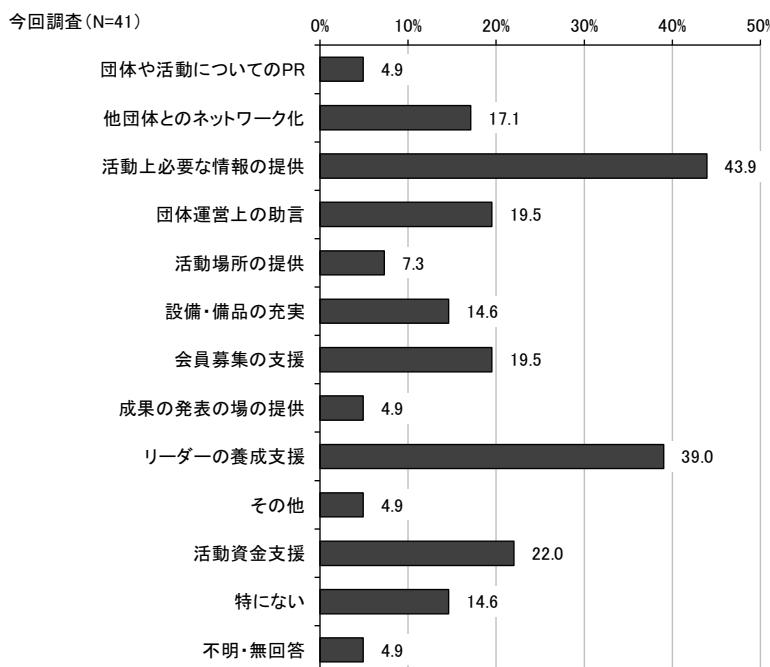


<問7 既存の公的な福祉サービスでは解決できず困っている問題があるかについて>



IV. 今後の活動について

<問8 貴団体が活動をしていく上で市に望むことについて>



■ 分野別課題調査結果

高齢者福祉・介護分野

(1) ご高齢の方の現状や課題について

	主な内容	概算件数
1	高齢者のみの世帯や引きこもり、孤立について	48 件
2	サービスの利用や介護保険制度について	18 件
3	認知症や成年後見について	11 件
4	交通手段、買い物について	10 件
5	身体機能の低下について	5 件
6	老々介護について	5 件
7	その他	18 件

(2) ご高齢の方のいる家族の現状や課題について

	主な内容	概算件数
1	介護と仕事、介護者の生活の両立について	20 件
2	精神的、身体的な負担やレスパイトケアについて	14 件
3	虐待リスク、介護者家族間の関係性について	13 件
4	日中独居について	12 件
5	世帯全体の課題について	12 件
6	介護サービス利用、在宅医療について	10 件
7	老々介護について	10 件
8	家族が別居又は遠方に暮らしている場合の支援について	6 件
9	経済的困窮・負担感について	5 件
10	認知症への対応について	4 件
11	社会的孤立について	3 件
12	介護・介助の方法、知識について	2 件
13	その他	8 件

(3) ご高齢で低所得などによる生活困窮者の現状や課題について

	主な内容	概算件数
1	医療、介護サービス等の利用控えについて	35 件
2	衣食住、金銭管理、健康管理について	26 件
3	低所得者への支援について	16 件
4	世帯全体の生活困窮など複合的な課題について	7 件
5	相談支援、情報発信について	4 件
6	社会的孤立について	4 件
7	その他	4 件

(4) ひとり暮らしのご高齢の方の困ったり、悩んだりしていることについて

	主な内容	概算件数
1	日常生動作全般について	47 件
2	体調不良や転倒など、緊急時のことについて	31 件
3	相談できる人がいない、支援者がいない	31 件
4	地域で孤立している、外出控えについて	19 件
5	日常の買い物や移動手段について	16 件
6	食事のバランスや健康管理について	13 件
7	薬の管理	7 件
8	金銭管理や必要な手続きができない	6 件
9	介護保険サービス等について知らない、情報を得る方法がわからない	4 件
10	孤独死	4 件
11	その他	7 件

(5) 高齢者夫婦の方の困ったり、悩んだりしていることについて

	主な内容	概算件数
1	互いの介護による負担、共倒れのリスク	57 件
2	日常生動作全般について	26 件
3	体調不良や転倒など、緊急時のことについて	12 件
4	介護保険サービス等について知らない、情報を得る方法がわからない	8 件
5	将来の不安	7 件
6	相談できる人がいない、支援者がいない	7 件
7	金銭管理や必要な手続きができない	3 件
8	その他	5 件

(6) 高齢者やその家族を支援する行政サービスの問題や課題について

	主な内容	概算件数
1	サービスの周知について	22 件
2	サービスの利用しにくさ、わかりにくさについて	19 件
3	利用手続き、利用条件、限度について	19 件
4	課題の把握、相談、支援などの体制について	17 件
5	サービスの整備について	8 件
6	移動手段について	5 件
7	介護離職について	3 件
8	その他	20 件

(7) 高齢者やその家族を取り巻く地域の現状や課題について

	主な内容	概算件数
1	地域とのつながりについて	35 件
2	地域活動、助け合いの地域づくりについて	18 件
3	見守り活動について	8 件
4	相談支援について	6 件
5	介護サービスや地域資源について	6 件
6	個人情報保護について	5 件
7	地域性について	4 件
8	その他	17 件

(8) 高齢者に対する避難などの支援活動実施のための地域での取り組みについて

	主な内容	概算件数
1	日頃の防災活動、避難訓練や災害が起こったときの避難体制について	33 件
2	日頃からの声掛け、見守りについて	24 件
3	地域の高齢者や障がいのある人の把握について	20 件
4	避難経路・場所の確認や避難所運営について	12 件
5	要援護者の把握と支援ネットワークについて	11 件
6	情報発信、周知について	11 件
7	その他	11 件

(9) 認知症の人を支えていく地域での取り組みについて

主な内容		概算件数
1	理解促進について	65 件
2	見守り支援について	20 件
3	認知症の人やその家族と交流する機会づくり	6 件
4	認知症の人も地域で当たり前に暮らせる環境づくり	5 件
5	行方不明の高齢者の早期発見について	3 件
6	その他	14 件

(10) 高齢者虐待を防止のための地域での取り組みについて

主な内容		概算件数
1	相談しやすい環境づくり	20 件
2	介護している人の精神的・身体的負担軽減について	16 件
3	見守り、声掛けについて	15 件
4	日頃から地域とつながりを持つことについて	12 件
5	訪問などによる状況把握、支援について	6 件
6	問題を一人で抱え込まない環境づくりについて	6 件
7	介護サービス事業所、行政、地域の連携強化	5 件
8	その他	25 件

(11) 高齢者の孤立化を解消するための地域での取り組みについて

主な内容		概算件数
1	趣味活動、サロン活動など居場所づくりについて	24 件
2	見守り支援について	16 件
3	介護サービス等の利用について	11 件
4	地域交流について	10 件
5	訪問型の支援について	10 件
6	就労、活躍の場づくりについて	4 件
7	その他	11 件

(12) 貴団体の活動の際にあるといい地域住民やボランティアの協力について

主な内容		概算件数
1	見守り支援	19 件
2	レクリエーション、趣味活動	14 件
3	家事や日常生活における困りごとへの支援	13 件
4	若い世代との交流	6 件
5	送迎や買い物付き添い・代行など	4 件
6	その他	20 件

(13) 新型コロナウイルスが貴団体の活動に与えた最も大きな影響について

	主な内容	概算件数
1	面会制限、外出制限	15 件
2	人手不足	14 件
3	サービスの利用控え、活動への参加減少	13 件
4	訪問型の支援、活動の減少	8 件
5	消毒、洗浄などの雑務の増加や費用負担の増加、物品の不足	7 件
6	訪問型の支援、活動の減少	5 件
7	サービス利用者の感染症対策	4 件
8	不安、恐怖心などの心理的負担	3 件
9	その他	20 件

児童福祉・子育て支援分野

(1) 貴団体に通われている子どもたちの現状や課題について

	主な内容	概算件数
1	保護者のなやみ、子どもへの影響について	8 件
2	新型コロナウイルス対策による影響について	5 件
3	学校・園での生活などについて	5 件
4	家庭での過ごし方、家庭教育について	3 件
5	基本的な生活習慣などについて	3 件
6	発達に課題のある子どもや療育について	3 件
7	その他	7 件

(2) 子育て中のご家族の現状や課題について

	主な内容	概算件数
1	核家族化、子育て家庭の孤立化などについて	10 件
2	子育ての課題や悩み、その相談先について	9 件
3	時間的、精神的余裕がないことについて	9 件
4	保護者（両親）の課題やその影響等について	5 件
5	発達に課題のある子どもや療育について	3 件
6	その他	2 件

(3) 低所得などにより生活が困窮している子育て中のご家族の現状や課題について

	主な内容	概算件数
1	基本的な食生活・生活習慣への影響	10 件
2	経済的不安定、家計管理	9 件
3	塾、習いごとなどの余裕がないこと	5 件
4	子ども自身の意欲への影響、貧困の連鎖	3 件
5	支援制度やその周知啓発	3 件
6	その他	10 件

(4) ご両親と子どもだけの家族の困ったり、悩んだりしていることについて

	主な内容	概算件数
1	保護者または子どもが体調不良時の対応について	15 件
2	子育ての課題や悩み、その相談先について	9 件
3	周囲のサポートについて	6 件
4	時間的、精神的余裕がないことについて	3 件
5	その他	7 件

(5) ひとり親家庭の困ったり、悩んだりしていることについて

	主な内容	概算件数
1	保護者または子どもが体調不良時の対応について	15 件
2	子育ての課題や悩み、その相談先について	10 件
3	周囲のサポートについて	6 件
4	経済的不安定、家計管理	4 件
5	時間的、精神的余裕がないことについて	3 件
6	その他	2 件

(6) お子さんや子育て中のご家族、妊産婦を支援する行政サービスの課題について

	主な内容	概算件数
1	サービスの周知、わかりにくさについて	11 件
2	既存のサービス、制度の利用条件について	6 件
3	相談支援について	4 件
4	保育所・園への入所について	3 件
5	産前産後、乳児のいる家庭への支援について	3 件
6	その他	4 件

(7) お子さんや子育て中のご家族を取り巻く地域の現状や課題について

	主な内容	概算件数
1	地域とのつながりについて	16 件
2	子育て家庭同士のつながりについて	4 件
3	その他	8 件

(8) 児童虐待を防止するための地域での取り組みについて

	主な内容	概算件数
1	地域の見守り体制について	20 件
2	保護者の身体的、精神的負担の軽減のための取組について	8 件
3	早期の通報・通告につながる取り組みについて	8 件
4	各種団体、機関の連携体制について	2 件

(9) 子育てにおける孤立化を解消するための地域での取り組みについて

	主な内容	概算件数
1	地域とつながりを持つきっかけづくり	8 件
2	相談支援	5 件
3	子育てに関するイベントの開催	4 件
4	親子で気軽に集える場所づくり	3 件
5	その他	4 件

(10) 妊娠中や出産後の女性、その家族が困ったり、悩んだりしていることについて

	主な内容	概算件数
1	相談できる人、サポートしてくれる人が近くにいないこと	12 件
2	産前産後うつや身体的な変化、負担に関するここと	9 件
3	(特に初産の場合など) 乳幼児の育児に関するここと	4 件
4	きょうだい児へのサポート	3 件
5	その他	6 件

(11) 新型コロナウイルスが貴団体の活動に与える最も大きな影響について

	主な内容	概算件数
1	日々の教育・保育・母子保健活動への影響	14 件
2	消毒作業など、日々の感染症対策	8 件
3	子育て家庭のコミュニケーション機会の減少	5 件
4	その他	3 件

生活困窮者支援分野

(1) 高齢者層の低所得などによる生活困窮者の現状・課題や解決策について

	内容	
1	現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> 年金のみでは生活が苦しく、働きたくても年齢的、身体的、能力的な問題があるため業種も限られ、思うような収入を得ることができずに医療や食に困っている状況がある。 生産年齢期に一定以上の収入が得られる仕事に就いていないことが大きな要因と考えられる。
	解決策	<ul style="list-style-type: none"> 就労の斡旋。 日常生活上の相談支援。 生活保護申請の補助。 家計改善の支援。 地域とのつながりをつくる取り組み。
2	現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> 収入、貯蓄のなさが原因。 公的年金の不十分さがある。厚生年金に加入できなかったなどの要因が考えられる。 社会的孤立をして家族形態の変化で一人暮らしや高齢者での二人暮らしの方々。 団塊の世代で生活保護を受け入れられない。恥だと言われる。 高齢者の二人暮らしで妻の年金が低く、夫の年金だけでは生活できない。
	解決策	<ul style="list-style-type: none"> 介護施設の増加、生活保護の支援、高齢者保険料の見直し（無料化）。 私的年金の拡充。

(2) 壮若年者層の低所得などによる生活困窮者の現状・課題や解決策について

内容	
1	現状・課題 <ul style="list-style-type: none">・仕事はしているが安定していないため、慢性的な困窮状態にあるケースが多い。・地域や人とのつながりがなく孤立している（相談する方もいない）。・日々の生活を送るのがやっとで貯蓄する余裕がなく、子どもの進学費用も負担できない。・安定した収入が得られる職業に就くことができていない。・子どもの生活保障および学習環境の提供が必要である。
	解決策 <ul style="list-style-type: none">・就労の斡旋。・早期の相談支援。・情報の提供（情報の提供方法に工夫が必要）。
2	現状・課題 <ul style="list-style-type: none">・貧困の連鎖。・失業、不安定な勤務形態で働いている。・寝たきりの病状、虚弱。
	解決策 <ul style="list-style-type: none">・就労による自立。

(3) ひとり親家庭の低所得などによる生活困窮者の現状・課題や解決策について

内容	
1	現状・課題 <ul style="list-style-type: none">・子どもの食事や勉強道具、学習塾などへの費用に負担を感じている。・目の前の生活が精一杯である。・受けられるはずの支援情報などが届いていない。・慢性的に困窮状態であるため突発的な支出に対応できず、些細なきっかけで困窮の状態が深刻化する。
	解決策 <ul style="list-style-type: none">・子どもが気軽に歩いて通える居場所をつくる。・地域内で服のリサイクル活動などを行う。・学校、地域、行政であらゆる支援情報をできる限り共有し、各家庭に届きやすくする。
2	現状・課題 <ul style="list-style-type: none">・ひとり親、特にシングルマザーは就労時間が限られている。仕事、子育て、家事との両立がある。・男性と女性では収入の差がある。・養育費が支払われていない。・小さい子どもがいると、正社員に雇用されにくい。
	解決策 <ul style="list-style-type: none">・児童扶養手当、児童手当の拡充。 ・家事や育児のサポート支援。・ホームヘルパーの活用。 ・子どもを預かる支援。・子ども食堂。 ・学習支援ボランティア。・就労支援。

(4) 低所得などによる生活困窮者を支援する行政サービスの現状・課題や解決策について

内容		
1	現状・課題	・サービスを知らない。
	解決策	・知る手段がない方への周知方法。つながりづくり。
2	現状・課題	・支援を必要とする方への情報が行き届いていない。
	解決策	・あらゆる方法でも情報発信が必要。

(5) 低所得などによる生活困窮者を取り巻く地域の現状・課題や解決策について

内容		
1	現状・課題	・地域とのつながりが希薄化し孤立している（生活困窮になると、外に出て行かれない方が多いと思われる）。 ・同じ地域に住む者同士での支援には限界がある（相談しにくい、知られたくないなど）。
	解決策	・地域での料理教室などを通じ、食料支援や人と人のコミュニケーションを高める。 ・相談支援などの情報が必要な人に伝わるよう工夫する。 ・生活困窮の現状や相談窓口などについて地域で共有する。
2	現状・課題	・見守りができていない。
	解決策	・行政や関係機関との情報の共有と見守り支援。

(6) 生活困窮者に対する支援のために行政や社会福祉協議会で必要な取り組みについて

内容	
1	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援の充実（深刻な困窮状態に陥る前に早い段階で相談支援につなげる）。 ・生活困窮の現状把握。 ・地域、他機関（民間も含む）との連携。 ・個々の現状に見合った細やかな対応。 ・地域の方も参加できる支援活動などの取り組み。 ・相談支援の情報発信。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援制度の市民への周知と考えます。回覧板でチラシを1枚ずつ入れることも必要かもしれない。 ・一時生活支援事業。 ・家計改善支援事業の拡充。 ・学習支援事業。 ・庁舎内の連携。滞納水道料金、滞納市民税、滞納市営住宅費の督促状に困りごと相談窓口のチラシを入れ送付するなどの連携も可能だと考える。支払いが多い多重債務の方への家計改善支援員との面談を入れ、債務整理など家計を改善することもできる。

(7) 低所得などによる生活困窮者に対する支援のための地域での取り組みについて

	内容
1	<ul style="list-style-type: none"> ・人と人とのコミュニケーション（日頃から地域住民同士のつながりをつくっておく）。 ・地域でのつながりづくり（生活用品のフリーマーケットやほしい人と提供できる人をつなぐなど）。 ・個人情報の保護と開示の整理。 ・地域における福祉活動関係者の連携。 ・要支援者の情報が行政や社協などの支援機関につながる仕組みづくり。 ・困窮者の孤立化を防ぐ（気軽に相談し合える関係づくり）。 ・生活困窮の悩みを抱えている人（自分で情報を得ることが難しい人など）が地域や行政、社協などの関係機関などにつながる仕組みづくり。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者の早期把握や見守りの地域づくり。 ・地域内で就労ができるところはないか。 ・サポートやボランティア支援。 ・地域の中での孤立を防ぐ。定期カフェの開催や開催会場の案内。ゲートボール。

(8) 新型コロナウイルスが団体の活動に与える最も大きな影響について

その上で今後、地域福祉活動の推進をすすめるうえで取り入れるべき視点

	内容				
1	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">影響</td> <td>・新型コロナウイルスに関する業務の増加（貸付業務、感染防止対策）。</td> </tr> <tr> <td>今後、地域福祉活動の推進をすすめるうえで取り入れるべき視点</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付を受けた世帯の中でも、慢性的に困窮に陥りつつある世帯への支援が必要。 ・地域での交流活動の実施が難しい。コロナ対策をしながらも地域でのつながりや支え合いを行えるような環境づくり、情報提供が必要。 ・進学費用などの捻出が困難になる世帯も出てくることが予想されるため、世帯内で困窮が連鎖しないよう支援していく必要がある。 </td> </tr> </table>	影響	・新型コロナウイルスに関する業務の増加（貸付業務、感染防止対策）。	今後、地域福祉活動の推進をすすめるうえで取り入れるべき視点	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付を受けた世帯の中でも、慢性的に困窮に陥りつつある世帯への支援が必要。 ・地域での交流活動の実施が難しい。コロナ対策をしながらも地域でのつながりや支え合いを行えるような環境づくり、情報提供が必要。 ・進学費用などの捻出が困難になる世帯も出てくることが予想されるため、世帯内で困窮が連鎖しないよう支援していく必要がある。
影響	・新型コロナウイルスに関する業務の増加（貸付業務、感染防止対策）。				
今後、地域福祉活動の推進をすすめるうえで取り入れるべき視点	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付を受けた世帯の中でも、慢性的に困窮に陥りつつある世帯への支援が必要。 ・地域での交流活動の実施が難しい。コロナ対策をしながらも地域でのつながりや支え合いを行えるような環境づくり、情報提供が必要。 ・進学費用などの捻出が困難になる世帯も出てくることが予想されるため、世帯内で困窮が連鎖しないよう支援していく必要がある。 				
2	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">影響</td> <td>・相談件数の増加による支援の過密。</td> </tr> <tr> <td>今後、地域福祉活動の推進をすすめるうえで取り入れるべき視点</td> <td> <p>【地域福祉活動の推進を取り入れる視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正な人員確保。 ・市が取り組んでいる食糧や生活物資の支援の継続。 ・回復後の生活相談の提案。 ・収入減による生活費不足の支援。 ・住居不安定者に対するアパート支援。 <p>【福祉のまちづくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の方が相談に来られるように市報などで方向性を周知する必要を感じる。 ・給付金はもらって嬉しいですが、生きがいを感じられるまちづくりが必要。 ・一人ひとりが、何が不安で、何を解決したら良いのか傾聴することが大事。 </td></tr> </table>	影響	・相談件数の増加による支援の過密。	今後、地域福祉活動の推進をすすめるうえで取り入れるべき視点	<p>【地域福祉活動の推進を取り入れる視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正な人員確保。 ・市が取り組んでいる食糧や生活物資の支援の継続。 ・回復後の生活相談の提案。 ・収入減による生活費不足の支援。 ・住居不安定者に対するアパート支援。 <p>【福祉のまちづくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の方が相談に来られるように市報などで方向性を周知する必要を感じる。 ・給付金はもらって嬉しいですが、生きがいを感じられるまちづくりが必要。 ・一人ひとりが、何が不安で、何を解決したら良いのか傾聴することが大事。
影響	・相談件数の増加による支援の過密。				
今後、地域福祉活動の推進をすすめるうえで取り入れるべき視点	<p>【地域福祉活動の推進を取り入れる視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正な人員確保。 ・市が取り組んでいる食糧や生活物資の支援の継続。 ・回復後の生活相談の提案。 ・収入減による生活費不足の支援。 ・住居不安定者に対するアパート支援。 <p>【福祉のまちづくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の方が相談に来られるように市報などで方向性を周知する必要を感じる。 ・給付金はもらって嬉しいですが、生きがいを感じられるまちづくりが必要。 ・一人ひとりが、何が不安で、何を解決したら良いのか傾聴することが大事。 				

9. 用語解説

【あ行】

●アウトリーチ

支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報や支援を届けること。

●NPO（法人）

Non-Profit Organization または Not-for-Profit Organization の略。営利目的ではなく非営利な活動を行う団体、社会貢献活動や慈善活動を行う団体で、NPO 法人とは、特定非営利活動促進法に基づいて特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、同法の定めるところにより設立された法人。

【か行】

●介護保険制度

高齢化、要介護高齢者の増加、介護家族の負担増大を見据え、保健医療の向上および福祉の増進を図ることを目的として、平成 12 年から開始された制度。保険者は太宰府市であり、65 歳以上の人を第 1 号被保険者、40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者を第 2 号被保険者という。

●介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

老人福祉法に基づき設置され、65 歳以上の常時介護が必要で、居宅において生活が困難な人であり、原則として要介護 3 以上の人を対象とする介護保険施設。

●学童保育所

労働などの事情により昼間保護者が家庭にいない小学生の児童に対し、放課後や長期休暇中、保護者に代わって保育を行う施設。

●家庭児童相談員

広域的な児童相談所では対応できない比較的小さな地域、すなわち、市や郡部を単位に、心身の障がいや不登校、学校での人間関係、家族関係、性格、生活習慣、発達、言葉の遅れ、非行の問題を抱える児童や当該児童の保護者の相談に対し、常勤の社会福祉主事などと連携して応じるとともに、必要な指導を行う相談員。

●教育支援センター

本市小中学校における不登校などの児童生徒および保護者に対して、学校、関係機関などと連携して、集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善のための相談、適応指導を行い、児童生徒の社会的自立を促すことを目的とした施設。

●協議体

市町村が主体となり、コーディネーターと生活支援・介護予防サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有、連携および協働による資源開発等を推進することを目的としたネットワークのこと。なお、協議体のうち、市域全体を対象エリアとするものを第 1 層協議体、各中学校区を単位として設置するものを第 2 層協議体という。

●行政出前講座

市が行っている仕事のなかで、知りたい・聞きたいと思っている内容を講座メニューのなかから選んでもらい、市内に在住・在勤・在学のグループや団体のもとへ職員が出向き、説明する講座。

●共同生活援助（グループホーム）

障害者総合支援法に基づく、障がいのある人に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行うサービス。

●共同利用施設

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第6条により、航空機の騒音により生じる障害を緩和し、地域住民の生活の安定および福祉の向上を図るための施設。

●居宅介護

障害者総合支援法に基づく、ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行うサービス。

●居宅介護支援

介護を必要とする人が、居宅で適切にサービスを利用できるように、心身の状況や生活環境、本人・家族の意向などにそってケアプランを作成したり、さまざまな介護サービス提供事業者との連絡・調整などを行うサービス。

●苦情解決制度

社会福祉法に規定されている制度。社会福祉事業の経営者は、利用者からの苦情に対する適切な解決に努める責任を負うと定められている。苦情解決体制として、「苦情解決責任者」および「苦情受付担当者」を設置するとともに、社会性や客觀性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、事業所外の第三者を「第三者委員」として選任するものとされている。事業者と利用者間での苦情解決が困難な場合は、第三者機関である運営適正化委員会（都道府県社会福祉協議会に設置）による解決の方法が用意されている。

●軽費老人ホーム（ケアハウス）

身寄りがない、または、家庭環境や経済状況などの理由により、家族との同居が困難な高齢者が比較的低額な料金で入居できる福祉施設。

●健康推進員

病気の予防や健康づくりに関する学習をとおして健康への知識や意識を深め、市が実施する保健事業などへの協力や自主的な活動などを行い、地域における健康づくりの担い手となる人。

●校区自治協議会（自治協）

小学校区単位の創意工夫を活かしたまちづくりを推進するため、おおむね各小学校区域内の自治会で組織された協議会。本市では太宰府小校区自治協、太宰府東小校区自治協、太宰府南小校区自治協、国分小校区自治協、水城小校区自治協、太宰府市西校区自治協の6団体がある。

●行動援護

障害者総合支援法に基づく、行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事などの介護のほか、行動する際に必要な援助を行うサービス。

●地域子育て支援センター

安心して子どもを産み育てることができ、子育ての楽しさが実感できるように子育てサロン、乳幼児の年齢・状況に応じた広場事業、出前保育、育児講座、子育て相談、あそぼう会などの事業、子育て情報の提供、および子育てサークル支援などを実施している施設。また、「地域子育て支援センター」とは、市内の保育所内に開設された同様の機能を有する場。

●子育て世代包括支援センター

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供できることを目的に、保健師等を配置して、妊産婦等からの相談に応じ、健診等の「母子保健サービス」と地域子育て支援拠点等の「子育て支援サービス」を一体的に提供できるよう、必要な情報提供や関係機関との調整、支援プランの策定などを行う機関。

【さ行】

●災害ボランティアセンター

主に災害発生時、被災地の支援ニーズを把握し、災害支援ボランティアが効果的に活かされるよう活動を調整、支援する組織。

●サロン

互いに支え合って暮らしていく地域づくりのため、外出の機会が少ない高齢者や、子育て中の家族など、同じ地域で暮らす住民同士が定期的に集い、交流することで、地域の「憩いの場」となることを目指す場所。

●自主防災組織

地域住民が自主的に協力連携して「自分たちの地域は自分たちで守る」という考え方につけて、日頃から災害に備えた取り組みを行うとともに災害時は、被害を最小限にする活動を行う団体(組織)。

●自治会

市内において、その地域の住民によって組織される、地域自治のための組織である。本市では1つの行政区域内に1つ組織されており、44の自治会がある。

●児童委員

地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援などを行う人で、民生委員が児童委員を兼ねている。また、一部の児童委員は、児童に関する仕事を専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。

●児童相談所

18歳未満の子どもの福祉に関する相談・通告を受け、子どもの家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動などについて専門的な角度から総合的に調査、診断、判定を行い、子ども、保護者、関係者などに対して指導・援助を行う機関。また必要に応じて、子どもの一時保護、児童福祉施設などへの入所措置などの機能を併せ持つ相談援助活動を行う。

●児童発達支援

児童福祉法に基づく、障がいのある子どもが日常生活における基本的動作および知識技能を習得し、ならびに集団生活に適応することができるよう、障がいのある子ども本人の身体および精神の状況ならびにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導および訓練を行うサービス。

●児童扶養手当

父母が離婚するなどして父または母の一方からしか養育を受けられないひとり親家庭などの児童のために、地方自治体から支給される手当。

●市民後見人

一般の市民による後見人のこと。家庭裁判所から選任され、専門組織による養成と活動支援を受けながら、地域における第三者後見人の立場で、市民としての特性を活かした後見活動を行う。

●社会資源

人々のニーズを充足したり、問題解決の目的に使われる各種の施設、制度、機関、知識や技術などの物的、人的資源の総称。

●社会福祉法

社会福祉の目的や理念、原則などを盛り込み、社会福祉事業の範囲や社会福祉協議会、福祉事務所、社会福祉主事、社会福祉法人など、社会福祉の基礎構造に関する規定とともに、市町村地域福祉計画などの作成その他の地域福祉の推進を図るための規定が定められた法律。

●社会福祉法人

社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された法人。社会福祉事業の公共性から、その設立・運営に厳格な規定が定められている。なお、社会福祉事業とは、第一種社会福祉事業と第二種社会福祉事業に分けられる。

●就職氷河期（世代）

1990年代初頭～2000年代半ばの雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代。不本意ながら不安定な仕事に就いている、無業の状態にある、社会参加に向けた支援を必要とするなど、現在もさまざまな課題に直面している人が多いといわれている。

●重度訪問介護

障害者総合支援法に基づく、重度の肢体不自由または重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活などに関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行うサービス。

●就労移行支援

障害者総合支援法に基づく、就労を希望する65歳未満の障がいのある人に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行うサービス。

●就労継続支援（A型）

障害者総合支援法に基づく、企業などに就労することが困難な障がいのある人に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行うサービス。

●就労継続支援（B型）

障害者総合支援法に基づく、通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がいのある人に対し、生産活動などの機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行うサービス。

●主任児童委員

民生委員・児童委員の中でも、地域における子育て支援をさらに推進するため、子どもや子育てに関する支援を専門に担当する委員。担当区域を持たず、区域担当の民生委員・児童委員と連携しながら子育ての支援や児童健全育成活動などに取り組んでいる。

●生涯学習センター

生涯学習情報の収集、管理および提供に努めるとともに、住民の生涯学習に関する相談の対応を行う施設。年間をとおして、語学、体操、料理、趣味の講座を開催しており、生涯学習、文化活動および自主活動の場として広く利用されている。

●障がい者支援施設

障害者総合支援法に基づく、障がいのある人に対し、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障がい福祉サービスを行う施設。具体的には、障がいのある人に対し、夜間から早朝にかけては「施設入所支援」を提供するとともに、昼間は生活介護などの日中活動系サービスを行う。

●障がい者相談員

障がいのある人の福祉の増進を図るべく、障がいのある人の生活上のさまざまな相談に応じ、必要な制度を活用できるよう援助するなど、行政機関とのパイプ役になったり、障がいのある人のための社会参加に関する地域活動や行事を公的機関、関係団体と協力し、また、障がいのある人に対する地域住民の理解を深めるため、各種の啓発活動に取り組む相談員。

●小規模多機能型居宅介護

利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、利用者の選択に応じて、施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や利用者の居宅への「訪問」を組み合わせることで、住み慣れた居宅や地域での生活を継続できるよう日常生活上の支援や機能訓練を行うサービス。

●小地域福祉活動

小地域は福祉活動を有効にすすめられるエリアで、関係者や当事者の組織化および「ひまわり会」（見守り活動、サロン活動）などの活動をさす。小地域福祉活動の推進者として、福祉委員が、民生委員・児童委員や自治会役員などとともに、大きな役割を担っていくことが期待されている。

●自立支援協議会

障がいのある人が地域で安心して生活できるよう支援し、自立と社会参加を図るため、一般相談支援事業および特定相談支援事業の適切な運営、ならびに地域の障がい福祉に関するシステムづくりについての中核的な役割を果たす定期的な協議の場。

●自立支援医療（精神通院医療）

精神疾患（てんかんを含む）の治療のため通院による精神医療を継続的に要する病状にある人に対して、医療費の自己負担を軽減する公費負担医療。

●自立相談支援事業

生活困窮者の相談に応じ、アセスメントを実施して個々人の状態にあった支援計画を作成し、必要なサービスの提供につなげる事業。また、関係機関への同行訪問や就労支援員による就労支援、関係機関とのネットワークづくりと地域に不足する社会資源の開発を行う。

●身体障害者手帳

身体障がいのある人が身体障害者福祉法に定める障がいに該当すると認められた場合に交付される手帳。身体障害者手帳の等級は重度から1級～6級に区分され、さらに障がいにより視覚、聴覚、音声・言語・そしゃく、肢体不自由、内部（呼吸器や心臓、じん臓、ぼうこうまたは直腸、小腸、免疫機能、肝臓）などに分けられる。

●スポーツ推進委員

スポーツ推進のため、また、そのための事業の実施にかかる連絡調整、ならびに住民に対するスポーツの実技の指導、その他スポーツに関する指導、助言を行う人。

●スクールカウンセラー

臨床心理士、精神科医、心理学系の大学の常勤教員等、臨床心理に関し高度に専門的な知識・経験を有する人。心の専門家として専門性を有しつつ、児童生徒へのカウンセリング、教職員および保護者に対する助言・援助を行う人。

●スクールソーシャルワーカー

児童生徒の学校生活に係る、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題および貧困に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉などの専門的な知識・技術を用いて、児童生徒のおかれたさまざまな環境に働きかけて支援を行う人。

●生活介護

障害者総合支援法に基づく、障害者支援施設などで、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活などに関する相談や助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行うサービス。

●生活困窮者自立支援法

生活困窮者の自立の促進を図ることを目的に、全国の福祉事務所設置自治体が実施主体となって、官民協働による地域の支援体制を構築し、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に関し、包括的な事業の実施を定めた法律。

●生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす人のこと。

●生活支援体制整備事業

住民や地域の組織・団体、福祉サービス事業者などさまざまな主体が連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化および高齢者の社会参加の推進を一体的に図って行くことを目的とし、「協議体」や「生活支援コーディネーター」の活動により、支えあいの地域づくりをめていく事業。

●生活福祉資金貸付制度

社会福祉協議会による低所得者、障がいのある人または高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行うことで、その経済的自立および生活意欲の助長を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とした制度。資金の貸付については、資金の種類ごとに、要件、限度額などそれぞれの用途に応じて実施されている。

●生活保護

資産や能力などすべてを活用してもなお生活に困窮する人（世帯）に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度。

●精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのある人の自立と社会参加の促進を図ることを目的とし交付される手帳。障がいの程度により、1級、2級、3級に区分される。

●成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症などにより、判断能力が十分でない人を法的に保護し、支援するための制度。本人にとって必要な契約の締結や財産管理、本人の誤った判断に基づいて不利益な結果を招かないようにするため、家庭裁判所が援助者を選任し、その援助者が本人に代わって手続き等を行う。

●総合福祉センター

地域福祉推進の核となる民間福祉活動やボランティア活動の促進を図りながら、誰もが安心して生活できる「福祉のまちづくり」の拠点として、より総合的な社会福祉の推進を図ることを目的に建設された施設。

●相談支援（障がい福祉サービス）

障害者総合支援法に基づく、地域で生活する障がいのある人やその家族、関係機関の人たちからの相談に応じ、必要な情報提供や助言を行うことで、自立した日常生活または社会生活が送れるように総合的・継続的に支援するサービス。

【た行】

●第三者評価制度

福祉サービス事業者の提供するサービスの質を、当事者（利用者や事業者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的・客観的な立場から評価を行う制度。行政の監査とは異なり、最低基準を満たしているかを確認するのではなく、評価結果を広く公表することにより、各事業者がよりよいサービスを提供できるように誘導する役割を持っている。

●団塊の世代

1947年（昭和22年）～1949年（昭和24年）のベビーブーム時代に生まれた世代のこと。

●短期入所生活介護・療養介護（ショートステイ）

介護者の疾病やその他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となった要介護者を介護老人福祉施設などに短期間入所させ、入浴、排せつ、食事などの介護、機能訓練などをを行うサービス。

●短期入所

障害者総合支援法に基づく、自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がいのある人に障害者支援施設や児童福祉施設などに短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行うサービス。

●地域活動支援センター

障害者総合支援法に基づく、障がいのある人が通い、地域の実情に応じて、創意的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの機会を提供するなど、障がいのある人の日中の活動をサポートする場。

I型：専門職員（精神保健福祉士など）を配置し、医療・福祉および地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発などの事業を実施している。

II型：地域において雇用・就労が困難な在宅の障がいのある人へ、機能訓練、社会適応訓練、入浴などのサービスを実施している。

III型：地域の障がいのある人のための援護対策として、地域の障がい者団体などによる通所の援護事業を実施している。

●地域ケア会議

高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とをすすめるための手法のひとつ。主に、多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図る（地域ケア個別会議）ことや、地域に共通した課題を明確化し、課題解決に必要な資源開発や地域づくりに関連した政策形成につなげる（地域ケア推進会議）ことを目的としている。

●地域包括支援センター

市町村が設置することができ、地域住民の心身の健康の保持および生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援することを目的とした機関。業務内容としては、三職種（主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師）を中心に、高齢者の総合相談支援や権利擁護業務のほか、管内の居宅介護支援事業所および関係機関とのネットワークづくりを行う。

●地域包括ケアシステム

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、また、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制として、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいが一体的に提供されるケアシステム。

●通所介護（デイサービス）

入浴、排せつ、食事などの介護、生活などについての相談・助言、健康状態の確認、その他の必要な日常生活上の世話や機能訓練を行うサービス。

●通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や診療所、病院において、日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身機能の維持回復を図るサービス。

●同行援護

障害者総合支援法に基づき、視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がいのある人の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護などを行うサービス。

●特定施設入居者生活介護

特定施設の指定を受けた介護付有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などが、入居している利用者に対して入浴、排せつ、食事などの介護、その他必要な日常生活上の支援を行うサービス。

●特別支援学校

障がいがあることにより、通常の学級における指導だけではその能力を十分に伸ばすことが困難な子どもたちについて、一人ひとりの障がいの種類や程度などに応じ、特別な配慮の下に、適切な教育が行われている学校。

●届出保育施設

事業主が雇用する従業員の乳幼児のみを預かる事業所内保育施設など一部の施設を除き、児童福祉法の規定により知事への届出が義務づけられている認可保育所および家庭的保育事業等の認可を受けた施設以外の保育施設。

●DV

Domestic Violence(ドメスティック・バイオレンス)の略。配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあつた人から振るわれる暴力のこと。

【な行】

●日常生活自立支援事業

認知症の高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人などで、判断能力が不十分なため、日常生活に困っている人が安心して自立した地域生活が送れるよう、相談、福祉サービスの利用援助および日常的な金銭管理などを行う事業。契約締結後、生活支援員が生活支援計画に基づき、定期的な支援を行う。太宰府市社会福祉協議会では、「ほのぼのサービス」として展開している。

●任意後見監督人

任意後見人が任意後見契約の内容どおり適正に仕事をしているかを、任意後見人から財産目録などを提出させるなどして、監督する人。任意後見契約が登記されている場合において、精神上の障がい（認知症、知的障がい、精神障がいなど）によって、本人の判断能力が不十分な状況にあるとき、家庭裁判所が選任する。

●認知症

脳の病気や障害などさまざまな原因により、認知機能が低下し、日常生活全般に支障が出てくる状態をいう。大きく、脳血管性のものと、アルツハイマー病に区別される。

●認知症サポーター

認知症を正しく理解してもらい、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者。講師であるキャラバン・メイトと市が協働で行う認知症サポーター養成講座により養成する。

●認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症高齢者の症状の進行予防・改善を図るため、共同生活をしながら入浴、排せつ、食事などの介護や機能訓練を行うサービス。

●ノーマライゼーション

高齢者も子どもも、障がいのある人もそうでない人も、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整え、ともに生きる社会が普通の社会であるという考え方。いわゆる社会的弱者に変化を求めるのではなく、社会のあり方そのものを変えることで、誰もが生きがいを見つけ、役割を担う社会をつくりあげる必要があるという発想。

【は行】

●パブリックコメント

公衆（国民・住民など）の意見。特にパブリックコメント手続（制度）とは、行政が政策、制度などを決定する際に、公衆の意見を聞いて、それを考慮しながら最終決定を行う仕組みのこと。

●バリアフリー

高齢者や障がいのある人などが生活していく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁など、すべての障壁を除去する考え方。

●避難行動要支援者（名簿）

高齢者、障がいのある人、乳幼児などの防災施策において特に配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難などに特に支援を要する人。災害対策基本法では、避難行動要支援者名簿の作成が市町村の義務とされ、個別避難計画の作成が努力義務と規定されている。

●病児保育施設

児童が病気の回復期などにあり、医療機関による入院治療は必要ないものの、他の児童との集団生活が困難な時期に、その児童を一時的に預かる施設。

●福岡県運営適正化委員会

社会福祉法第83条に基づき、県社会福祉協議会に設置された公平・中立な第三者機関。福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）の適正な運営を確保するための助言・勧告を行うほか、社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業において提供されるサービスにかかる処遇の内容に関する苦情、福祉サービス利用契約の締結、履行または解除に関する苦情を適切に解決するため、助言、相談、調査もしくは斡旋または福岡県知事への通知を行う。

●福祉委員

住民のなかから選出され、社会福祉協議会会長から委嘱を受けて活動する小地域福祉活動の推進者。選出された地域を担当とし、近隣の住民に働きかけたり、民生委員・児童委員やボランティア、社会福祉協議会などと協力して地域福祉問題（ニーズ）を発見し解決につなげる「担い手」としての役割が期待されている。

●福祉避難所

災害時などにおいて、高齢者や障がいのある人、乳幼児その他の特に配慮を要する人が円滑に利用でき、また、相談、助言その他の支援を受けることができる体制の整備された避難所のこと。

●保育所等訪問支援

児童福祉法に基づく、訪問支援員が障がいのある子ども本人が通う保育所などに訪問し、障がいのある子ども本人が障がいのある子ども以外の児童との集団生活に適応することができるよう、障がいのある子ども本人の身体および精神の状況ならびにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うサービス。

●放課後等デイサービス

児童福祉法に基づく、学校通学中の障がいのある子どもが、放課後や夏休みなどの長期休暇中ににおいて、生活能力向上のための訓練などを継続的に提供することにより、学校教育と相まって、障がいのある子どもの自立を促進するとともに、放課後などの居場所づくりを行うサービス。

●訪問介護（ホームヘルプ）

要介護者について、居宅において、食事や排せつなどの身体介護、掃除や洗濯などの生活援助を行うサービス。

●訪問看護

要介護者について、居宅において看護師などにより行われる医師が必要性を認めた療養上の世話または必要な診療の補助を行うサービス。

●保護司

社会奉仕の精神をもって、犯罪をした人の改善および更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努める役割を担う人。具体的には、保護観察所と連携しながら、保護観察（犯罪や非行をした人たちと定期的に面接を行い、更生を図るために遵守事項を守るよう指導するとともに、生活上の助言や就労の手助けなどを行うこと）や釈放後にスムーズな社会復帰をすすめるための生活環境の調整、犯罪予防活動などを行っている。

●ボランティアセンター

ボランティア活動に関する相談窓口、活動協力・補助、活動拠点・作業場の提供、講演会・研修会開催、ボランティアネットワーク拠点としての活動などを行なう組織。

【ま行】

●民生委員

民生委員法に基づき、厚生労働大臣が委嘱し、児童福祉法に定める児童委員も兼ねている。地域住民の生活状態の把握、要援助者の自立への相談援助・助言、社会福祉事業者または社会福祉活動者との密接な連携・活動支援、福祉事務所その他の関係行政機関の業務への協力などを行う。

●民生委員児童委員協議会（民児協）

一定区域ごとに置かれ、すべての民生委員・児童委員が所属する協議会。委員への研修を実施したり、委員活動を通じて把握する地域課題を共有して対応方法を検討するなどの活動を行う。本市では中学校区域ごとに4団体が置かれている。また、4団体を取りまとめて活動支援を行う連合協議会がある。

【や行】

●有料老人ホーム

老人福祉法に基づき、設置・運営する高齢者のための居住施設。入浴、排せつもしくは食事の介護、食事の提供またはその他の日常生活上必要なサービスを提供することを目的とした施設で、老人福祉施設でないものをいう。

介護付：介護などのサービスがついた高齢者向けの居住施設

住宅型：生活支援などのサービスがついた高齢者向けの居住施設

健康型：食事などのサービスがついた高齢者向けの居住施設

●ユニバーサルデザイン

障がいによりもたらされる障壁（バリア）に対処するという考え方である「バリアフリー」に対し、「ユニバーサルデザイン」はあらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種などにかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインするという考え方のこと。

●要介護認定

介護保険制度において、被保険者が介護を要する状態であることを保険者が認定する制度。介護保険法では、日常生活において介護を必要とする状態を意味する要介護認定と、日常生活に見守りや支援を必要とする状態を意味する要支援認定の2種類の認定が規定されている。

●要保護児童対策地域協議会

児童福祉法に基づき、虐待を受けた子どもをはじめとする要保護児童などに関する情報の交換や支援を行うために協議を行う場。

【ら行】

●療育手帳

児童相談所または障害者更生相談所において知的障がいと判定された人に対して交付される手帳。交付により知的障がいのある人に対する一貫した指導、相談を行うとともに各種の援護措置を受けやすくなることを目的としている。障がいの程度は、A判定が重度、B判定が中度・軽度となっている。

●老人福祉センター

老人福祉法に基づく、地域の高齢者の集いの場として、また、健康の増進、教養の向上、レクリエーションの提供、各種の相談などを行い、健康で明るい生活を営むことができることを目的に運営されている施設。